

令和 2(2020)年度スポーツ庁委託事業

「スポーツ・インテグリティ推進事業における  
スポーツ団体のガバナンス強化の推進」

## 報告書



令和 3(2021)年 3 月

一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構



## 目次

第1章 本事業の概要.....	1
1.1 目的.....	1
1.2 実施体制.....	1
1.3 事業の実施.....	2
1.3.1 事業対象.....	2
1.3.2 事業の概要.....	2
第2章 スポーツ団体向け基礎研修会.....	5
2.1 「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」（スポーツ庁委託事業）の概要.....	5
2.2 スポーツ・インテグリティ基礎研修会の内容.....	6
2.3 事後アンケート集計・分析.....	22
第3章 日本学生野球協会.....	29
3.1 ニーズ調査.....	29
3.1.1 全日本大学野球連盟へのニーズ調査アンケート集計結果.....	29
3.1.2 「日本高等学校野球連盟」へのニーズ調査アンケート集計結果.....	43
3.2 全日本大学野球連盟「インテグリティ研修会」.....	54
3.3 「インテグリティ研修会」事後アンケート集計・分析.....	54
第4章 障がい者スポーツ団体.....	62
4.1 一般社団法人日本車いすラグビー連盟.....	62
4.1.1 ニーズ調査.....	62
4.1.2 研修（事例検討会）.....	63
4.1.3 コンサルティング（規程類の整備）.....	69
4.1.4 コンサルティングの成果.....	72
4.2 一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟.....	75
4.2.1 ニーズ調査.....	75
4.2.2 コンプライアンス研修.....	76
4.2.3 コンプライアンス研修事後アンケート集計・分析.....	76
第5章 地方の一般スポーツ団体—公益財団法人長野市スポーツ協会.....	82
5.1 ニーズ調査.....	82
5.2 教育研修.....	82
5.2.1 インテグリティ研修会の概要.....	82
5.2.2 インテグリティ研修会の事後アンケート集計・分析.....	83
5.2.3 研修.....	90
5.3 ガバナンスの強化.....	91
5.3.1 課題の整理.....	91
5.3.2 コンプライアンス委員会設置に向けて.....	92
第6章 スポーツ団体におけるガバナンス強化の課題.....	93
6.1 現状の課題.....	93

6.1.1 人材育成事業 .....	93
6.1.2 ガバナンスの強化のためのコンサルティング .....	93
6.2 課題解決に向けて .....	95
6.2.1 人材育成事業の課題解決策 .....	95
6.2.2 スポーツ団体のガバナンスの強化についての課題解決策 .....	96
巻末資料 .....	98
1. 全日本大学野球連盟向けニーズ調査アンケート（調査票） .....	98
2. 長野市スポーツ協会向け研修会事後アンケート（調査票） .....	102
3. 「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」事後アンケート（調査票） .....	105
4. 全日本大学野球連盟「インテグリティ研修会」（監督会常任委員会後に実施） 事後アンケート（調査票） .....	106
5. 日本身体障がい者水泳連盟「コンプライアンス研修」事後アンケート（調査用） .....	108
6. 「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」質疑応答集 .....	110

# 第1章 本事業の概要

## 1.1 目的

各スポーツ団体が中央競技団体向け及び一般スポーツ団体向けのガバナンスコードに基づき、ガバナンス・コンプライアンスの一層の改善を図ることを目的とする。

この目的に沿った事業の内容は、以下の通りである。

- ① 専門家のコンサルティングによる内部規程の整備、体制の整備
- ② ガバナンス・コンプライアンスの担当部署の人材育成
- ③ 中央競技団体が各地方組織を改革するための支援

その結果、他のスポーツ団体の模範となりうる先進事例を形成し、ガバナンスコードに合致したモデルケースとして水平展開できるようにする。

## 1.2 実施体制

当機構の理事会の下に、本事業を担当する「事業推進委員会」を設置して対応する。実務に関わる諸作業を再委託先の株式会社ユーミックスが担当すると共に、事業推進委員会、当機構認定スポーツ・コンプライアンス・オフィサー（SCO）と緊密な連携をとりつつ事業を進める。

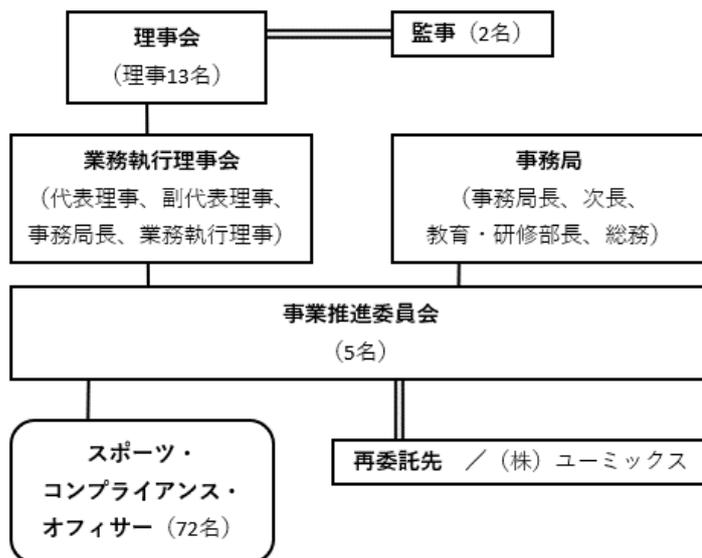
事業推進委員会は、以下の業務全体のプロジェクト管理を行う。担当する業務は、下記の通りである。

- ① スポーツ庁、スポーツ団体との連絡・調整
- ② 先進事例を形成し、水平展開する事業におけるコンサルタントの人選、調整
- ③ スポーツ団体ヒアリング及びアンケート調査項目の確認
- ④ ヒアリング及びアンケート調査結果の集計分析のチェック
- ⑤ 人材育成事業に関わる印刷物（プログラム、講義資料集等）のチェック
- ⑥ 報告書、資料集の確認

事業推進委員会の構成メンバーは、以下の通りである。

- ・ 委員長：武藤 芳照（一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構  
（以下「スポコン機構」という。）代表理事。東京健康リハビリテーション総合研究所所長。東京大学名誉教授）。
- ・ 副委員長：上柳 敏郎（スポコン機構副代表理事、東京駿河台法律事務所・弁護士）
- ・ 委員：櫻井 康史（スポコン機構理事・事務局長、晴海パートナーズ法律事務所・弁護士）
- ・ 委員：増島 みどり（スポコン機構業務執行理事・スポーツ・ライター）
- ・ 委員：工藤 保子（スポコン機構理事、大東文化大学 スポーツ・健康科学部 准教授、  
笹川スポーツ財団特別研究員）

実施体制は、下図の通りである。



## 1.3 事業の実施

### 1.3.1 事業対象

事業対象のスポーツ団体は、以下の通りである。

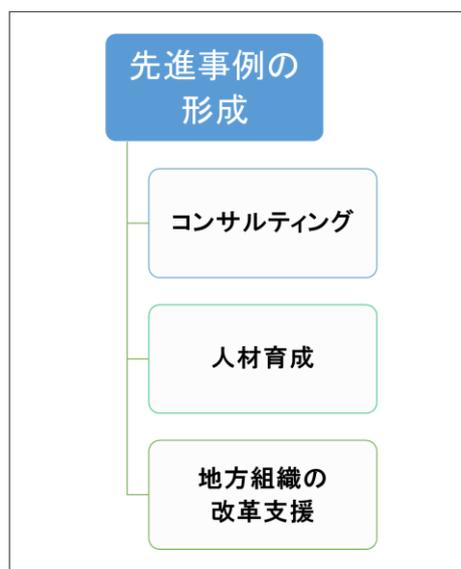
- ①全国組織のスポーツ団体として、日本学生野球協会に属する「全日本大学野球連盟」、「日本高等学校野球連盟」
- ②障がい者スポーツ団体として、「一般社団法人日本車いすラグビー連盟」、「公益財団法人日本障がい者水泳連盟」
- ③地方のスポーツ団体として、「公益財団法人長野市スポーツ協会」

上記のスポーツ団体を対象にアンケート調査・ヒアリングによるニーズ調査、コンサルティング、人材育成事業を実施した。

### 1.3.2 事業の概要

本事業の内容は、以下の通りである。

- ①専門家によるコンサルティング
- ②ガバナンス・コンプライアンス部門の人材育成
- ③各地方組織を改革するための支援



## 1. コンサルティング

以下のようなステップで事業を展開した。



### (1) 課題の抽出—現状把握（アンケート調査、ヒアリング）

スポーツ団体のガバナンスの状況を把握するため、アンケート調査及びヒアリングにより現状を調査し、課題を抽出した。アンケートの主な内容は、以下の通りである。

- ・ガバナンスコードの原則の遵守状況
- ・コンプライアンス(法令等遵守)違反事例
- ・中央競技団体との連携に関する評価
- ・コンプライアンス(法令等遵守)、ガバナンス（組織統治）に関する規程類の整備状況
- ・規程類の整備についての希望事項
- ・コンサルティングの希望事項
- ・規程類の整備について希望事項

※アンケート用紙は、巻末資料を参照。

ヒアリングでは、以下のような内容を尋ねた。

- ・スポーツ団体のコンプライアンス、ガバナンスの強化における課題
- ・要望する教育研修の具体的な内容
- ・コンプライアンス違反などの問題が発生したことがあるか。
- ・整備したい規程について
- ・弁護士、会計士、税理士、行政書士などの専門家に対しどのようなコンサルティングを希望するか。
- ・専門家によるコンサルティング、人材育成によって、組織をどのようにしたいか。

### (2) 業務支援、コンサルティング等を通じた課題解決

スポーツ団体へのアンケート、ヒアリングを元に、専門家（弁護士、行政書士など）をスポーツ団体に派遣し、コンサルティング、規程類の整備などの業務支援を実施した（日本車いすラグビー連盟）。

椿原 直（隼あすか法律事務所 弁護士）

山西 宏樹（山西行政書士事務所・行政書士）

が、スポーツ団体のニーズに即してコンサルティング、業務支援を行った。

### (3) 成果の検証及び提案

スポーツ団体のガバナンスの強化のため、将来的にコンプライアンス委員会を設置できるよう、体制づくり、規程類の整備、専門家の紹介などを提案した。

## 2. スポーツ団体向け人材育成事業

### (1) 「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」

対象のスポーツ団体だけでなく、中央競技団体、一般スポーツ団体、地方組織のガバナンスの強化、スポーツ・コンプライアンスに関心のある方々向けに「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」を実施した。

「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」のゴールは、以下の通りである。

- ・スポーツ・コンプライアンス違反（体罰・暴力行為、ハラスメント、犯罪・違法行為など）をなくすために、スポーツ団体が何をすればよいかを理解する。
- ・不正・不祥事を予防するために、スポーツ団体が何をすればよいかを理解する。
- ・スポーツ団体におけるガバナンスの強化のために、スポーツ団体が何をすればよいかを理解する。
- ・ガバナンスとコンプライアンスの観点から、女性アスリートが直面する課題について理解する。
- ・障がい者スポーツの課題について理解する。

### (2) スポコン機構主催の研修会、カスタムメイドの研修会

スポコン機構が主催する下記の研修会に、対象のスポーツ団体の役員・職員に参加していただいた。

- ・事例検討会
- ・スポーツ・コンプライアンス・オフィサー養成講習会

他に、対象のスポーツ団体向けに、ガバナンスの強化、スポーツ・コンプライアンスに関するカスタムメイドの研修会を実施した。

## 3. 地方組織の改革支援

長野市スポーツ協会向けに、「スポーツ・コンプライアンス研修会」を実施した。

また、コンプライアンス委員会の設置を提案するとともに、コンプライアンス委員会の設置に向けた準備・体制づくりなどについて支援を行った。

## 第2章 スポーツ団体向け基礎研修会

### 2.1 「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」(スポーツ庁委託事業)の概要

事業対象のスポーツ団体の担当者に参加していただくとともに、広く他のスポーツ団体・企業などに告知し、基礎研修会を実施した。

日時	2021年1月16日(土) 13:00~17:20
開催形式	オンライン型のライブ配信 (講師、運営スタッフは学士会館に集合)
テーマ	スポーツ・インテグリティ基礎研修会～スポーツの価値とスポーツ人を守るために、2021年夏に向けて～
申込者の人数	371名
参加者の人数	292名(スポーツ団体(団体の参加者を含む) 全国から参加していただいた。

目的	スポーツ団体のガバナンスの強化とコンプライアンス意識の向上を図る
対象	スポーツ関係者(スポーツ団体の役員・職員、スポーツ指導者、スポーツ選手、 スポーツ・ジャーナリスト、学校運動部活動の部長・監督・顧問・コーチ・保護者等)
運営本部	学士会館(〒101-8459 東京都千代田区神田錦町3-28 / Tel 03-3292-5936)

司会進行	増島 みどり(当機構 業務執行理事/スポーツ・ライター/株式会社The Stadium 取締役) 工藤 保子(当機構 理事/大東文化大学 准教授)
開会挨拶 (13:00~13:15)	【1】スポーツ庁 代表 【2】スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 代表理事 武藤 芳照

#### 第1部 (13:15~14:45) /各30分×3コマ



**講義Ⅰ**「スポーツ団体・組織のガバナンスとは何か」  
上柳 敏郎(当機構 副代表理事/東京駿河台法律事務所 弁護士)



**講義Ⅱ**「スポーツと女性 -ガバナンスとコンプライアンスの観点から-」  
工藤 保子(当機構 理事/大東文化大学 准教授)



**講義Ⅲ**「障がい者スポーツ団体のガバナンス」  
中森 邦男(当機構 理事/日本パラリンピック委員会 参与)

#### 第2部 (15:00~16:30) /各30分×3コマ



**講義Ⅳ**「まんがでわかる スポーツ・コンプライアンス教育」  
武藤 芳照(当機構 代表理事/東京健康リハビリテーション総合研究所 所長/東京大学 名誉教授)



**講義Ⅴ**「スポーツ界の体罰と暴力 -法律の立場から-」  
櫻井 康史(当機構 理事・事務局長/晴海パートナーズ法律事務所 弁護士)



**講義Ⅵ**「大麻とスポーツ」  
増島 みどり(当機構 業務執行理事/スポーツ・ライター/株式会社The Stadium 取締役)

#### 第3部 (16:40~17:10)

総合質疑・自由討論

## 2.2 スポーツ・インテグリティ基礎研修会の内容

### (1) 挨拶 白川由梨（スポーツ庁専門官）

まず開催に先立ち、スポーツ庁の白川由梨専門官が挨拶を行った。

白川専門官は、スポーツ立国戦略の「する・観る・支える」という基本的な考え方に触れ、さらに、昨今では、スポーツとヘルスケア、テクノロジー、スポーツ・ツーリズムといった分野においても注目度が高まってきていることを紹介した。

また、東京オリンピック・パラリンピックを控えスポーツが一段と注目されている一方、スポーツの指導者等のコンプライアンス違反が起きている現状を取り上げ、スポーツの価値や信頼が失われてしまうことを指摘。

基礎研修会を通してガバナンス、コンプライアンスへの理解を深め、スポーツ団体の運営、指導活動に活かしていただきたい。それが、スポーツの価値を守り、アスリートを守ることへとつながるとの趣旨の挨拶をいただいた。



### (2) 挨拶 、スポコン機構 武藤芳照代表理事

当機構は2017年4月に発足し、以来5年間にわたりスポーツ界のコンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化のために、教育によりコンプライアンス違反やガバナンス不全を予防するために様々な活動を積み上げている。

昨今、スポーツ界は「無観客」「中止」「延期」「時間制限」などを余儀なくされ大変困難な環境の中にある。しかし、こうした時だからこそ「スポーツとは何か」「スポーツの価値とは何か」「スポーツの指導はどうあるべきか」「アスリートは感染症にどう対応したらよいか」などを深く思索することができる。健全なスポーツの普及・発展に結びつけるための勉強の時間を大切にしたい。



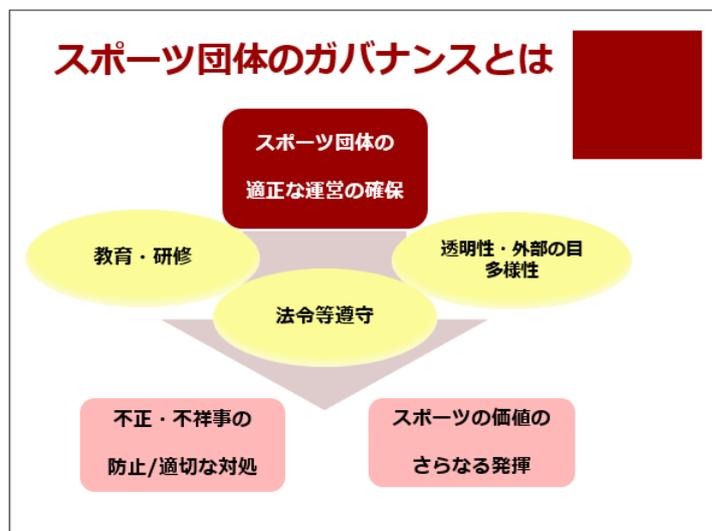
## (3) 講義1 「スポーツ団体・組織のガバナンスとは何か」

講師：上柳 敏郎（当機構 副代表理事/東京駿河台法律事務所 弁護士）

令和元（2019）年にスポーツ庁が公表した「スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）及び同（一般スポーツ団体向け）」をもとに、スポーツ団体のガバナンス強化とガバナンスコード、不正・不祥事予防、適正会計、ボランティア精神と身内意識のリスクなどについて、弁護士としての視点と経験を織り込みながら、日常的なコンプライアンス、ガバナンスの必要性を強く訴えた。

## ○ガバナンス強化のための3つの柱

- ・スポーツ団体が適正に運営するため＝ガバナンス強化のためには、①法令遵守、②教育・研修、③透明性・外部の目、組織の多様性の3つの柱が必要で、これが、「不正・不祥事の防止及び適切な対処」、「スポーツの価値のさらなる発揮」へとつながる。ひいては、スポーツの価値の更なる発揮につながる。
- ・一般スポーツ団体であっても、高いレベルのガバナンスの確保が求められると判断する場合は、スポーツ庁のガバナンスコード（中央競技団体向け）の規定の遵守状況について説明責任を果たし、公表するべきである。



## ○不正・不祥事の予防

- ・不正・不祥事の予防のためには、役職員に対して、教育・研修を通して意識の徹底を図り、暴力行為等の根絶につなげる。これに加えて、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を設置し、通報制度、懲罰制度、紛争解決制度、危機管理体制などを整備することが重要である。

## ○適正会計処理

- ・適正会計処理のためには、法律・会計税務の専門家がサポートする体制を整備し、公正な会計原則・国庫補助金法令等を遵守することが重要である。



(4) 講習2「スポーツと女性——ガバナンスとコンプライアンスの観点から」  
講師：工藤 保子（当機構 理事/大東文化大学 准教授）

女性のスポーツ界における現状と課題について、各種の計画、宣言、データ等を示しながらスポーツ界における女性の地位向上と活躍の場の拡充を訴えた。

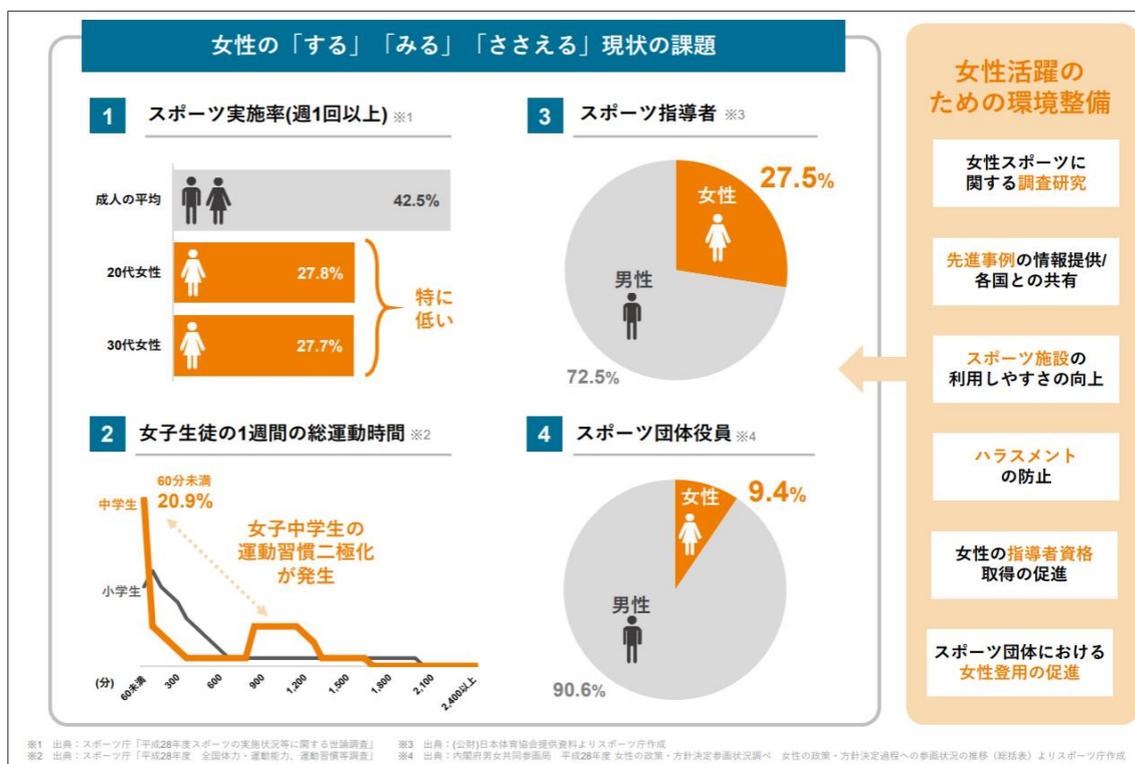
○スポーツ・コンプライアンスなどの用語の定義

- ・スポーツ・コンプライアンスとは、「ルールとフェアプレー精神を守り、正々堂々と競い合い、勝っても負けてもお互いに敬意（リスペクト）を払い、明るく公正・公平な姿勢と行動を守ること。」であり、選手・プレイヤーばかりでなく、指導者・コーチ・審判、スポーツに関わる全ての人々に求められる。



○2012 スポーツ基本計画及び 2017 第2期スポーツ基本計画にみる現状と課題や具体的施策

- ・第2期スポーツ基本計画の資料によれば、20歳、30歳代の女性はスポーツ実施率（週1回以上）が28%弱で、成人の平均42.5%よりかなり低い。女子中学生では、1週間の総運動時間60分未満が20.9%いる一方、800分～1300分が相当存在し、運動習慣が二極化している。女性指導者の割合は、27.5%。スポーツ団体の女性役員の割合は94%である。
- ・2012 スポーツ基本計画の具体的施策として、「ハラスメント防止」や「女性特有の課題に取り組むこと」、「女性指導者の増加を図ること」、「女性の役員登用、女性部会の設置」などが掲げられている。



## ○スポーツ団体ガバナンスコードの指針

- ・スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）では、女性理事の目標割合 40%以上を設定していること、評議員の目標割合を設定すること、その具体的方策を講じることが示されている。そのためには、多様性の確保が強く求められる。
- ・第4次男女共同参画基本計画では、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること。ブライトン・プラス・ヘルシンキ 2014 宣言では、スポーツ組織・団体における意思決定の地位における女性の割合が2020年までに40%に引き上げられるべきである、と提唱されている。

## ○女性理事割合目標の根拠、中央競技団体の女性役員割合の事例

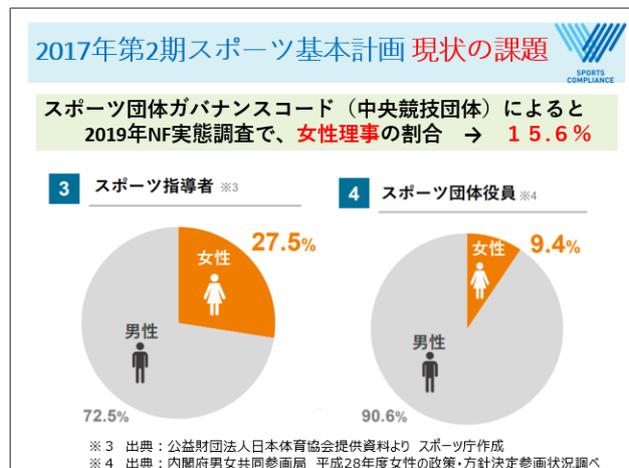
- ・データでみるスポーツとジェンダー（出典：八千代出版、2016年）のデータによれば、中央競技団体の女性役員割合が多いのは、全日本なぎなた連盟(90.5%)、日本ローラースポーツ連盟(30.0%)、日本ゲートボール連盟(25.0%)の順となっている。一方、日本アメリカンフットボール協会、日本野球連盟、全日本剣道連盟、日本相撲連盟などでは、その競技者の構成特性から0%である。
- ・2019年中央競技団体の実態調査では、女性理事の割合は、15.6%となっており、やや改善されつつあるが、目標には程遠い。

事例：中央競技団体の女性役員割合（2016年） 役員を、会長・副会長・理事長・副理事長・各種理事・監事とした		
1位	全日本なぎなた連盟	n=21 90.5%
2位	日本ローラースポーツ連盟	n=20 30.0%
3位	日本ゲートボール連合	n=20 25.0%
4位	日本フェンシング協会	n=46 23.9%
5位	日本エアロビック連盟	n=21 23.8%
6位	全日本柔道連盟	n=73 19.2%
7位	日本バレーボール協会	n=63 19.0%
8位	日本カーリング協会	n=27 18.5%
	日本スケート連盟	n=27 18.5%
10位	日本体操協会	n=47 17.0%

出典：日本スポーツとジェンダー学会編  
「データでみるスポーツとジェンダー」八千代出版、2016

## ○A大学における運動部の女性割合

- ・A大学（9学部22学科、学生数約11,500人、男性65%、女性35%）では、運動部（41部、約1,500人所属）では、男性73%、女性27%である。文化部(22部、約700人所属)では、男性57%、女性43%である。また、運動部に携わる女性の割合は、部長11.4%、副部長10%、監督2.5%、コーチ20%、サポートスタッフ34.6%、事務スタッフ42.9%である。



## ○具体的施策としての「ハラスメント防止」

- ・ハラスメントの主な種類には、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、モラル・ハラスメントが挙げられる。女性が対象の事案が多いが、男性も対象になる。

## ○「女性特有の課題に係る医・科学的知識の習得の必要性」

- ・女性特有の課題を知るには、医・科学的知識（女性の身体的特徴、月経、鉄欠乏性貧血、疲労骨折と低骨密度）の習得が必要である。具体例として、B大学では、女子運動部員を対象にネットワーク組織を設立し、女性特有の課題を学ぶ機会を提供している。B大学女子バスケットボール部では、シーズン毎に「コンディショニングチェック」として、月経周期、月経痛、貧血、アレルギー、既往症などを確認し、男性コーチとも共有している（出典『女子アス

リートのコンディショニングガイド』(東京都オリパラ準備局 2019))。

### ○「女性指導者の増加の重要性」

- ・資格を有する女性指導者の増加には、時間がかかる。そのため、女子・女性アスリートが女性特有の課題を自身で学び、知識として持ちうる事が重要である。
- ・女性の課題を解決するためには、通報制度を構築すべきで、その運営体制は、弁護士、学識経験者の有識者を中心に整備すること。固有の通報制度設置が困難な場合は、統括団体の相談窓口や独立行政法人日本スポーツ振興センター (JSC) の第三者相談・調査制度相談窓口を利用すること (スポーツ団体ガバナンスコード(中央競技団体向け)原則 9)。
- ・いろいろな多様性によって組織運営を考えることが必要となってくる。男性中心の競技である、適任がないなど、さまざまな問題があるが、それを踏まえたうえで、女性役員の 40% 以上という目標割合を、いつまでに 40% 以上にするか達成に向けた具体的な方策を講じる必要がある。女性の割合を増やす努力や意識が大事である。

#### スポーツ団体・ガバナンスコード (中央競技団体向け)



原則 2 適切な組織運営を確保するための  
役員等の体制を整備すべきである

(1) 組織の役員及び評議員の構成等における  
多様性の確保を図ること

① 外部理事の目標割合 (25%以上)

女性理事の目標割合 (40%以上)

を設定する。

達成に向けた具体的な方策を講じる。

### (5) 講義Ⅲ 障がい者スポーツ団体のガバナンス

講師：中森 邦男 (当機構 理事/日本パラリンピック委員会参与)

中森氏自身が直接携わってきた障害者スポーツの推進での豊かな実践と経験に裏付けられた内容を具体的に述べるとともに、障がい者スポーツの全般にわたる基盤強化の必要性と多くの人の理解と支援の重要性を語った。

#### ○公益財団法人日本障がい者スポーツ協会のスポーツ界における位置づけと他組織・団体との関わり

- ・日本障がい者スポーツ協会 (JPSA、1965 年発足) には、都道府県・障がい者スポーツ協会 57、都道府県・障がい者スポーツ指導者 51、障がい者スポーツセンター 26ヶ所、障がい者スポーツ競技団体 79 (日本パラリンピック委員会 (JPC) 加盟 51 を含む) 登録団体で構成され、日本オリンピック委員会、日本スポーツ協会等と連携している。また、JPC を内包し事務局も兼ね、科学委員会、医学委員会、技術委員会を設置して、パラリンピック選手強化にかかる医・科学・情報サポートチームを支援している。
- ・障がい者スポーツの中央競技団体 (以下「NF」という。) の歴史は浅く、81.5%が 30 年未満である。1974 年の障がい者スポーツセンター設立以降、NF の設立が進むとともに、スポーツを楽しみたい障がい者が増加している。一方、パラリンピック NF の設立が先行していた。その例として、講師が水泳指導で関わった大阪市身体障害者専用のスポーツセンター開設 (1974 年) から第 1 回 IPC 水泳世界選手権大会への選手派遣 (2004 年) までの発展経過を紹



介した。

## ○登録団体の現状と課題

- ・NF 設立後 30 年間は、代表の強化合宿や国際大会への派遣などの事業数は少なかった。また、公的助成金も NF の自己資金も少なかったため、選手の自己負担が大きかった。しかし、パラリンピックが大きく注目され始めた現在、公的助成金の大幅増、事務量の増加などの大きな変化があり、ボランティアで運営されている JPC 加盟の多くの NF は、その運営に苦慮している。NF の組織力強化のため、専任のマネージメント人材の確保、資金確保のためのマーケティング人材の確保が急務である。
- ・障がい者の会員数は、非常に少ない。74 NF の平均/367.2 人（総人数 25.704 人）、10 人以下の NF2、50 人までの NF13、100 人まで NF が 31 である。また、デフリンピック競技 NF の平均は、106.0 人である。
- ・NF の事務所形態をみると、34 NF が個人宅を事務所としており、NF の専用事務所確保の基盤は脆弱である。これに対し、日本財団パラリンピックサポートセンターが、東京 2020 パラリンピックに向け、共有事務所の提供のほか、事務局員の賃金、強化以外の事業費など、年間総額 1400 万円を支援している（2022 年 3 月には支援がなくなる見込み）。
- ・有給職員の状況を見ると、パラリンピック競技 NF では、1 NF を除き有給職員があり、平均は 4.9 人である（しかし、パラサポ支援がなくなれば、当然、職員数は減少する。）。また、デフリンピック競技 NF では、14NF のうち 12NF に有給職員はいない、全体では 52% の 37NF に有給職員がいらないなど、NF の職員の基盤は脆弱である。
- ・JPC 加盟団体のスポンサー・協賛企業をみると、約 300 の企業・団体が協賛している。パラリンピック競技 NF に限れば、27 NF(29 NF 中)に協賛企業があり、11 社以上の協賛があるのは 10 NF で、平均は、9.7 社である。NF のマーケティングの取組に大きな差がある。また、デフリンピック競技 NF では、6NF に協賛企業はなく、平均は、2.9 社である。このように、パラリンピック競技 NF には多くの企業が協賛しているが、その他の NF への協賛は少ない。
- ・総じて、NF の事務所確保、有給事務局職員の確保、スポンサー・協賛企業/団体の継続を 2020 東京パラリンピック大会開催後にどうするか、NF 運営上大きな課題である。

## ○ガバナンスの強化

- ・JPSA におけるガバナンス強化として、協会の倫理規程に基づいて通報・相談窓口を開設している。(2016 年 5 月設置)① 協会相談窓口(総務部直通)、② 外部相談窓口：ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業の 2ヶ所である。
- ・その相談の実態をみると、件数は、2016 年 4 件、2017 年 14 件、2018 年 17 件、2019 年 16 件、2020 年 3 件(11 月末時点)である。事案の相談者は、選手・指導者・団体関係者・保護者・その他、主な相談内容は、団体運営に対する疑問、選手選考への疑問、会計・経理への疑問、ハラスメント(言葉・態度)などである。主な発生要因は、組織基盤の脆弱性、理事長への強化事業権限の集中、同一ポストへの長い在任期間、相互のコミュニケーション不足、物事の決定プロセスが不明瞭、団体の閉塞性・同質性(ムラ社会)などが挙げられる。
- ・相談内容にみられる課題としては、変化しないボランティア役員(少数の役員への権限集中)、人材不足(有給の事務局員、マネージメント)、資金不足、希薄な関係機関・組織との連携など挙げられる。今後の対応としては、相談件数は少ないが、表に出ない実態があることの自覚を持ち続けること、関係者の自覚が緩まないよう、法令遵守・ハラスメントの防止・インテグリティ関連の研修を継続して実施することである。
- ・ガバナンス違反の例として、国内で開催された世界選手権大会で、資金不足により、数百万円の開催費用(会場設営費、選手輸送費、宿泊費など)の業者への未払い事案がある。数年

間に及ぶ再三の請求に未払いが続き、双方の弁護士間での話し合いの結果、業者は泣き寝入り、負債として処理した。この不祥事発生の背景には、少人数による運営、代表者への権限・作業の集中、代表者の判断の甘さ(資金獲得の見通しの甘さ、参加者増への対応の甘さ)があったと考えられる。

その他、強化事業における不正経理、強化コーチによるパワハラ、代表選考規程に対するスポーツ仲裁、などの事案がある。

- ・海外でもガバナンス違反がある。2015年のケースでは、大会中止勧告も出された。国際パラリンピック委員会を除いて、聴覚障がい者、知的障がい者、視覚障害者、脳性麻痺者の傷害別国際組織には、共通の大きな課題がある。それは、国際競技団体によるチェックの甘さであり、また、団体における人材不足(少ない有給事務局員、マネージメント・マーケティング・法律・競技運営などにおける有能な人材の不足)、資金不足である。

#### ○障がい者スポーツの課題

- ・NFの現状と課題をまとめると、① 非常に少ない会員数、② 変化しないボランティア役員、③ 脆弱な基盤(事務所、有給事務局員、マネージメント、マーケティング、強化、広報、法律家などの人材不足)、④ 資金不足(スポンサー、協賛企業の不足)、関係機関・組織(企業、大学地方公共団体等)との連携不足、が挙げられる。
- ・以上を踏まえて、JPSAにおけるガバナンスコードへの対応策としては、① 事務局体制の強化(マネージメント人材の養成・研修、事務所確保、資金調達支援)、② 役員の適正配置(適切な人材の発掘・紹介、役員に対する研修制度の実施)、③ 規程の制定と委員会設置(専門家による支援体制構築、NF共通事項に対する支援)が挙げられる。

(6) 講義Ⅳ まんがでわかる スポーツ・コンプライアンス教育

講師：武藤 芳照

(当機構 代表理事/東京リハビリテーション総合研究所 所長/東京大学名誉教授)



主な内容は、以下の通りである。

○「スポ根」(スポーツ+根性)から「スポコン」へ

- ・日本の「スポ根」をテーマにしたまんがやアニメは、『巨人の星』、『アタック NO1』、『柔道物語』、『キャプテン翼』などがヒットし、スポーツ界にも影響を及ぼした。
- ・これまで、スパルタ式の猛特訓やしごき、まちがったトレーニングが行われて来た。
- ・「スポ根」(スポーツ+根性)から「スポコン」(スポーツ・コンプライアンス)へと意識改革をすべきである。

○インテグリティ、ガバナンス、コンプライアンスの重要性

- ・インテグリティ (Integrity) = 「健全性、高潔性」、ガバナンス (Governance) = 「組織統治」、コンプライアンス (Compliance) = 「法令等遵守」の重要性について、スポーツ界に浸透させていきたい。
- ・スポーツマンシップとは、「フェアプレーをし、勝負にこだわらない、明るい健康な態度・精神」(「新明解国語辞典、三省堂」)ということである。

インテグリティ Integrity	高潔性、健全性
ガバナンス Governance	組織統治
コンプライアンス Compliance	法令等遵守

○スポーツ・コンプライアンス違反

「体罰・暴力・暴言」

- ・スポーツ・コンプライアンス違反の「体罰・暴力・暴言」は、感情をコントロールできないことや正しい対処法を知らないことが起因となっている。怒りを抑えるには、6秒間待つという「アンガー・マネジメント」が効果的である。
- ・スポーツ界の子どもの虐待の実態調査報告書『数え切れないほど叩かれて』(国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) 発刊)において、日本の子供のスポーツ現場での指導者による体罰・暴力の悲惨さが報告されている。

講義Ⅳ「まんがでわかるスポーツ・コンプライアンス教育」

「怒りは無謀さをもって始まり、後悔をもって終わる」(ピタゴラス)

「瞬間湯沸かし器」「激おこプファン丸」

アンガーマネジメント

- ・「6秒間待つ」
- ・「怒りの温度計」
- ・刀腹が立ったら空気をなくれ

癪にさわれば水を飲め

村田英雄 唄「星の象」  
関沢新一作詞 市川昭介作曲

人生最大の怒り  
穏やかな時

図：京都市立総合福祉センター  
スポーツ・インテグリティ基礎講習会(2021/01/16)

### ○スポーツ・コンプライアンス違反「ハラスメント」

- ・「パワー・ハラスメント」とは、「立場上の優位性を背景に、スポーツ指導者の適切な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える行為または活動環境を悪化させる行為」のことである。
- ・「セクシャル・ハラスメント」とは、「相手の意に反する性的言動」のことである。

漫画Ⅳ「まんがでわかるスポーツ・コンプライアンス教育」

## パワー・ハラスメント

立場上の優位性を背景に、スポーツ指導の適切な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為または活動環境を悪化させる行為

スポーツ・インテグリティ・基礎講習会(2021/01/16) 12

### ○スポーツ・コンプライアンス違反「ドーピング」

- ・「ドーピング」とは、「スポーツにおける“ずる”(Cheating)、化学的近道・抜け道」のことである
- ・「パラ・ドーピング」とは、「ライバル選手を陥れるために、不正な行為を行い、妨害したり、他の選手の飲み物にドーピング禁止薬物などを混入させたりなどして、結果的に自分が有利な立場になること」である。

### ○スポーツ・コンプライアンス違反「犯罪・違法行為」

- ・「犯罪・違法行為」は、「スポーツの価値を損ない、スポーツ人の信頼を損なう」行為である。例として、寮内での高校生の飲酒・喫煙が挙げられる。
- ・「反社会的勢力の誘惑」には、十分気をつけなければならない。

### ○スポーツ・コンプライアンス違反「SNSの不適切な利用」

- ・「SNSの不適切な利用」は、LINE、ツイッター、Facebook、インスタグラム等の利用で起こる。例として、誹謗中傷、侮辱、非難、攻撃、差別、悪ふざけ、仲間外れ、プライバシー侵害、機密情報漏洩、盗撮映像、犯罪などが上げられる。

漫画Ⅳ「まんがでわかるスポーツ・コンプライアンス教育」

## スポーツの価値を守り、信頼を高めるために

スポーツ・インテグリティ・基礎講習会(2021/01/16) 23

### ○スポーツの価値を守り、信頼を高めた事例

- ・“スポーツの価値を守り、信頼を高めるために” トップアスリートの立派な行動を見習うべきである。

例 1) リオデジャネイロ五輪(2016年)陸上女子 5000m 予選で、自分の順位を顧みずに倒れた選手を助けて一緒にゴールまで完走させた行動。

例 2) 冬季平昌五輪(2018年)スピードスケート女子 500mで金メダルの小平奈緒選手が、銀メダルで落ち込む李相花選手(韓国)を讃え励ました姿。

例 3) サッカーワールドカップドイツ大会アジア予選(2004年)で、相手選手が怪我で倒れたのを見て、ボールを外に蹴り出して、治療・回復の時間を作り出して助けた行為。

例 4) ロサンゼルス五輪(1984年)男子柔道無差別級決勝で、モハメド・ラシュワン選手が山下泰裕選手の負傷した脚を攻めずにフェアプレーで闘ったこと、表彰式では表彰台に上る優勝した山下選手にさり気なく手を貸してサポートした行為。

漫画Ⅳ「まんがでわかるスポーツ・コンプライアンス教育」

スポーツが与える三つの宝 (小泉進三郎前総理の経済学・歴史学 高橋、『最後の早稲穂』に引用)

- (1) 練習継続の体数を持つこと  
「練習ハ不可能ヲ可能ニス」
- (2) フェアプレイの精神  
Be a hard fighter, and a good loser(果敢なる闘士であればあるほど、その緊き敵者であれ)  
「勝つておごらず、敗れて悔やまず」
- (3) 友  
スポーツで苦痛を共にしたかけがえのない仲間

スポーツは人生の縮図 (坪井宗一著 運動生理学 1970)  
勝利と敗北、成功と失敗、喜怒哀楽、栄光と挫折

スポーツ・インテグリティ・基礎講習会(2021/01/16) 24

- ・スポーツの価値を集約した優れた表現や言葉がある。

○『スポーツが与える三つの宝』(小泉信三/昭和の経済学者:慶応義塾 塾長)

- ①練習練磨の体験を持つこと …「練習ハ不可能ヲ可能ニス」
- ②フェアプレーの精神 …Be a hard fighter,and a good loser(果敢なる闘士であればあるほど、その潔き敗者であれ)「勝っておごらず、敗れて悔やまず」
- ③友 …スポーツで苦楽を共にしたかけがいのない仲間

○『スポーツは、人生の縮図』(朝比奈一男/運動生理学者、1978年)

スポーツでの体験には、勝利と敗北、成功と失敗、喜怒哀楽、栄光と挫折が凝縮されている。

(7) 講義Ⅴ スポーツ界の体罰と暴力 —法律家の立場から—

講師：櫻井 康史 (当機構 理事・事務局長/晴海パートナーズ法律事務所 弁護士)



○スポーツ界における暴力行為の現状

- ・スポーツ界での体罰・暴力事例は、後を絶たない。過去 10 年間だけでも、部活動の顧問やクラブ監督による体罰・暴力事例が数多く報道されている。

○「体罰」と「暴力」の定義

- ・定義上、スポーツにおける「体罰」は、「暴力」とイコールではない。「暴力」とは、身体的な暴力(狭義の暴力)及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動 (例：大声で怒鳴る・人格を否定する発言)を言う。
- ・一方、「体罰」は、教員や親権者等、懲戒権がある者に対しその範囲を画する概念である。また、(学校教育法では) 教員は「教育上必要」がある場合、懲戒 (いましめる) ことができるが、体罰は禁止となっている。禁止される体罰とは、その範囲が問題とあるが、懲戒行為が身体的な性質のものは「体罰」となる。例えば、(教員による) 殴るける等の身体に対する侵害行為、正座を長時間強いる等の肉体的苦痛を与える行為などである。
- ・体罰は違法行為であり、絶対禁止である (2020 年 4 月 児童虐待防止法の改正)。また、体罰は教育上必要とされ懲戒権を逸脱した行為を言うのであって、教育上必要のない暴力行為は体罰ですらなく、ただの暴力行為である。

2 「暴力」と「体罰」の定義	
スポーツにおける「暴力」≠「体罰」	
暴力	①身体的な暴力 (狭義の暴力) ②①に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動 ex.大声で怒鳴る・人格を否定する発言
体罰	①教員や親権者等、懲戒権がある者に対しその懲戒権の範囲を画する概念 ②教員は「教育上必要」がある場合、懲戒 (いましめる) することができる⇒ただし、体罰は禁止 ③懲戒行為が、身体的な性質のものは体罰 ・殴る、蹴る等の身体に対する侵害行為 ・正座を長時間強いる等の肉体的苦痛を与える行為

- ・スポーツ指導者(非教員)の暴力行為は、ただの暴力行為である。言い換えれば、懲戒権のないスポーツ指導者(非教員)の行為が体罰に該当することはない。

### ○スポーツにおけるハラスメントの定義と具体例

- ・スポーツにおけるパワー・ハラスメントは、次の6類型に分類することが出来る\*。

\*以下の6つの分類は、厚生労働省の「職場におけるハラスメント関係指針」における分類による。

- ①身体的な攻撃（選手を殴る・蹴る、選手に物を投げつける）
- ②精神的な攻撃（選手の人格否定の言動、ミスへの長時間の厳しい叱責、能力否定と罵倒、他の選手の前での大声での威圧的な叱責）
- ③人間関係からの切り離し（指導者の意に沿わないとの理由だけで試合に出さない、他の選手に無視を要求するなどチーム内で孤立させる）
- ④過大な要求（必要なく長時間走らせる、必要な指導をしないまま、当該選手の能力では到底できないプレーを要求し、できないと叱責する）
- ⑤過小な要求（合理的な理由なく、高レベルのプレーヤーに初歩的な練習を長時間課す、指導者の意に沿わないとの理由だけで練習から外す）
- ⑥個の侵害（練習以外のプライベートに関する干渉、選手のプライバシーを暴露）

- ・スポーツにおけるセクシャル・ハラスメント事例は、表面化しにくい。その理由として、選手が指導者を信頼しており、客観的には明らかなハラスメントでも選手自身に被害者意識がない、また、指導者からハラスメントを受けたことを告げたら、試合に出させて貰えない等、より不利益を被るのではと選手が不安になることなどが考えられる。在学中には言い出せず、卒業数年後に表面化し裁判に発展するケースもみられる。

### ○スポーツにおける暴力行為と法的責任(刑事責任)

- ・スポーツにおける暴力行為に対する法的責任には、刑事責任・民事責任・組織上の責任・(道義的責任)がある。パワハラ・セクハラも当然、責任対象となる。

### 3 「暴力」と「体罰」の関係

**体罰は当然に違法行為である**

体罰は**絶対禁止** ※2020年4月児童虐待防止法等の改正  
許される体罰(愛のムチ)は存在しない

**教員による教育上必要のない暴力行為は体罰ですらない**

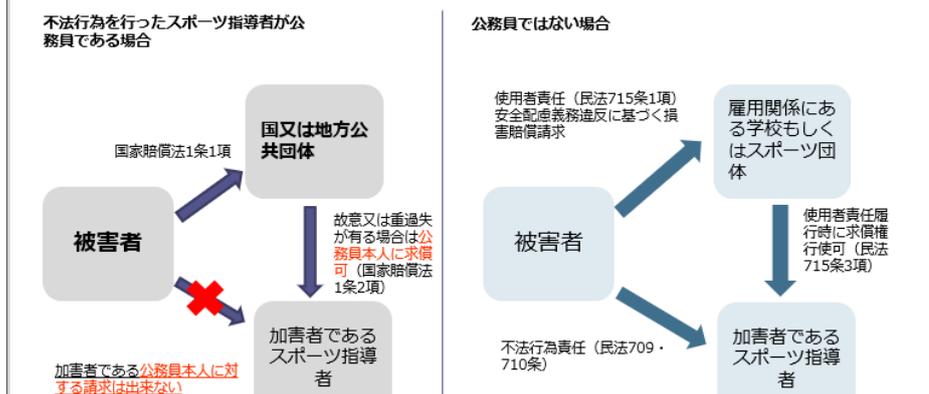
体罰は教育上必要とされる懲戒権を逸脱した行為をいう  
教育上必要のない暴力は体罰にすら該当せず**ただの暴力**に過ぎない  
⇒1で記載した事例は「**教育上の必要性**」が認められるか?

**スポーツ指導者(非教員)の暴力行為はただの暴力である**

懲戒権のないスポーツ指導者(非教員)の行為が体罰に該当することはない

## 8 スポーツにおける暴力と法的責任・各論②

### スポーツにおける暴力行為と民事責任における責任主体



- ・刑事責任には、暴力行為等の内容及び行為結果によって、暴行罪、傷害罪、傷害致死罪、強要罪、侮辱罪/名誉毀損罪、強要罪/準強制わいせつ罪などの適用が考えられる。
- ・民事責任における責任主体から言えば、不法行為を行ったスポーツ指導者が公務員の場合は、被害者は、国又は地方公共団体に訴えることができるが、加害者である指導者を直接訴えることはできない。一方、加害者が公務員でない場合は、被害者は、雇用関係にある学校もしくはスポーツ団体、加害者である指導者のどちらにも訴えることができる。

#### ○スポーツにおける暴力行為と法的責任(民事責任)

- ・スポーツにおける暴力行為に対する民事責任には、財産的損害（例えば、傷害結果が生じた場合の治療費・入院費）、精神的損害（例えば暴力行為によって与えられた精神的苦痛に対する慰謝料）がある。

#### ○スポーツにおける暴力行為と法的責任(組織上の責任)

- ・公務員たる教員の場合は、懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）が科せられる。公務員以外の場合は、従業員に対する懲戒処分（懲戒解雇・出勤停止・減給・譴責・戒告等）が科せられる。
- ・法的責任を科せられた具体例として、大阪市立S高校バスケットボール部のキャプテン（当時17歳）が、部活動顧問からの体罰を苦に自殺した事件が挙げられる（2012年12）。

#### ○暴力行為根絶に向けて何をなすべきか、何が必要か

- ・スポーツ界から暴力行為を根絶するには、まず、“暴力行為は違法”との意識付けが必要である。未だ、暴力行為を肯定する風潮は根強く残っている。スポーツに関わる全ての人が、いかなる場合も暴力を許さないとする立場を明確にすべきである。
- ・次に、“暴力行為に頼らない指導方法の確立”が必要である。暴力はいけないと認識しつつ、暴力行為でしか指導できない指導者が存在し、その指導を受けた選手がまた同様の指導をしてしまう。暴力行為は、負の連鎖しか生み出さないものである。
- ・さらに、“競技者が暴力行為に対して「声」を上げられる社会”を構築しなければならない。つまり、暴力行為に対して、泣き寝入りで終わらない教育が必要であり、そうした社会を構築する意識が重要である。
- ・暴力行為等の根絶に向けての近時の取組例としては、アスリートへの盗撮に対して、日本オリンピック委員会・日本スポーツ協会等が共同で宣言した例がある。トップアスリート等からの切実な訴えを受けて、盗撮行為を「違法行為」と位置づけ、一切許容しないことを明確に宣言した例である。このように、社会的影響力の強い複数のアスリートが当該問題について声を上げ、当該問題について社会全体での取り組みへと繋げることが重要である。

## (8) 講義VI

### 大麻とスポーツ —過去最多を記録する大麻使用と大学スポーツにおける大麻—

増島 みどり (当機構 業務執行理事/スポーツ・ライター/株式会社 The Stadium 取締役)



#### ○スポーツ界の大麻使用の現状

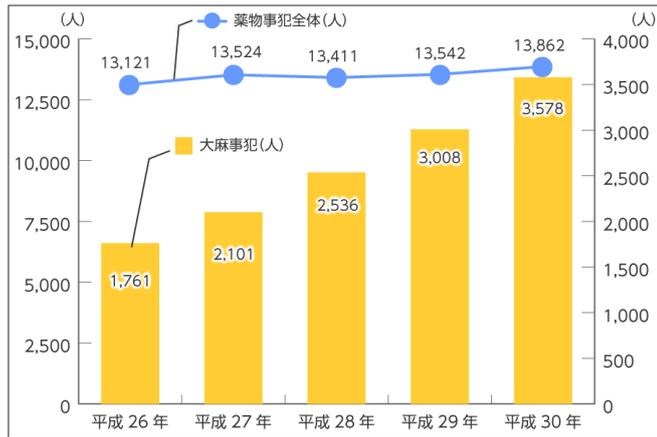
・2020年の大学スポーツ・スポーツ界では、次のような大麻事件が発覚した。

- ①日本大学ラグビー部員 1 人が、大麻取締法違反(所持)の疑いで逮捕。日大の寮への捜査で別の大麻も発見 (2020年1月)。
- ②スノーボード国母和宏被告 (06年トリノ五輪、10年バンクーバー五輪入賞)が、幻覚成分を濃縮した「大麻製品」約5グラムをアメリカで購入。2018年12月、共犯の男に送ったことが東京税関の検査で発見 (2020年1月)。
- ③近畿大学サッカー部が部員5人の大麻使用の疑いがあると発表。大阪府警の調査で5名が大麻を使用、または所持していたことが判明した (2020年9月)。
- ④神奈川県警が東海大学硬式野球部寮に自宅捜査し、4年生の2名が室内で大麻を吸引した痕跡が見つかった。その後2人が常習であることが判明し、書類送検された (2020年10月)。
- ⑤摂南大学ラグビー部員2名、大産大ラグビー部員1名が12月上旬、停車中の車内で大麻草1.027グラムを所持。大麻取締法違反(所持)の疑いで、兵庫県警尼崎南署に現行犯逮捕された (2020年12月)。

#### ○日本における大麻汚染の現状

- ・大麻に関する罰則には、日本と海外では違いがある。日本では、大麻取締法は大麻の所持・譲渡・栽培等を原則的に禁止している。
- ・一方、2014年以降、アメリカ・コロラド州・ワシントン州・カリフォルニア州、カナダなどで、娯楽用としての限定的使用は合法である。オランダも、大麻は規制対象外である。国連薬物統制委員会は、娯楽用、医療用の使用に関して各国の議論が必要としている。
- ・2019年 WADA (世界反ドーピング機関) 禁止表国際基準では、カンナビノイド (天然の大麻草に含まれる成分と合成物) を競技会検査で禁止している。

- 平成 26～30 年度の 5 年間、薬物事犯全体は 13,000 件台で推移しているが、大麻事犯は平成 26 年度 /1,761 件、30 年度/3,578 件と、ほぼ倍増している（出典：政府広報オンラインのデータ）。
- 平成 26～30 年度の 5 年間、人口 10 万人当たり的大麻事案検挙人数の推移をみる見ると、20 歳未満や 20 歳～29 歳の若者層での急増が顕著である。
- 大麻を巡る事態は 2020 年に 20 歳代以下の大麻事件が急増し、さらに深刻化している。



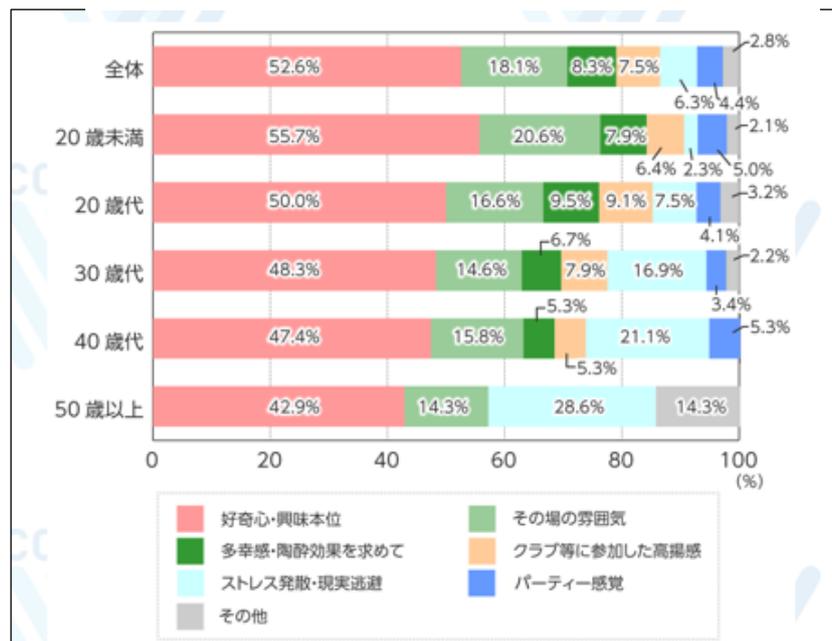
(出典：政府広報、2018 年データ 警察)

大麻に絡む事件で警察が 2019 年 1 年間に逮捕・書類送検したのは 4,321 人。4,000 人超は統計をまとめて以来初めてである。逮捕・書類送検したのは 20 歳代以下が 59.2%、初犯は 77.6%（出典：警察庁発表）。

### ○薬物使用の要因＝誘惑

- 大麻はゲートウェー・ドラッグ（さらに強い副作用や依存性のある薬物の使用の入り口となる薬物）とされている。警察庁は「危険性の認識が薄く、興味本位で手を出す若者が増えていいる。取り締まりと注意喚起を徹底する」としている。
- 摘発内容は「所持」が最多の 3,531 人で全体の約 8 割。「譲渡」が 249 人、「譲り受け」が 186 人、航空貨物や国際スピード郵便を使った「密輸入」が 80 人。近年増加傾向の「栽培」は 164 人で 4 人に 1 人は暴力団関係者（警察庁資料による）。
- 平成 30 年の調査によると、初めて大麻を使用した経緯を「誘われて」と回答したのは、20 歳未満では 86.1%、20 歳代では 77.9%である。
- 初めて大麻を使用したきっかけをみると、「好奇心・興味本位」が高い。20 歳未満と 20 歳代では「その場の雰囲気」の割合が高く、30 歳代、40 歳代、50 歳以上では「ストレス発散。現実逃避」の割合が高い（2018 年データ 警察庁、出典：政府広報）。

初めて大麻を使用したきっかけ(平成 30 年、対象者 716)



(出典：政府広報、2018 年データ 警察庁)

## ○大学スポーツにおける薬物使用の要因＝誘惑

- ・大学スポーツにおける薬物使用の要因＝誘惑には、大きく次のような要因が考えられる。
- ①コロナ禍：練習休止・授業のリモート化による自由時間の増加、練習や講義の減少で管理されない生活が続いた。
- ②SNSの普及：他大学との連携、学内の体育会での盛んな情報交換
- ③サプリメント感覚：疲労回復・筋力向上・間接痛・食欲増進・熟睡に効用ありとの説明を鵜呑みにして、軽い気持ちで薬物を使用。また、海外通販で簡単に入手できる。
- ④反社会的勢力の巧妙な手口：部員の家族がクラブ勤務、売買価格がはるかに安い価格で誘惑されて入手している。  
これらの根本的な問題は、背景に「ばれなきやいいと思った」（日大ラグビー部 H 選手裁判での証言）という考え方に象徴されるように、インテグリティやコンプライアンス教育の欠如、知識不足がある。
- ⑤ドーピングへの意識の希薄さ：ドーピングを含む薬物教育の不十分さと自ら学ぶ姿勢の弱さ

## ○スポーツ界でのインテグリティ、コンプライアンス教育の重要性

- ・スポーツにおける統治、ルール、健全性の関連性をイメージ図にしてみると、「三層の円」にできる。中心に「インテグリティ（健全さ）、2層目に「コンプライアンス（ルールに基づく行動）」、一番外側に「ガバナンス（統治・管理）」と、構造化して表すことができる。「インテグリティ」は「あり様」を指しており、スポーツの現場はこれを守るための「コンプライアンス」、「ガバナンス」が重要である。
- ・大麻事案の多発は、スポーツやスポーツマンの「(従来、あるように見えた) フェアネス」の欠如を示し、また、スポーツ・インテグリティやスポーツ・コンプライアンス教育の重要性を如実に示している。
- ・スポーツ・インテグリティを脅かすのは、ドーピング、マテリアルドーピング（道具・素材の不正）、ごまかし、ハラスメント、暴力暴言、脅迫、金銭の不正授受、人種差別、性差別、性的マイノリティへの差別、八百長、賭博行為、ガバナンス違反(汚職、不正人事、不正経理)など多様である。
- ・スポーツ・インテグリティやスポーツ・コンプライアンスは、元々備わっているものではなく、“教育で伝えるべき”ものである。「勝利に向かう一体感や団結」と、「品格・健全性・高潔性を目指す一体感や団結」との双方が叶えられるよう、指導者、選手が目標を共有しなければならない。  
小中高教育の必須の内容、さらに大学スポーツでの教育内容とするべきである。これが、ひいては、社会生活でも大きな役割を果たすと考える。
- ・日本では、技術の向上、戦術の徹底などに指導者の関心が集中してしまい、スポーツ・インテグリティやスポーツ・コンプライアンス教育が遅れている。海外（イギリス・オーストラリア）では、国内の関係組織・機関と連動してスポーツ界を捉える枠組みが徹底され、構築されている。たとえば、イギリスでは、インテグリティによって助成金額が判断されている（イギリス・オーストラリアオリンピック委員会スポーツ・インテグリティより）。

**第3部** 16:40～17:10 総合質疑・自由討論

前半は、上柳・工藤・中森の各講師が登壇し、後半は、武藤・櫻井・増島の各講師が登壇して、あらかじめメールで提出された質問や意見への回答を行った。まとめとして、各講師からガバナンスに関するワンポイントのコメントを行った。

質疑応答（Q & A）の内容については、巻末資料を参照。

**総括/閉会挨拶** 17:10～17:25

（司会進行/増島 みどり）

**望月 浩一郎(当機構 監事/虎ノ門協同法律事務所 弁護士)**

スポーツのインテグリティが損なわれた時の対外的な影響力を自覚して行動すべきであり、常に意識することを求めた。

また、スポーツ指導では“暴力は許されないことは理解している”のに、つい逸脱しまいがちである。このつい暴力に走ってしまう行為を、“日常生活で見かける「車の速度違反」、「ゴミの分別間違い」や“サッカーでは審判の見えないところでの意図的ともいえるファール。これは技術の一つなのか”、さらには“2020 東京五輪では「タトゥー」は許されるか”などの行為や問題と併せて考えてみた時、“インテグリティとはどのように目指すべきなのか？”と問いかけた。

結びに、弁護士としてスポーツ界に多面的に関与している実績を背景に、“日頃から、インテグリティやコンプライアンスに関心を持ち続けるよう”参加者の意識を喚起するとともに、全国の参加者の長時間にわたる熱心な受講に対し、主催者を代表して御礼を述べた。

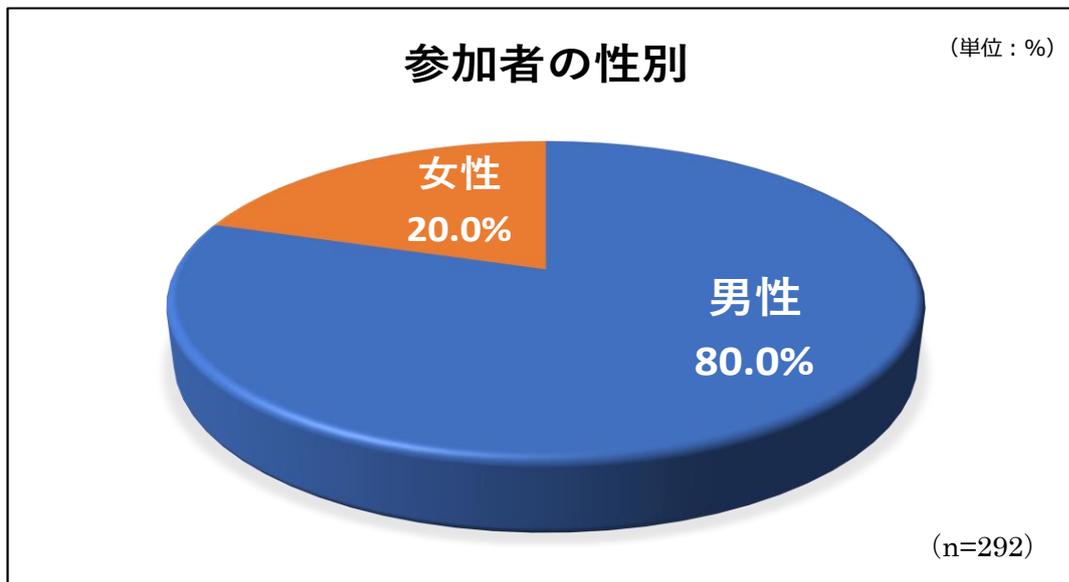


## 2.3 事後アンケート集計・分析

「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」参加者は 292 名である。

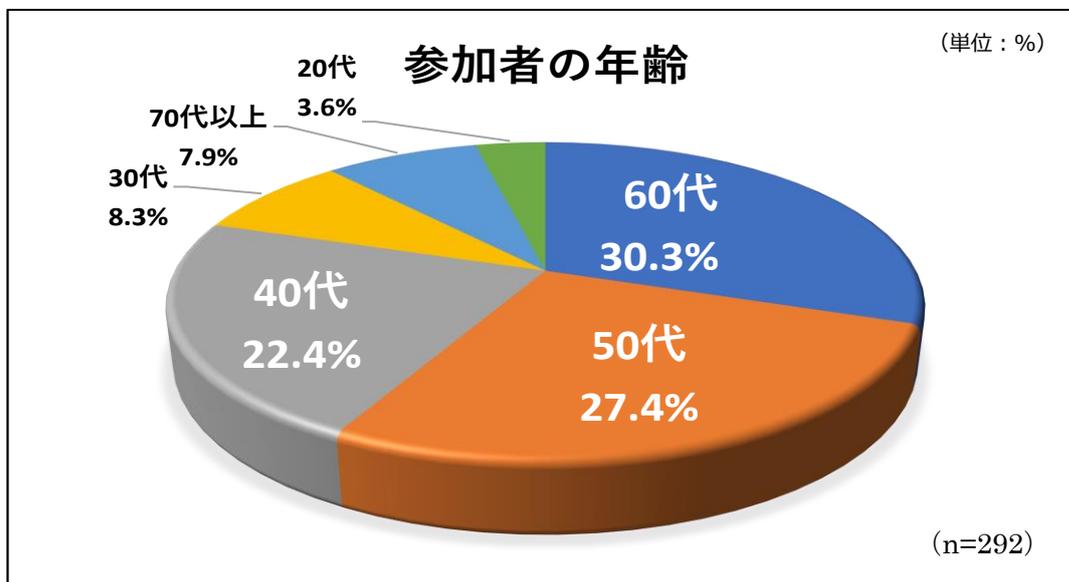
### 1. 「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」参加者の属性

#### (1) 「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」参加者の性別



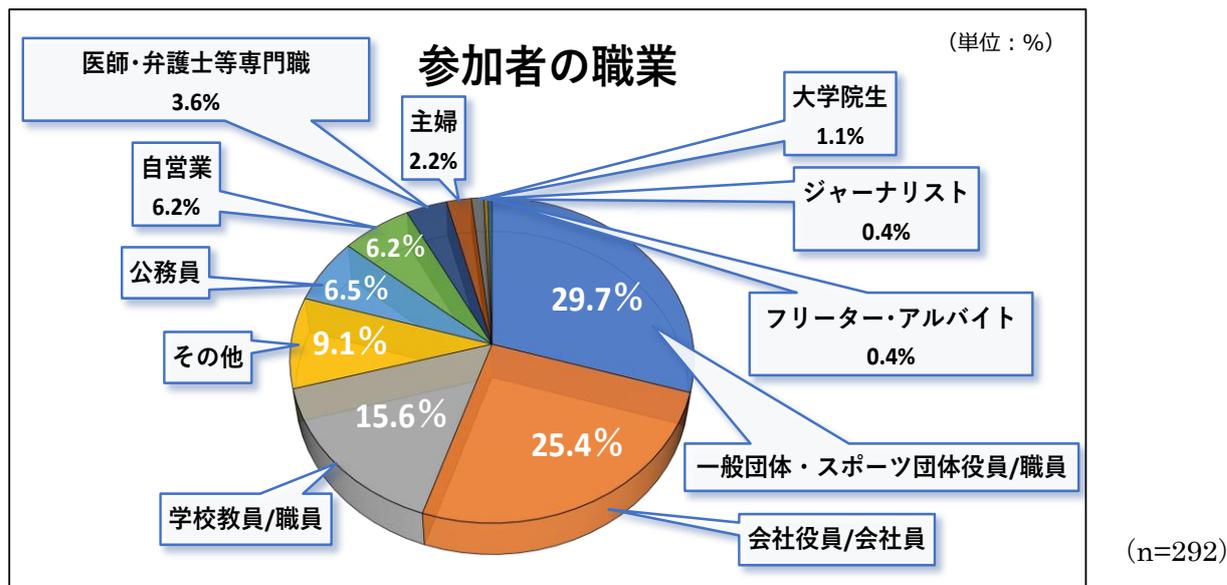
参加者の 80.0% は男性で、女性の参加者は 20.0% である。

#### (2) 「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」参加者の年齢



参加者の年齢は 60 代が最も多く、全体の 30.3% を占める。次いで、50 代…27.4%、40 代…22.4%、30 代…8.3% である。40 代以降の参加者が 88.5% である。

### (3) 「基礎研修会」参加者の所属



一般団体・スポーツ団体役員/職員が最も多く参加し、全体の 29.7%を占める。次いで、会社役員/会社員…25.4%、学校教員/職員…15.6%、公務員…6.5%、自営業…6.2%、医師・弁護士等の専門職…3.6%と続く。

以下のようなスポーツ団体から参加していただいた。

- ・公益財団法人日本ラグビーフットボール協会
- ・一般社団法人日本車いすラグビー連盟
- ・一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟
- ・一般財団法人日本ドッジボール協会
- ・公益社団法人日本トライアスロン連合
- ・公益財団法人日本水泳連盟
- ・公益財団法人日本バレーボール協会
- ・日本ボクシング連盟
- ・一般社団法人日本障がい者バドミントン連盟
- ・公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
- ・一般社団法人日本女子サッカーリーグ
- ・公益財団法人日本バドミントン協会
- ・日本ラグビーフットボール協会
- ・一般財団法人日本バウンドテニス協会
- ・公益財団法人全日本軟式野球連盟

また、地方のスポーツ団体からも数多くの方々に参加していただいた。

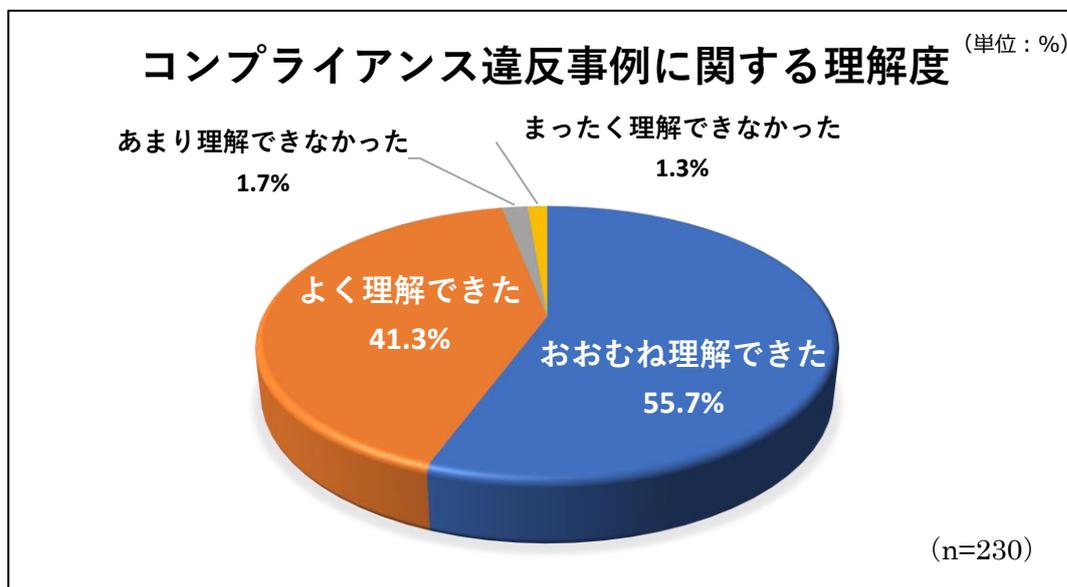
- ・鳥取県車いすバスケットボール協会
- ・一般財団法人岐阜県バスケットボール協会
- ・公益財団法人岩手県体育協会
- ・一般社団法人神奈川県バスケットボール協会
- ・公益財団法人相模原市スポーツ協会
- ・神戸市サッカー協会
- ・一般社団法人三県サッカー協会
- ・一般社団法人愛知水泳連盟

- ・一般財団法人北海道水泳連盟
- ・一般財団法人宮城県水泳連盟 他
- ・一般社団法人神奈川県野球連盟
- ・一般社団法人熊本県バスケットボール協会
- ・公益財団法人滋賀県スポーツ協会 滋賀県立彦根総合運動場
- ・滋賀県スポーツ協会
- ・公益財団法人草加市スポーツ協会
- ・公益財団法人埼玉県スポーツ協会
- ・一般財団法人宇治市スポーツ協会
- ・一般社団法人宮城県バスケットボール協会
- ・一般社団法人八幡市スポーツ協会
- ・滋賀県トライアスロン協会
- ・公益財団法人北海道サッカー協会
- ・公益財団法人茨城県サッカー協会
- ・一般社団法人長野県水泳連盟/(公財)長野市スポーツ協会
- ・公益財団法人北海道スポーツ協会
- ・一般財団法人沖縄県バスケットボール協会
- ・公益財団法人三重県スポーツ協会
- ・一般社団法人兵庫県テニス協会
- ・埼玉県テニス協会
- ・幸手市弓道連盟
- ・一般社団法人大阪府山岳連盟
- ・一般財団法人愛知県バスケットボール協会
- ・札幌弓道連盟

## 2. アンケート集計

「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」終了後、事後アンケートを実施し、理解度を測った。アンケート回答者数は、参加者 292 名のうち 231 名である。

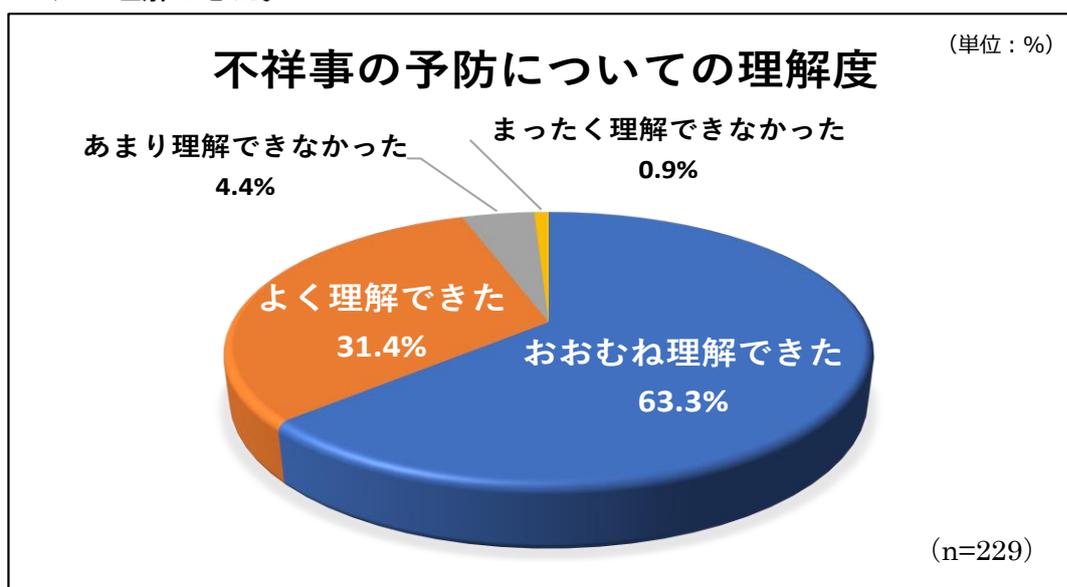
### Q1 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例について、研修会前と比べ理解できた。



「よく理解できた」…95 名 (41.3%)、「おおむね理解できた」…128 名 (55.7%) を合わせると、コンプライアンス事例について理解した参加者は 97.0%にのぼる。

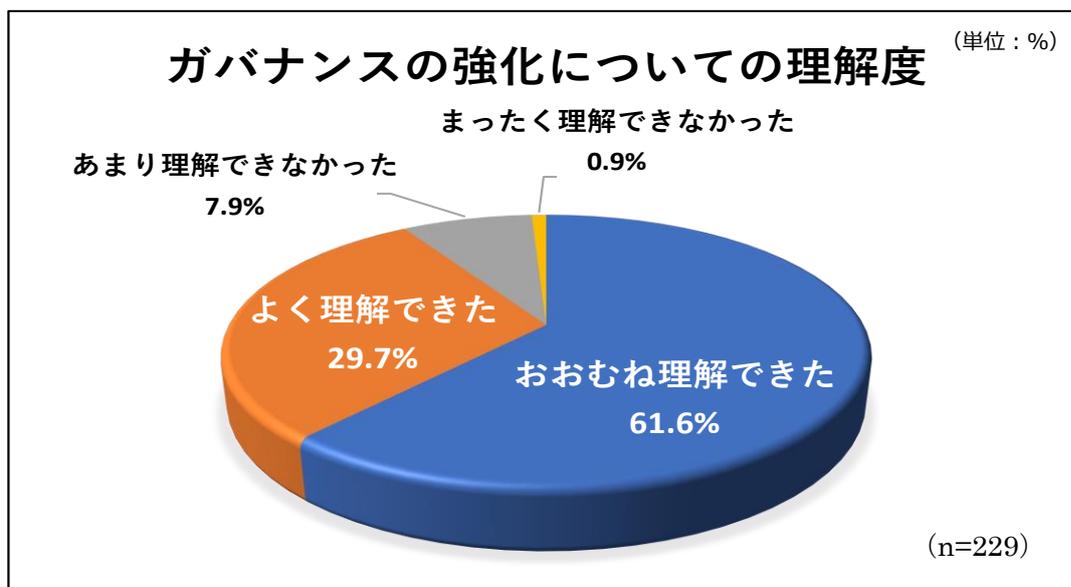
一方、「あまり理解できなかった」…4 名 (1.7%)、「まったく理解できなかった」…3 名 (1.3%) との回答もあった。

### Q2 不正・不祥事を予防するために、スポーツ団体が何をすればよいか、研修会前と比べ理解できた。



「よく理解できた」…72 名 (31.4%)、「おおむね理解できた」…145 名 (63.3%) を合わせると、94.7%の参加者が不祥事の予防について理解している。一方、「あまり理解できなかった」…10 名 (4.4%)、「まったく理解できなかった」…2 名 (0.9%) との回答もあった。

Q3 スポーツ団体におけるガバナンスの強化のために、スポーツ団体が何をすればよいか、研修会前と比べ理解できた。

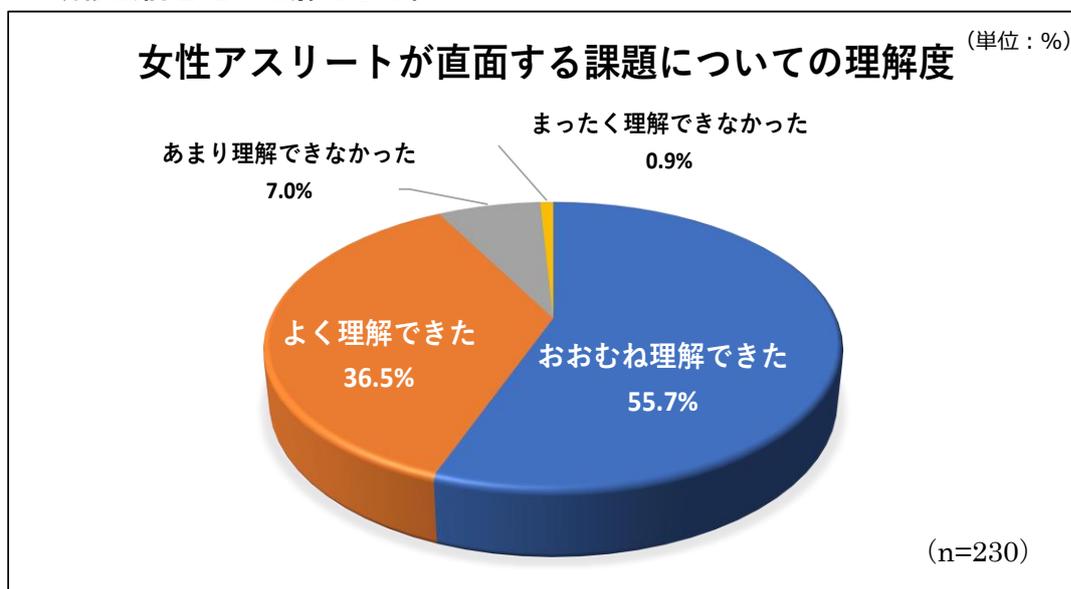


「よく理解できた」…68名 (29.7%)、「おおむね理解できた」…141名 (61.6%) を合わせると 91.3%の参加者がガバナンスの強化について理解している。

一方、「あまり理解できなかった」…18名 (7.9%)、「まったく理解できなかった」…2名 (0.9%) を合わせ、8.8%の参加者が理解できなかったと回答している。

ガバナンスの強化のために具体策を示すなど、さらにわかりやすく解説する方法を検討したい。

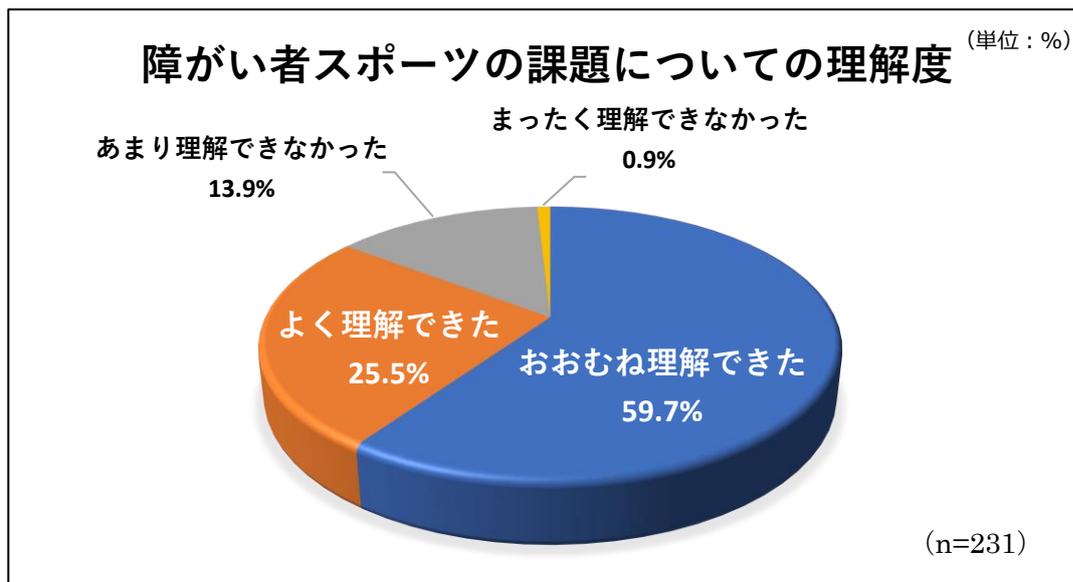
Q4 ガバナンスとコンプライアンスの観点から、女性アスリートが直面する課題について研修会前と比べ理解できた。



「よく理解できた」…84名 (36.5%)、「おおむね理解できた」…126名 (55.7%) を合わせると 92.2%の参加者が女性アスリートが直面する課題について理解している。

一方、「あまり理解できなかった」…16名 (7.0%)、「まったく理解できなかった」…2名 (0.9%) を合わせ、7.9%の参加者が理解できなかったと回答している。

Q5 障がい者スポーツの課題について、研修会前と比べ理解できた。

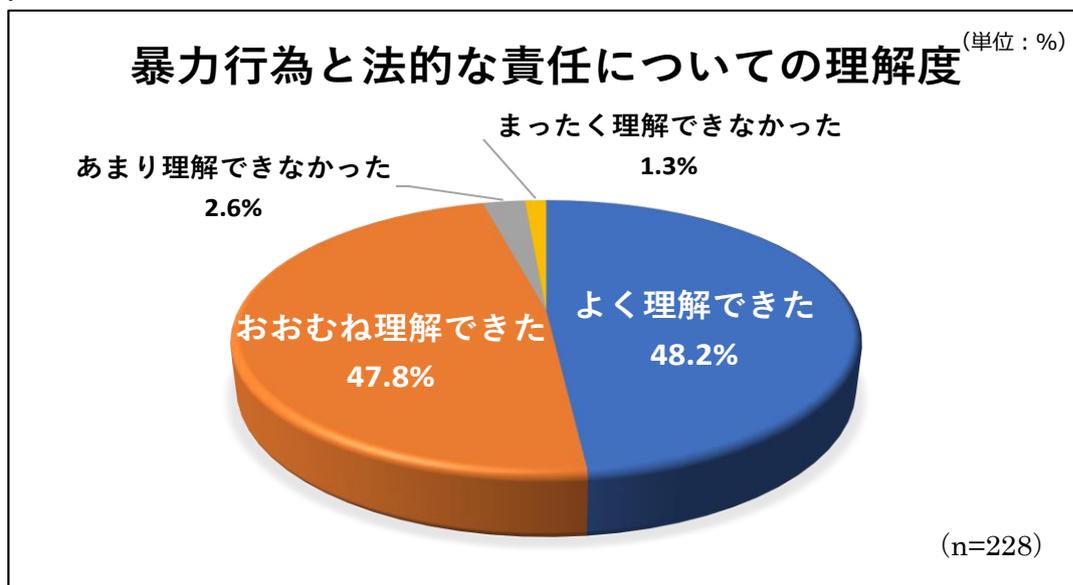


「よく理解できた」…59名 (25.5%)、「おおむね理解できた」…138名 (59.7%) を合わせると 85.2%の参加者が障がい者スポーツの課題について理解している。

一方、「あまり理解できなかった」…32名 (13.9%)、「まったく理解できなかった」…2名 (0.9%) を合わせ、14.8%の参加者が理解できなかったと回答している。

理解できなかった割合が多いのは、全体的に障がい者スポーツに関する関心が、一般スポーツと比べ低いために、参加者が障がい者スポーツについて知識が少ないせいかもしれない。障がい者スポーツの普及状況、障がい者スポーツ団体の現状などさまざまな情報を参加者に知っていただく必要があるのではないだろうか。

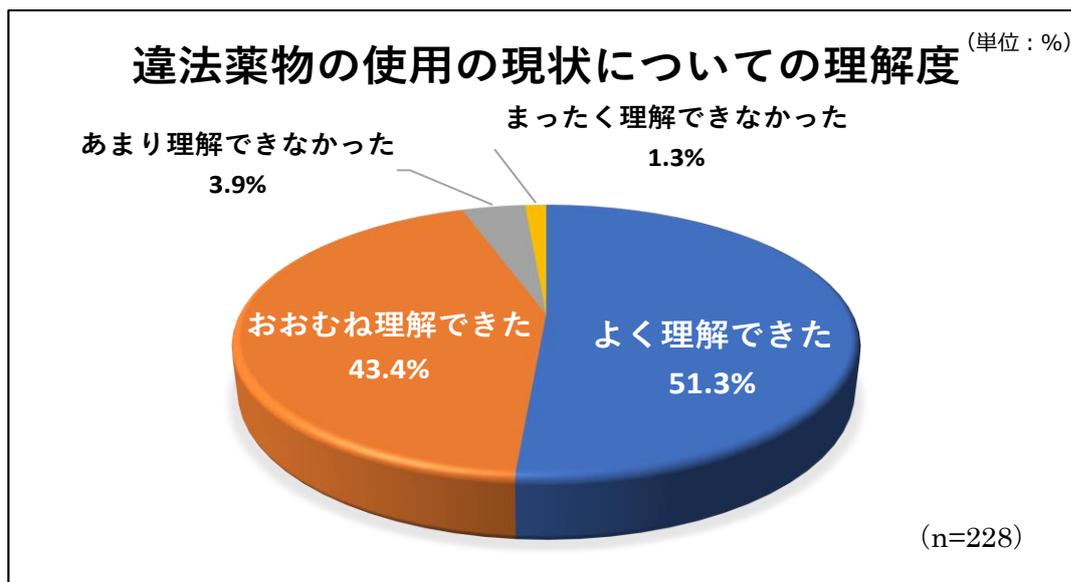
Q6 スポーツにおける暴力行為と法的な責任について、研修会前と比べ理解できた。



「よく理解できた」…110名 (48.2%)、「おおむね理解できた」…109名 (47.8%) を合わせると、96.0%の参加者が暴力行為と法的な責任について理解している。暴力・暴言行為は、コンプライアンス違反事例として関心が高いせいもあり、理解度は大変高い。

一方、「あまり理解できなかった」…6名 (2.6%)、「まったく理解できなかった」…3名 (1.3%) を合わせ、3.9%の参加者が理解できなかったと回答している。

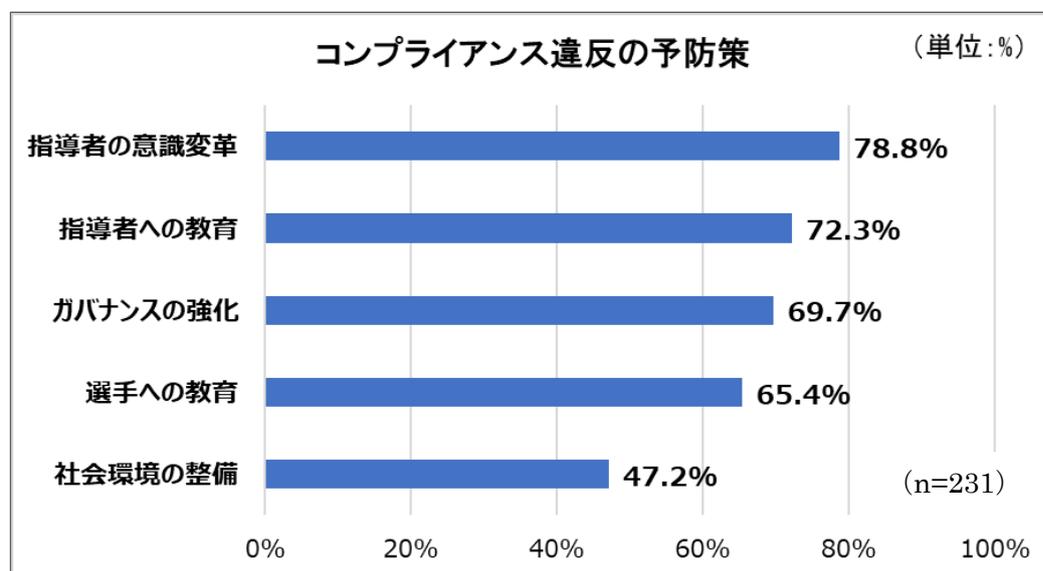
Q7 大学スポーツにおける違法薬物の使用の現状について、研修会前と比べ理解できた。



「よく理解できた」…117名(51.3%)、「おおむね理解できた」…99名(43.4%)を合わせると、94.6%の参加者が違法薬物の使用の現状について理解している。大学スポーツにおける大麻所持事件があったため、関心が高いテーマであることがうかがわれる。

一方、「あまり理解できなかった」…9名(3.9%)、「まったく理解できなかった」…3名(1.3%)を合わせ、5.2%の参加者が理解できなかったと回答している。

Q8 スポーツ界におけるコンプライアンス違反をなくすには、どのようにすればよいと思いますか？該当するものを選んでください（複数回答可）。



スポーツ界におけるコンプライアンス違反をなくすには、「指導者の意識変革」、「指導者への教育」が上位を占め、参加者の多くは、指導者の問題ととらえている。

「指導者の意識変革」…182名(78.8%)、「指導者への教育」…167名(72.3%)と、高い数字を示している。「選手への教育」…151名(65.4%)、「社会環境の整備」…109名(47.2%)。

同時に、スポーツ団体のコンプライアンスの強化…161名(69.7%)をあげ、スポーツ団体としてコンプライアンス違反に取り組むことの重要性を認識している。

## 第3章 日本学生野球協会

### 3.1 ニーズ調査

日本野球協会に属する「全日本大学野球連盟」、「日本高等学校野球連盟」に対し、ガバナンス、スポーツ・コンプライアンスの現状について、アンケート調査を行った。アンケート集計結果を下記する。

#### 3.1.1 全日本大学野球連盟へのニーズ調査アンケート集計結果

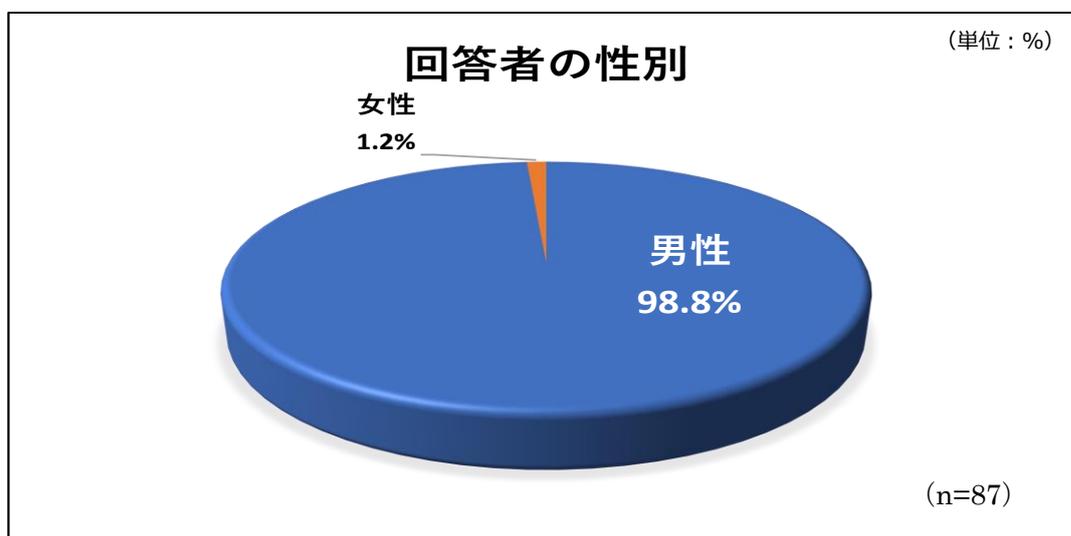
##### 1. アンケート回答者数

アンケート回答者数は 87 である。

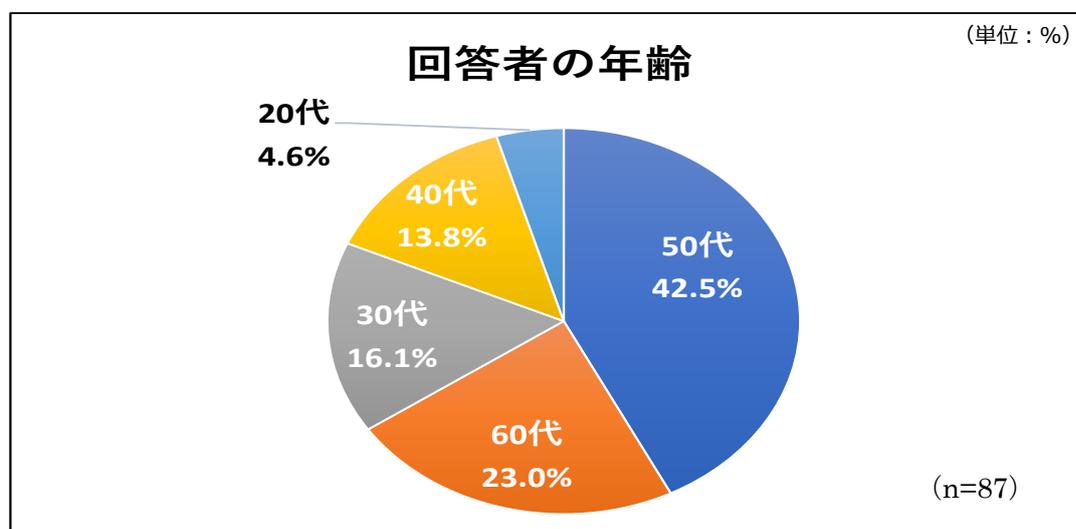
##### 2. 属性(回答者の性別)

###### (1) 回答者の性別

女性は 1 名のみ（1 名は匿名）。全体の約 99% が男性である。

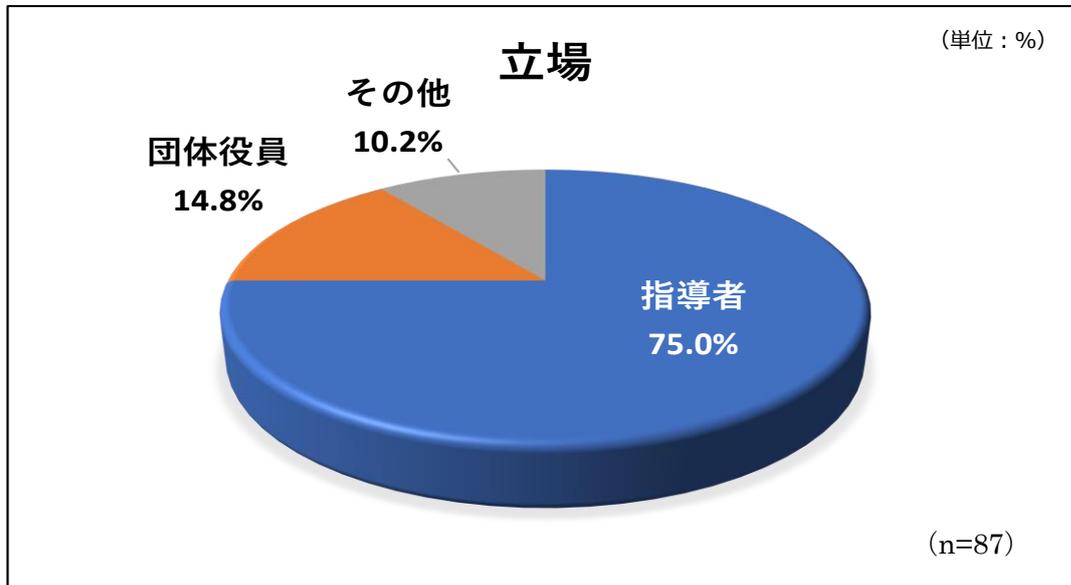


###### (2) 回答者の年齢



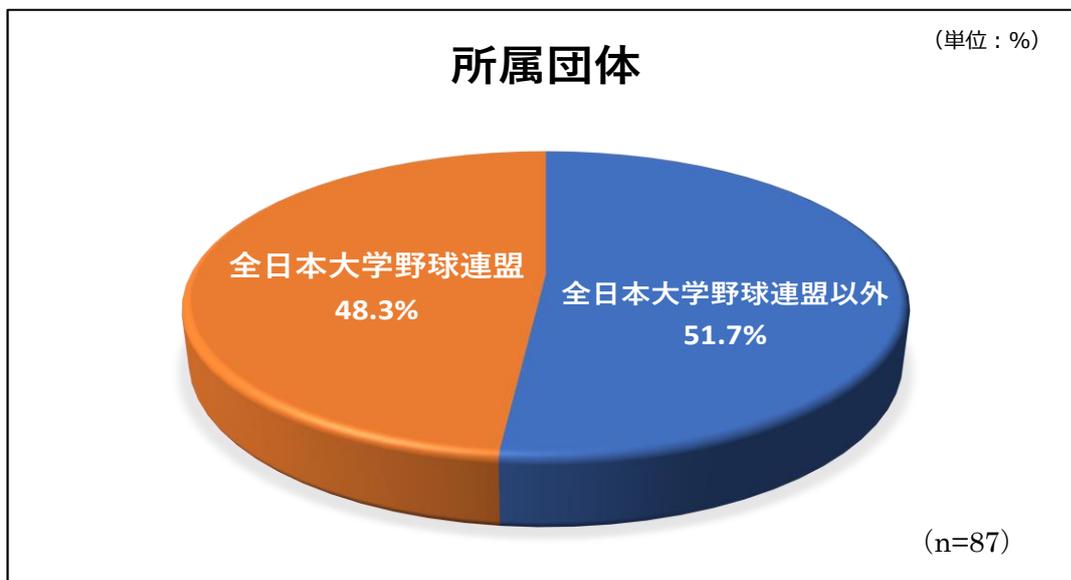
50代…37名(42.5%)、60代…20名(23.0%)で、50代、60代を合わせると約65.5%を占める。20代…4名(4.6%)、30代…14名(16.1%)、40代…12名(13.8%)である。

### (3) 回答者の立場



指導者…66名(75.0%)、団体役員…13名(14.8%)である。

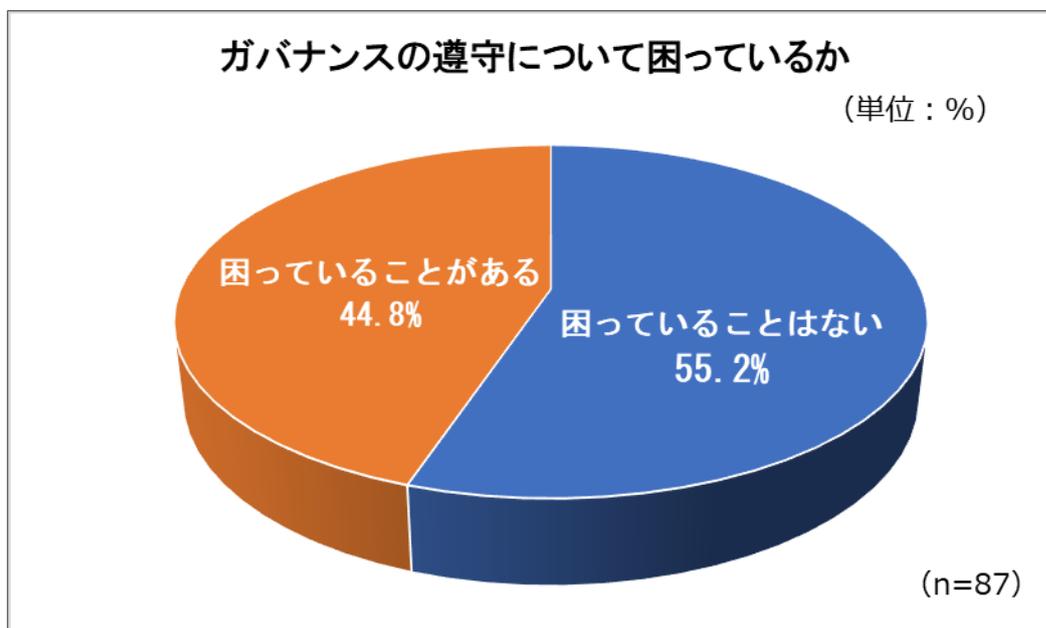
### (4) 回答者の所属団体



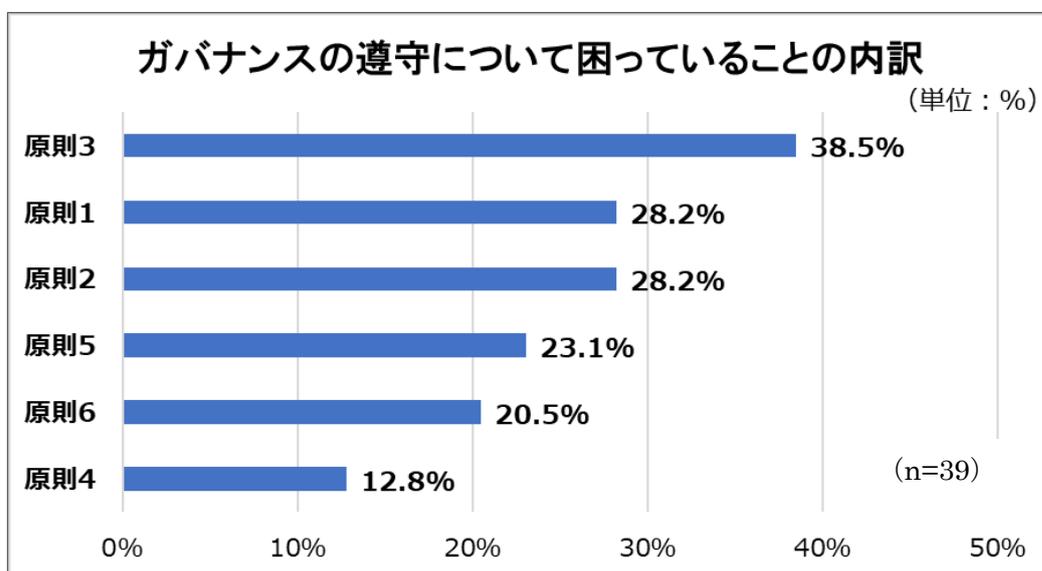
全日本大学野球連盟への所属…42名(48.3%)、全日本大学野球連盟以外の団体への所属…45名(51.7%)である。

## 2. アンケート集計結果

### Q1 スポーツ庁のガバナンスコード【一般スポーツ団体向け】の6つの原則の遵守について困っていること

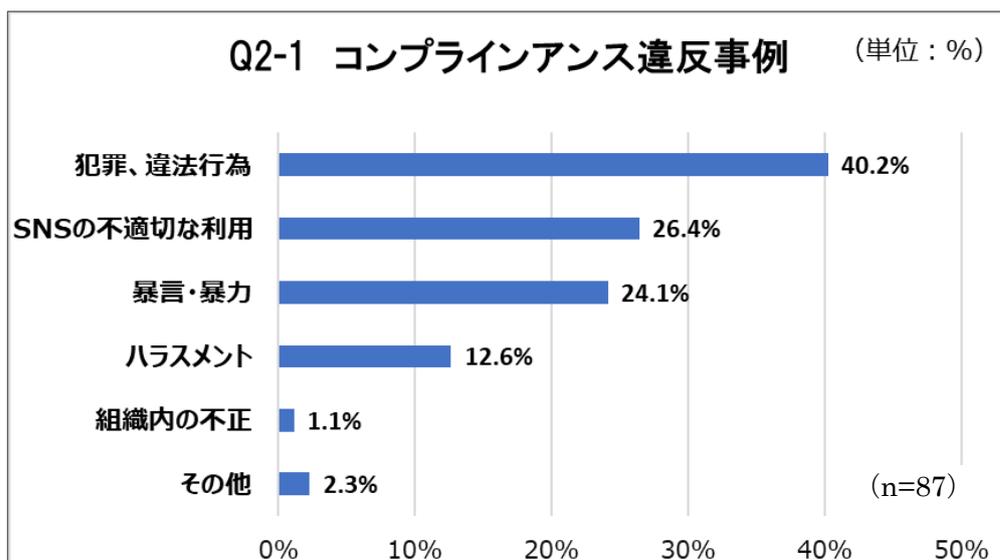


「困っていることはない」…48名(55.2%)、「困ったことがある」…39名(44.8%)である。困っていることの内訳は、下図の通りである(複数回答可)。



原則3(行為根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底)…15名(38.5%)  
 原則1(法令等に基づく適切な団体運営・事業運営)…11名(28.2%)  
 原則2(組織運営の基本方針策定・公表)…11名(28.2%)  
 原則5(法令に基づく適切な情報開示、組織運営情報開示による透明性の確保)  
 …9名(23.1%)  
 原則6(高いレベルのガバナンスが求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード【中央競技団体向け】についても遵守状況の説明や公表)…6名(20.5%)  
 原則4(公正、適切な会計処理)…5名(12.8%) の順である。

## Q2-1 身近で見聞したコンプライアンス（法令等遵守）違反事例（複数回答可）



コンプライアンス違反事例は

- ・犯罪、違法行為（20歳未満の飲酒、喫煙、違法賭博、大麻・覚せい剤等の違法薬物、交通違反・事故等）…35名（40.2%）
- ・SNSの不適切な利用…23名（26.4%）
- ・暴言・暴力行為…21名（24.1%）
- ・パワハラ、セクハラ、アルハラ、モラハラ等のハラスメント…11名（12.6%）
- ・組織内の不正…1名（1.1%）
- ・その他…2名（2.3%）

の順になっている。

SNSの不適切な利用が2番目に多い。学生にとって身近なツールを使った新たなコンプライアンス違反が発生している。

## Q2-2 コンプライアンス違反の具体的な事例（自由記述）

### <犯罪、違法行為>

- ・持続化給付金詐欺
- ・2009年に学生が起こした振り込め詐欺事件です。その直後に顧問に就任し、コンプライアンスの意識向上に努めてきました。
- ・学生スポーツにおいての大麻所持
- ・盗難（寮内）
- ・未成年者の飲酒、喫煙
- ・喫煙による近隣住民からの苦情
- ・飲酒での交通違反
- ・寮敷地内での無免許運転
- ・交通事故を起こした選手がいる。
- ・殺人事件（大学生）
- ・令和2年3月に起きた大学野球部員（岐阜県）が関与したホームレス殺害事件

### <暴言・暴力行為>

- ・指導者から選手への暴力・暴言

- ・休部中の部員が退部した部員に暴力行為を行った。
- ・先輩2名による後輩1名への暴言・暴力。外傷はなかったものの、心に傷を負った。
- ・先輩から未成年者への飲酒の強要
- ・違法薬物所持（大学生）
- ・指導者の暴力による謹慎など
- ・素行に問題がある学生に対して、個別に指導を継続してきたにもかかわらず、公式戦で審判員に暴言をはいてしまった。
- ・試合に敗戦し、ランニングを指示する。

#### <SNSの不適切な利用>

- ・SNSを通じて投資詐欺（昔のねずみ講）の勧誘
- ・SNSを通じて美人局に引っかかりそうになった。
- ・SNS等での店舗への迷惑行為
- ・インスタグラムで公開した。
- ・個人SNSの投稿により、未成年の飲酒、喫煙が発覚したケース。何気なくSNSに投稿するケースが多く、そこでは違法行為に対する意識が低く、いわゆるノリで投稿してしまったようだ。
- ・野球部員がSNSに投稿した内容が、他者に悪い印象を与えたこと

#### <ハラスメント>

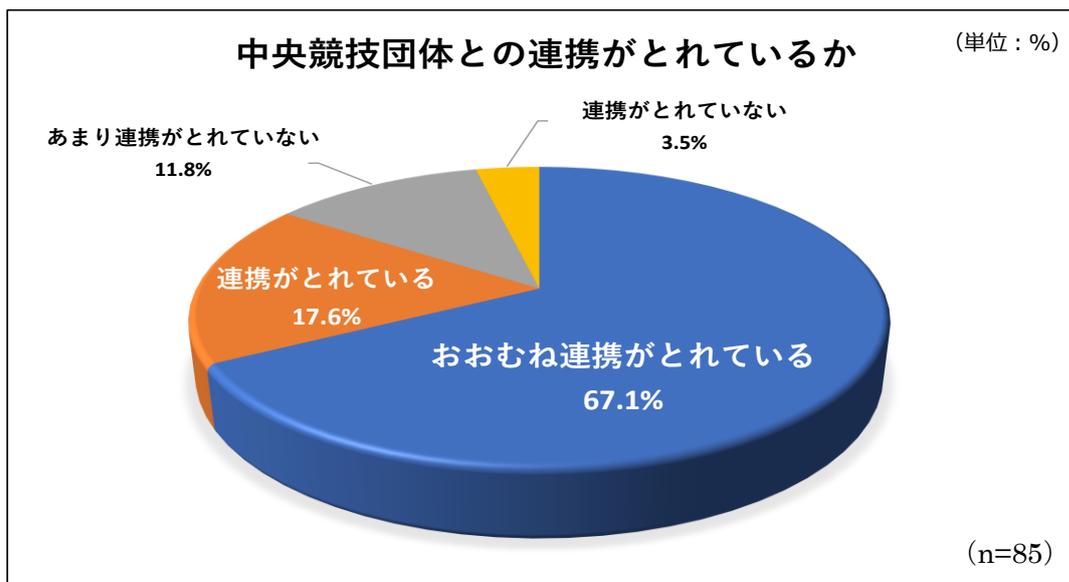
- ・社会人コーチによる1年生部員に対するパワハラ

#### <不正行為、組織内の不正>

- ・後援会費の不正
- ・試合中のサイン盗み（不正行為）
- ・野球部寮内で、違法行為、犯罪が行われた。
- ・低価格での物品供給
- ・事務局の不正な会計
- ・監査が行われていない。
- ・情報開示（過去の通帳を見せてほしいといったが、捨てたといわれた。  
（※今は適切だと思います。）

暴力・暴言、未成年の飲酒・喫煙、SNSの不適切な利用、違法薬物の使用などが目立つ。また、コンプライアンス違反の範疇を超えた犯罪（殺人事件）もある。

### Q3-1 中央競技団体（全日本大学野球連盟 / 日本学生野球協会）との連携



「おおむね連携がとれている」…57名（67.1%）、「連携がとれている」…15名（17.6%）、合わせて84.6%が「連携がとれている」と回答している。一方「あまり連携がとれていない」…10名（11.8%）、「連携がとれていない」…3名（3.5%）との回答があった。

### Q3-2 「課題」や「改善点」（自由記述）

#### <体制的な課題>

- ・中央の競技団体が有利なことが多い。明治神宮や全日本など東京が中心となる。関東地区は、遠征しなくてもよい。大会期間中も、自分たちのグラウンドで練習できる。全日本メンバー（関東が強い）の選出をもう少し地方からも出せるようにしてほしい。
- ・相互の知識の共有化に始まり、中央からの指導と育成についてのビジョンが示されていないこと。特に対応手順のモデルが急務と考える。
- ・いまだに高校、大学、一般のチーム交流に難があり、地方では経験を積めない。
- ・コロナ対応でも各地で統一されていない。
- ・情報が共有されない。
- ・特に何かを変えたということが見えないから。
- ・常任理事会や指導者からの意見が聞き入れられることがあまりないと報告を受けている。オープンに意見交換し、積極的な改善に向けての取組み及びその体制を望む。
- ・慣習として上意下達（トップダウン）が常で、下意上達（ボトムアップ）が、なかなかされない。意思の疎通が図れていない。
- ・一方通行（情報や資料を受けるだけ）

#### <教育、指導面の課題>

- ・各連盟から指導者を派遣し、指導者講習会があるとよい。
- ・指導の徹底だが、モラルの低下を何とかしなければならない。
- ・研修などの活動を行ってもいいのではないか。
- ・研修会等、開催地区（遠方が多い）や回数が少なく、参加機会に限界がある。

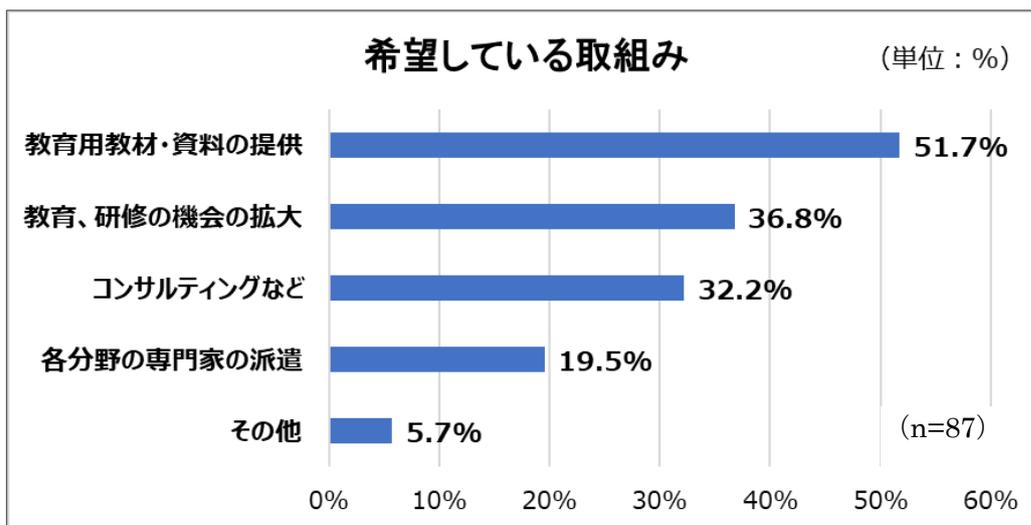
#### <ガバナンス面の課題>

- ・野球規則やルールについて、バラバラではないか？

- ・「おおむね連携がとれている」と回答したが、中央も下部組織も運営団体だと思いますが、昨今の状況を考えると、事業団体であるともいえます。特に学生の負担を減らすため、スポンサー等の資金や資材提供を公明正大にいかに行うかが課題だと思います。
- ・連盟内での決め事が、委員会全員で話し合われていない。情報も共有されていないことが多い。

組織がオープンでない、情報が共有されない、意見を下からあげていけないなど、組織体制の問題が多く指摘されている。

### Q3-3 中央競技団体との連携に関して希望する取組み（複数回答可）



- ・「教育用教材・資料の提供」…45名 (51.7%)
  - ・「教育、研修の機会の拡大」…32名 (36.8%)
- と、教育関連の連携が 60.6%を占める。次いで、
- ・「コンサルティング、相談窓口の充実・拡大」…28名 (32.2%)
  - ・「各分野の専門家の派遣」…17名 (19.5%)が続いている。
- 選手向け、指導者向け教材・資料の提供、公認指導者資格の策定を希望する意見があった。

### Q4 ガバナンス(組織統治)の強化に関して「ご質問」「ご希望」(自由記述)

#### <体制・組織面の要望>

- ・日本スポーツ協会の指導員の資格があるので、ガバナンスの知識を多少もっているが、当団体がまずどこから手をつけて実行していくのかが、まったくわかっていない。まずは、方向性から指導をお願いしたいと思います。
- ・スポーツそれぞれの特性等を知らない人が、管理側に多い。
- ・実態に応じた統一された組織づくりが求められる。特にスポーツ法人のように、財団法人とも一般社団法人ともちがうスポーツのための法人策定の国の基準づくり、法整備が求められる。そして、それをすべての団体に義務づけて、中央のガバナンスのもと、公正な組織を作る。
- ・関係者以外の参入、スポンサーの営業など。
- ・理事長など役員(上部)の権限が強すぎて、現場の意見が希薄になっているように感じます。任期を設け、さまざまな年代、価値観を受け入れ、オープンかつ創造的な組織になればと強く思います。

- ・定期的な役員選挙など体制の入れ替え
- ・組織強化を目的として行っているが、部員 110 名に対し、スタッフが 3 名と、目が届かず、見逃すことが多い。学生に責任をもたせても、互いに緩め、意識が低い。その向上心を促すことに悩みが多い。
- ・おおむね連携はできていると思うが、情報共有のツールを増やしてみたいと思う。

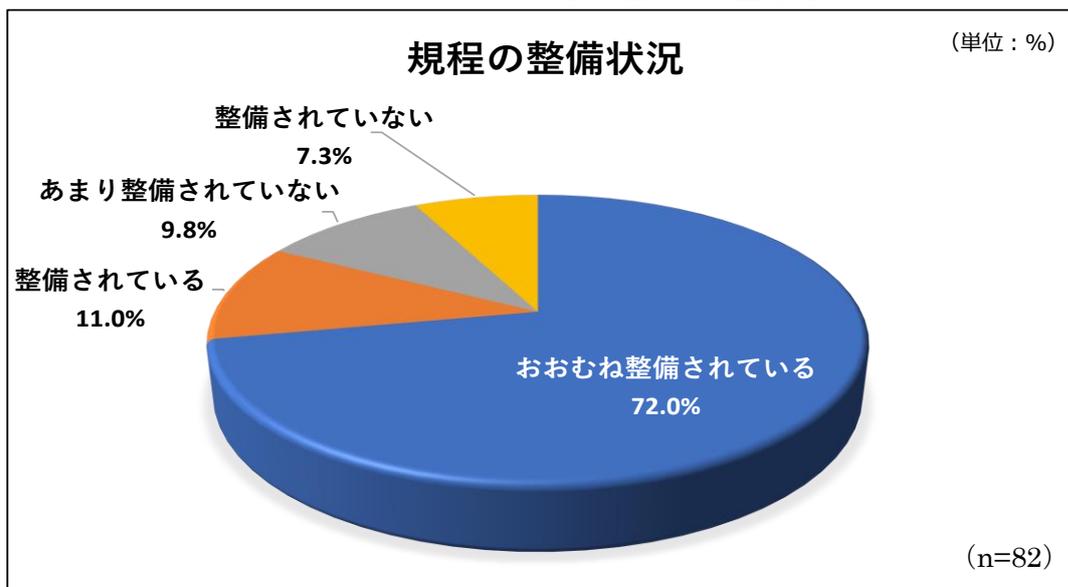
#### <ガバナンス面の要望>

- ・事務屋の発想では、ガバナンスは機能しない。
- ・地方小規模大学の 1 クラブと中央大規模組織（全日本）のガバナンス（組織統治）
- ・メジャーな競技であり、指導者と選手の関わりが強い競技であるにもかかわらず、他の団体のように公的な指導者資格認定の制度がないのは、ガバナンス、コンプライアンスの点において問題であるとする。早急な制度構築を希望する。
- ・学生野球憲章など、現時代にマッチしたものに改正する必要があるものを実施してほしい。

#### <教育・指導面の要望>

- ・全国的規模の研修会が難しくなっているため、指導者向け用、学生向け用の DVD などがあればわかりやすく指導できると思う。
- ・定められた規則を守らない場合、罰則等を設けた方が抑止力になるのか。また、罰則等を設けるとして、ハラスメントに当たらない罰則等あれば知りたい。
- ・弁護士や医師など、専門家の立場からの意見を聴く機会があれば有り難い。
- ・スタンドの応援の指導に大学間の差があると思います。その部分をしっかり教育しないと、ガバナンスにも悪影響が出る可能性があると思われます。
- ・Web をもとにした Web ラーニングシステムの開発、普及

Q5-1 コンプライアンス、ガバナンスに関する規程類は、整備されているか。



「おおむね整備されている」…59名 (72.0%)、「整備されている」…9名 (11.0%) を合わせると、83.0%が「整備されている」と回答している。

Q5-2 どのような規程を「整えなければならない」と考えているか。(自由記述)

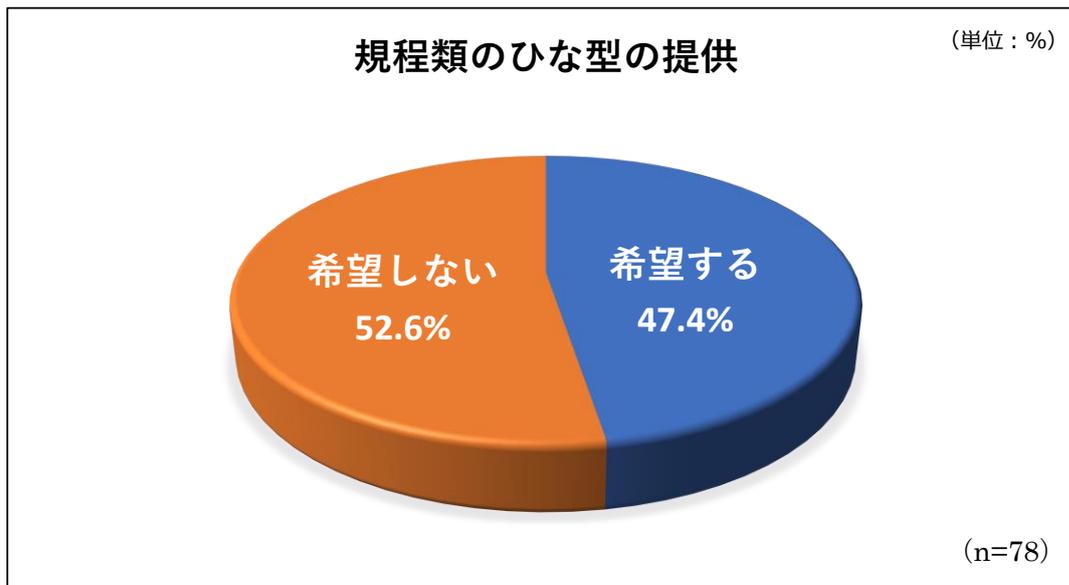
- ・全日本の処分の差に疑問を抱く。  
(例)  
40人の未成年者の飲酒⇒3ヵ月間の対外試合禁止  
殺人⇒厳重注意  
2021年のリーグ戦から出場予定と聞いたが、本当によいのだろうか？ 同じリーグに属する指導者として疑問に思う。学生たちがどれだけ「罪」の意識を感じたか。
- ・部としての理念や活動方針については、作成しましたが、それ以降の具体的な整備について、どこから手をつけるか不明です。
- ・現場の意見に耳を傾けた規程が必要で、スポーツごとに異なることを最初から受け入れる姿勢をもつ規程
- ・事務屋の意見が強すぎる。
- ・どうしてもよい規程を作ると、不正の抜け道を作る。
- ・大学、クラブ、連盟との連携
- ・寄付行為ではなく、スポンサーの規程  
他のスポーツ競技団体ではかなり進んでいる。(例：バレーボール、ミキプルーンカップ、サッカーJR 東日本カップなど)
- ・組織図、相談窓口  
例) プロ野球経験者の派遣、申請など
- ・野球部の組織、目的、指示命令系統、規則違反への対応(指導者、学生とも)などが明記された規程が必要である。
- ・会議による決定の方法、規程
- ・部の方針を徹底させるためのミーティング、チェックシート作成、過去のルールだけでは、現在の学生に通じないことの勉強を私たちはほしくないと思います。特に SNS からの発信について。
- ・コンプライアンス違反が起こったときの対応について
- ・現場が規程を明確に把握しきれていないので、まず周知させる方法を検討すべきである。

- ・部則など固有の規範を示すものがない。よって、コンプライアンス、ガバナンスともに整える必要がある。
- ・それなりに作成しているが、整備されているのか、されていないのか、チェックされていないので、わかりません。
- ・Web をもとにした Web ラーニングシステムの開発、普及
- ・学生野球憲章は、現在の学生生活、文化に合ったものに改正が必要ではないか。他のスポーツと価値観や組織の関わる範疇に統一してもらいたい。
- ・犯罪、違法行為に関するもの

**Q6 「規程類の整備について希望事項」「コンサルティングについての希望」  
(自由記述)**

- ・整備についての具体的なスケジュール、行動について指導願いたい。
- ・事例を見たい。
- ・規程の細部を知りたい。
- ・運営委員の補充
- ・他の団体の規程等も参考に見てみたいと思う。
- ・全日本大学野球連盟がひな型を作成してくだされば、一気に利用大学が増え、大学に対して提出できると思う。
- ・規程や部則など、学園として確立している文章はあるが、外部や専門的な目線で指導等を受けられる相談窓口
- ・会計並びに役員規則について
- ・規程類の整備について、基本的な事項を教えてもらいたい。

Q7-1 「規程類のひな型の提供」を希望しますか。



「希望する」…37名（47.4%）、「希望しない」…41名（52.6%）とほぼ拮抗している。

Q7-2 どのような項目の規程のひな型を希望しますか。（自由記述）

<全般>

- ・現在、当団体で整備（用意）しているものと比較したいので、特定の項目には限定していない。
- ・規程ひな型を作る際の考え方についても開示していただけると、規程への理解が深まると考える。
- ・入部時に学生、親と結ぶ規程
- ・監督、コーチ等指導者の選定・選任に関する規程
- ・運動部における指導者批判について
- ・スポンサーシップについての規程  
(寄付行為と異なるのは、寄付するところにメリットが必要となるため)
- ・提供していただけるものは、すべて希望します。
- ・規程設置の想定されているあらゆるものを拝見したい。意識が及んでいない側面もあると思うので。
- ・野球部の組織、目的、指示命令系統、規則違反への対応（指導者、学生とも）などが明記された規程
- ・大学生の部活に適した内容をお願いしたい。
- ・情報開示関係の規程
- ・全般にわたって希望する。独自に作成しているが、さまざまなものに触れ、参考にしたい。
- ・誰が見てもわかりやすく、手軽に確認できるハンドブック的なもの。会計処理について。
- ・役員改正、会計監査、議決権について
- ・会社での就業規則のように、全体の網羅を考えています。ひな型全般を希望します。
- ・規程と呼ばれるもの全般について
- ・部の組織運営に関する規程のひな型
- ・部則等
- ・罰則規定
- ・法令に基づく適切な団体運営

- ・汎用性のあるもの

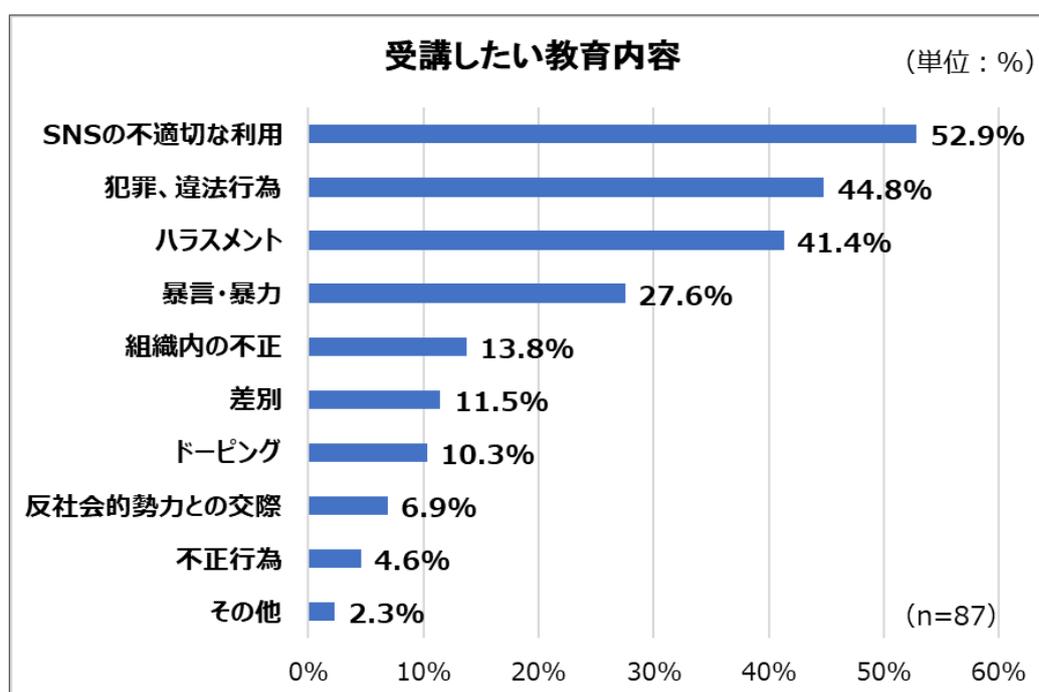
#### <ガバナンス、コンプライアンス、コンプライアンス違反>

- ・連盟として、不祥事が起きた際には、審査し、処分が決定され、一定の成果を出しているが、起きた個々の案件ごとに対応しているのが現状である。具体的な処分規程があれば、事件を未然に防ぐことができると思う。
- ・運動部の規程違反の処分について知りたい。
- ・学生の不祥事について
- ・SNS
- ・大麻等の違法薬物
- ・事例に対しての対処や処分の仕方など
- ・選手（部員）に対して指導者が行うパワハラについて
- ・迷惑行為時の処分について（部員、指導者それぞれ）
- ・コンプライアンス、ガバナンス両方の基本となるひな型
- ・不祥事事前対応策（事例を含めて）  
野球部内でのコンプライアンス違反者に対する対応
- ・コンプライアンス、ガバナンスに関するもの
- ・121年間細部にわたる規約はなく、部員、関係者の高い意識で特に問題が起こることもなく、非常に高いレベルでコンプライアンスが保たれています。今、特に我が部には必要とは思いません。今以上の細かいことを取り決めておこうとは思わないと思いますが、良い機会なので、どんなものでも見て、次の50年に向けて参考にしたいと思います。
- ・犯罪、違法行為に関するもの

#### <SNSに関する規程>

- ・SNSの利用に関するガイドライン
- ・SNSの進化に大人がついていけず、困惑しています。また、本人たちの良識や常識を理解しておらず、そこに対してのひな型があれば教えてほしいです。

#### Q8-1 スポーツ・コンプライアンスに関する教育研修について「受講したい講義内容」 (複数回答可)



「SNS の不適切な利用」が一番多く、46 名（52.9%）である。学生にとって日常使うツールであるが、学生が、使用する際のモラル、相手の立場に立って考える、ネット上のコミュニケーションなどを十分に理解していない。

指導者にとってはどのように指導したらいいか理解できていないこと、また、単に「SNS を利用するな」といった指導では、学生との溝を深めてしまっていないことが背景にある。

スポーツ・コンプライアンスの一部として、教育する新しいテーマである。

また、犯罪・違法行為は 39 名（44.8%）である。大学生にも違法薬物（大麻など）の所持、使用が広がりつつある現状から、違法薬物についても、事例を紹介したり、違法薬物を所持、使用することが法的に禁じられていることを指導したりするだけでなく、予防のための教育を行う必要がある。なぜ学生が違法薬物を所持、使用するのか、学生のメンタル面のサポートも求められている。

## Q8-2 スポーツ・コンプライアンス教育の普及・充実等に関する「ご意見」「ご提案」「ご希望」（自由記述）

### <コンプライアンス、ガバナンス、インテグリティの概念についての理解>

- ・単に「コンプライアンス」といった場合と「スポーツ・コンプライアンス」といった場合の違いが不明。
- ・インテグリティの概念は理解しているが、ピンとこない。
- ・スポーツ界における「ガバナンス」「スポーツ・コンプライアンス」「インテグリティ」をよく聞くが、現場ではその概念の理解度が低い。机上で議論されている感が強い。

### <コンプライアンス全般、コンプライアンス違反>

- ・曖昧な部分が多いと感じます。学生との信頼関係により発言した言葉が、受け取り側の感情に触り、コンプライアンス違反になりうるケースもあると聞いています。指導者の処分の比重が大きく、公平な判断による採決できる管轄（部門）の設置を希望。
- ・選手、指導者がコンプライアンスについて、内容を十分に理解し、身近な問題として考える必要があると思います。
- ・直接学生と接する指導現場は、スポーツ指導以外のコンプライアンス、学業等の指導の負担が大きいし、そういった指導法等について、手さぐりの状態です。
- ・各問題に対する対応策の事例の提供を希望する。

### <新しい問題への対応—薬物、SNS の不適切な利用など>

- ・先日、大学生の薬物使用に関する報道があった。改めて正しい知識を身につけたい。
- ・連盟として、今後とも継続して取り組んでいくテーマであるが、学生は、中学校⇒高校⇒大学と移動していくので、社会人・プロとも連携した野球界という大きなくくりの中で、普及すべきだと思います。
- ・大麻などの違法薬物についての教育の機会がない。身近にある問題なので、いかに危険であるかを勉強させられるか。
- ・SNS についても、若い世代には携帯の使い方の勉強として、一度共通認識を持たせたらどうか。
- ・とにかく禁止にしていた SNS を名を変えて、投稿が発覚し、対処に対して不満がありました。こちらが方向を変えなければならないのかと自問自答しています。ルールを決めて行おうと考えています。

## <教育、指導全般>

- ・以前には無いような事件性的なものが、スポーツ界に起っている。まずは人としての指導もできるような指導者育成が必要となると思う。
- ・高校時代の基礎教育が不足していると考え。特に野球名門校出身者について、自律心が身につけていないケースが多く（おそらく抑圧下で仮面をかぶっていた）、指導・注意が理解できない選手がいる。
- ・資格とまではなくてもよいが、指導者には研修義務を設けるべきではないか。リモートも可能とすれば、できると思う。
- ・少年野球を見ていると、いまだに意味のない罵声を浴びせる指導者を見かける。大学野球の指導者から「指導者の学び」が必要であることをさらに広めていきたい。
- ・選手だけでなく、役員、指導者に向けても、暴言・暴力、ハラスメントについて教育を広めてほしいです。
- ・暴言・暴力行為の特に「暴言」の程度、特に指導者が暴言と思っていない言葉・指導が、選手にとっては暴言と感じ、やる気が失せてしまう等の場合、指導に活かせる指導者の言葉の選択術やコンタクトの仕方等の講義
- ・急速な時代の変化に対応するため、特に「SNSの不適切な利用」の対策や対応、学生への指導に活かせる指導者向け講義など。
- ・林立する野球団体すべてで共有できるように、子どもからプロ、社会人まで一貫したものを（年代独自のものはあると思うが）、少なくとも指導者は一貫したものを希望。
- ・SNS等で簡単に外部と接触することができる時代であり、犯罪は以前より身近なものになっている。特に大学という制約の少ない環境下においては、個人へのコンプライアンス教育が大変重要なものになると考える。効果がどの程度あるかわからないが、定期的に研修や講演を開催するなど、構成員全員を対象とした地道な活動も必要ではないかと感じている。
- ・高校以下の指導者に、パワハラに近い行為が多い。指導者に対して、上から押さえつける指導ではなく、科学的な指導方法に付いて教育するべきである。
- ・本学野球部においては、入学時にガイダンスを行い「学生野球における基本事項」のガイダンスを行ってはいるが、十分であるとは認識していない。大学野球界全体で、野球部員に対する何らかの教育プログラムがあっても良いように思う。
- ・法を守ることも大事ですが、なぜそのようなことが起こるのか、今の世の中、教育の在り方に問題があると感じる。学生（子ども）の問題というよりも、大人、教師、指導者の在り方が問題であると感じる。意見交換、情報共有が必要であると感じる。
- ・2009年の不祥事（学生が起こした振り込め詐欺事件）以来、徹底した道德教育を行ってきました。200名を超える部員がおり、どこからほころびが出るかわかりませんので、今後も心してやっていきたいと思えます。

## <その他>

- ・学生の自由な活動の中で、自ら律することができる仕組みが必要。
- ・個人情報の問題はあるが、できるだけ情報を開示して、共有する。

### 3.1.2 「日本高等学校野球連盟」へのニーズ調査アンケート集計結果

#### 1. アンケート回答者数

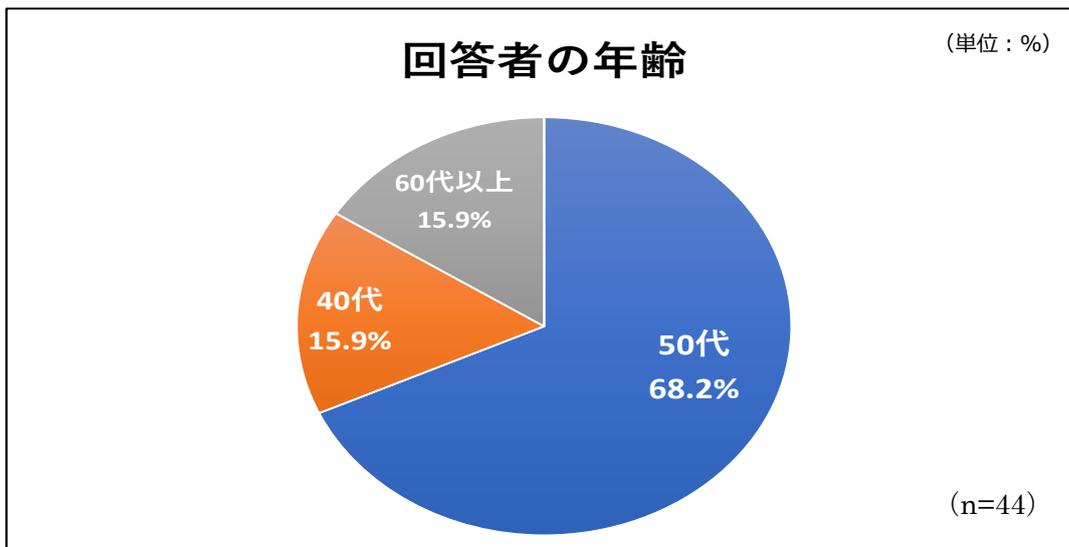
アンケート回答者数は44名である。

#### 2. 属性

##### (1) 回答者の性別

全員男性である。

##### (2) 回答者の年齢

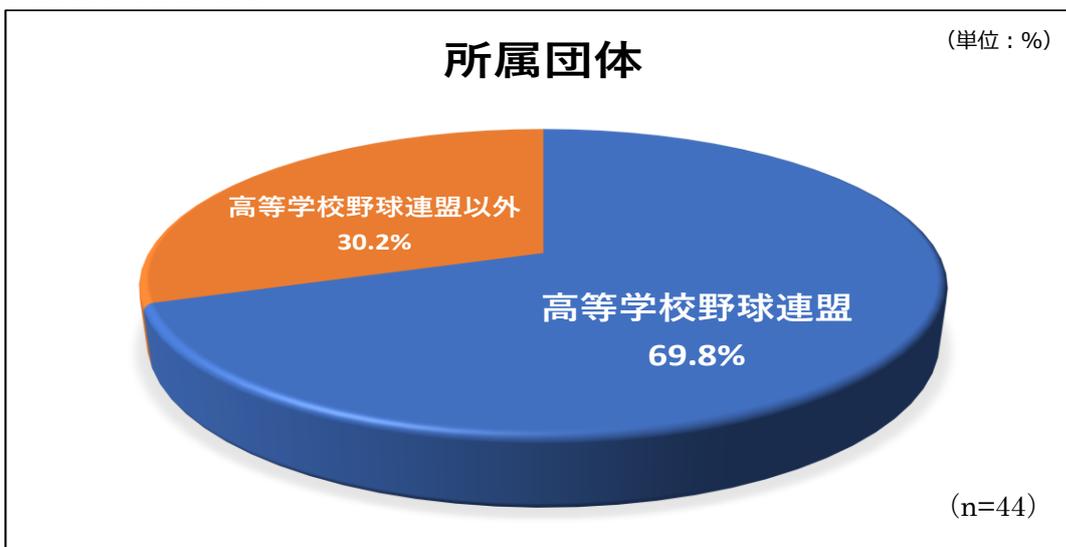


50代が最も多く、68.2%を占めている。次いで、40代と60歳以上がそれぞれ15.9%である。

##### (3) 回答者の立場

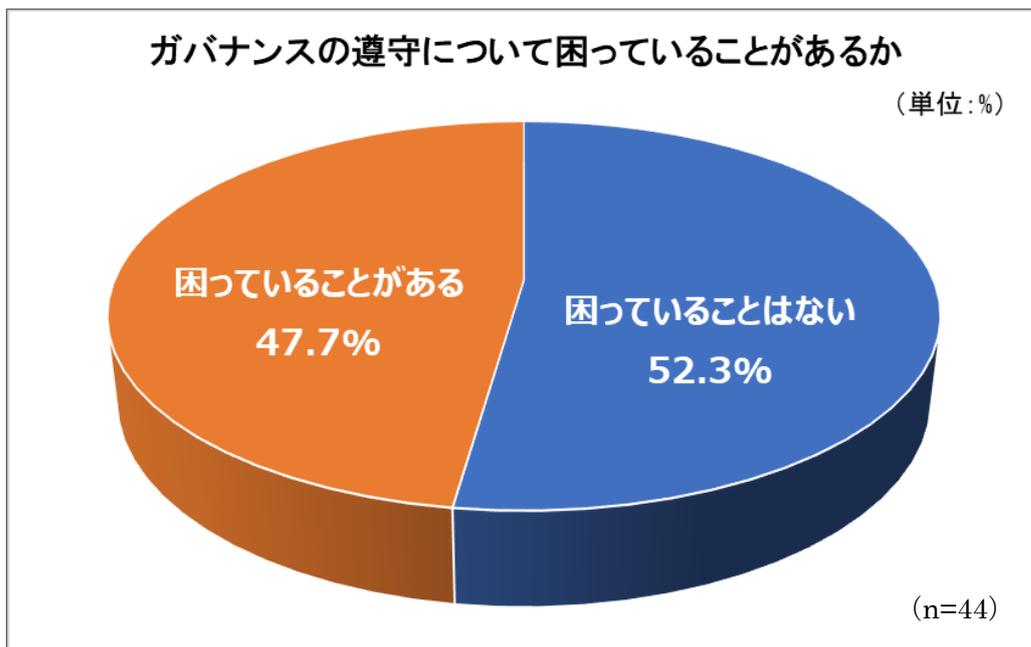
全員が団体役員である。

##### (4) 回答者の所属団体

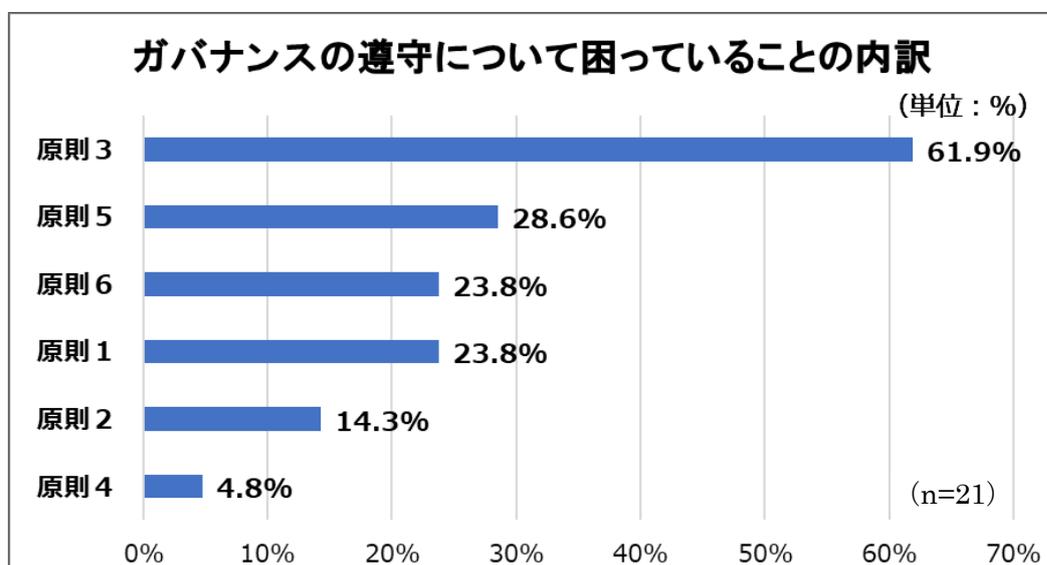


## 2. アンケート集計結果

### Q1 スポーツ庁のガバナンスコード【一般スポーツ団体向け】の6つの原則の遵守について困っていること



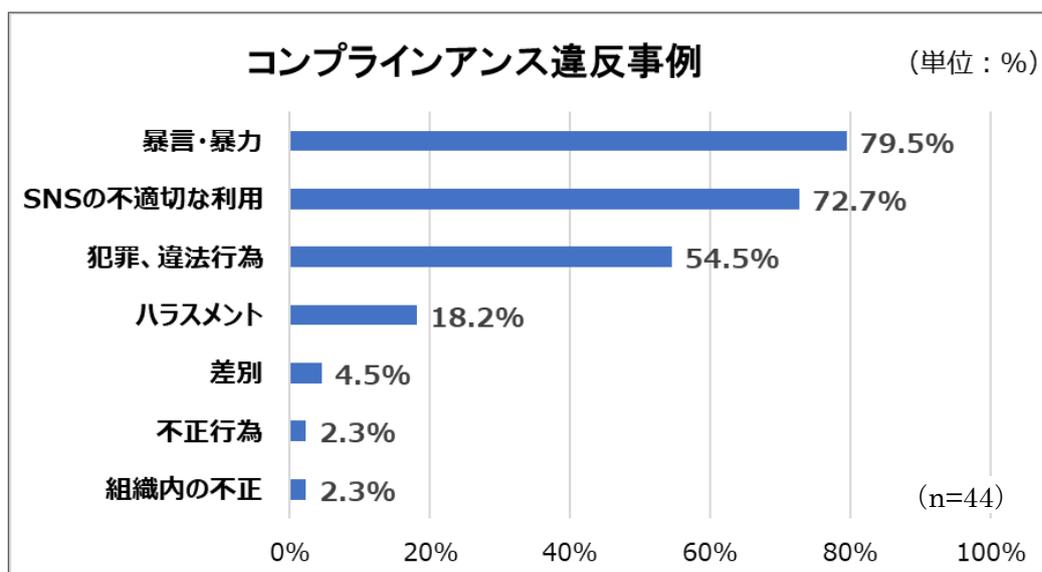
ガバナンスの遵守について「困っていることがある」…21名(47.7%)「困っていることはない」…23名(52.3%)との回答があった。



ガバナンスの遵守について困っていることの内訳は、以下の通りである（複数回答可）。

- ・原則 3（行為根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底）…13名（61.9%）
- ・原則 5（法令に基づく適切な情報開示、組織運営情報開示による透明性の確保）…6名（28.6%）
- ・原則 1（法令等に基づく適切な団体運営・事業運営）…5名（23.8%）
- ・原則 6（高いレベルのガバナンスが求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード【中央競技団体向け】についても遵守状況の説明や公表）…5名（23.8%）
- ・原則 2（組織運営の基本方針策定・公表）…3名（14.3%）
- ・原則 4（公正、適切な会計処理）…1名（4.8%）

## Q2-1 身近で見聞したコンプライアンス（法令等遵守）違反事例（複数回答可）



コンプライアンス違反事例は

- ・ 暴言・暴力行為…35名（79.5%）
- ・ SNSの不適切な利用…32名（72.7%）
- ・ 犯罪、違法行為（20歳未満の飲酒、喫煙、違法賭博、大麻・覚せい剤等の違法薬物、交通違反・事故等）…24名（54.5%）
- ・ パワハラ、セクハラ、アルハラ、モラハラ等のハラスメント…8名（18.2%）
- ・ 差別…2名（4.5%）
- ・ 不正行為…1名（2.3%）
- ・ 組織内の不正…1名（2.3%）

という順だった。

高等学校ということもあり、ドーピング、反社会的勢力との交際の事例はなかった。

## Q2-2 コンプライアンス違反の具体的な事例（自由記述）

### < 暴言・暴力行為 >

- ・ 指導者の暴言・体罰は明らかなコンプライアンス違反であるにも関わらず、中央団体によって処分されるケースが後をたたないこと。
- ・ 指導者の暴力行為
- ・ 指導者による部員への体罰
- ・ 指導者の暴言や暴力
- ・ 高校2年生（男子部員）が中学2年生と1対1の喧嘩をして、けがをさせた。
- ・ 情熱ある指導と称した暴力行為（いわゆる鉄拳制裁）
- ・ 女子生徒の相談相手をしていたことをきっかけに、不純異性行為に及んだ事例。
- ・ 「声は腹から出すんだ」とお腹をポンポンと裏手で叩いたことが「暴力行為」として扱われ、教育委員会から懲戒を受けた。
- ・ 県内公立高校の指導者（副部長）の言動により野球部員が転学に追い込まれた一件が記憶に残る。当該校は当連盟へは勿論、県教育委員会へも事故報告書を提出し指導を仰ぐこととなる。ただし、本件は非常に悩ましい案件でもある。当該部員は中学時に精神的な病を発症し、高校入学後も定期的な受診、服薬の継続を余儀なくされていた。当該指導者の言動に他の部員は嫌悪感を抱くことはなく信頼できる指導者との評価であったが、当該部員にとって

は苦痛となっていたという事例である。

- ・指導者による暴力、体罰等（数年に1件あるかないかです）
- ・指導者の教育現場での暴力行為について、動画にて SNS 上に拡散され、ニュースで大々的に放送された事が印象に残っています。
- ・選手に「殺すぞ」と言った指導者（部活動中を含め、いつも穏やかな指導をしているが…）
- ・各競技で発生した暴言・暴力、セクハラ・パワハラが印象に残っています。それだけ、大々的に報道されたことありますが。本県では、当事者本人が気にしていないことが、暴言として扱われ、指導されたことがありました。この件は、県教育委員会としては指導されず、日本学生野球協会の案件として指導されました。

#### < SNS の不適切な利用 >

- ・高校2年生（男子部員）が自慰行為をスマートフォンで録画したものを拡散させた。
- ・ SNS の不適切な使用（近年増加傾向にあります）
- ・ SNS の不適切な使用による人間関係のもつれ
- ・ SNS による情報漏洩など近年は SNS による違反や誹謗中傷などが多くなった。
- ・ SNS に不適切な画像や肖像権を侵害する画像を投稿
- ・ SNS を介してのわいせつ画像、動画の送受信
- ・野球部員による不適切な SNS への投稿

#### < 犯罪、違法行為 >

- ・生徒の飲酒、喫煙、暴力行為等（近年は減少傾向にあります）
- ・部員集団での飲酒、喫煙
- ・生徒間のいじめ
- ・加盟校野球部責任教師による盗撮行為（2017年）
- ・指導者の飲酒運転
- ・特にという事例はないが、加盟校の部員、指導者の不祥事案（部員の違法行為や SNS の不適切利用、指導者の行き過ぎた指導などが毎年複数件発生する。

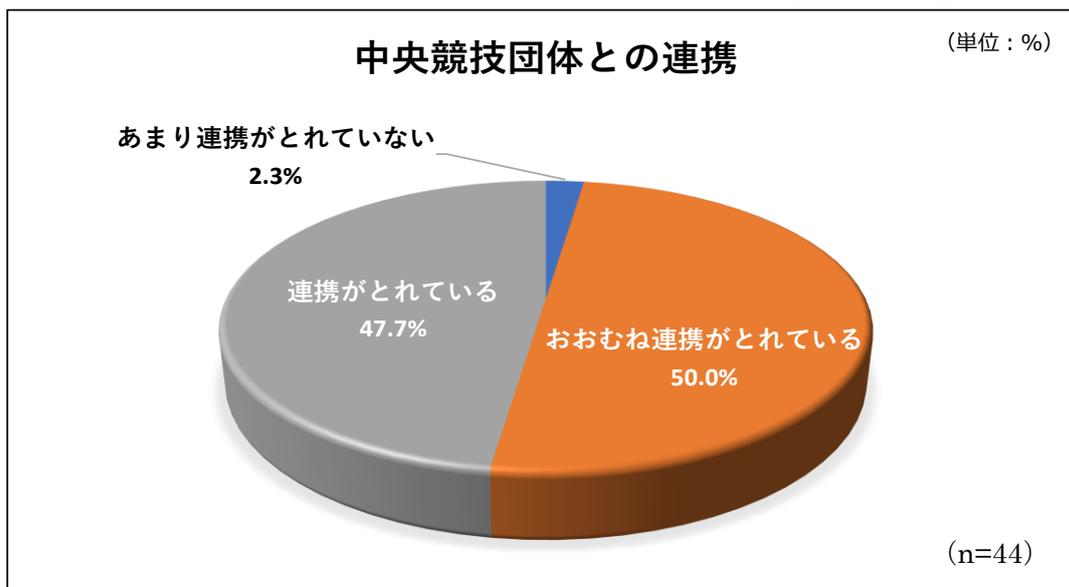
#### < ハラスメント >

- ・指導者の生徒や部員に対する不適切行為
- ・自校生徒に対する学校職員のセクハラ行為
- ・女性に対する不適切な言動及びその言動を SNS による拡散する事例
- ・数年前、本連盟理事（教員）が、万引きで逮捕されたことがありました。

#### < 不正行為 >

- ・不適切な会計処理
- ・部費、保護者会費の不適切使用
- ・中学生の勧誘行為

### Q3-1 中央競技団体（日本学生野球協会 / 日本高等学校野球連盟）との連携

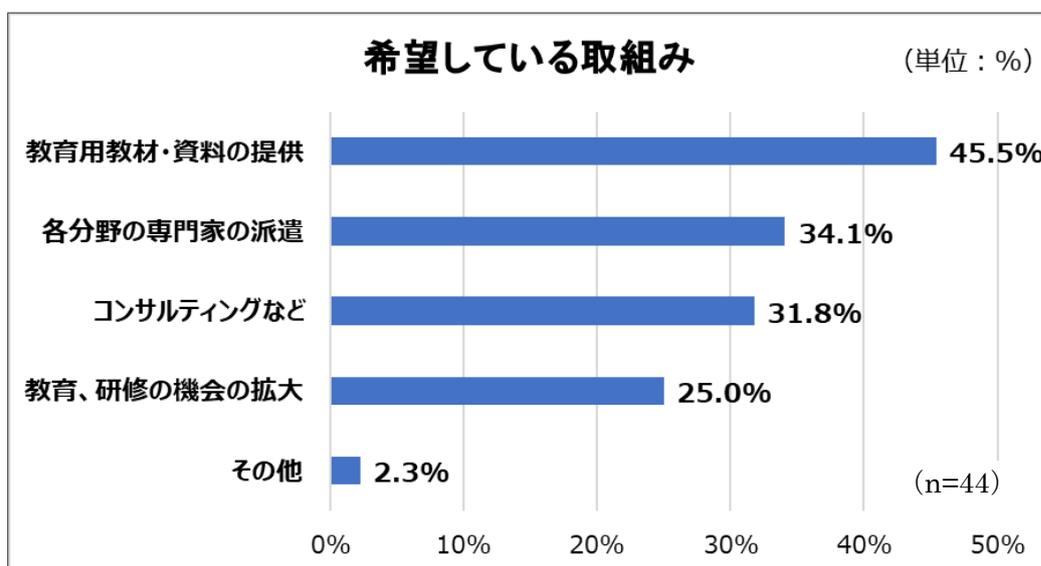


「おおむね連携がとれている」…22名（50.0%）、「連携がとれている」…21名（47.7%）を合わせると、97.7%にのぼる。「あまり連携がとれていない」…1名（2.1%）。

### Q3-2 「課題」や「改善点」（自由記述）

- ・判断基準が各機関（教育委員会、日本高等学校野球連盟、日本学生野球協会、本連盟）で違う点が統一されればよいと思います。特に暴言に関しては、判断基準に大きな差があると思います。

### Q3-3 中央競技団体との連携に関して希望する取組み（複数回答可）



中央競技団体との連携に関して希望する取組みは、

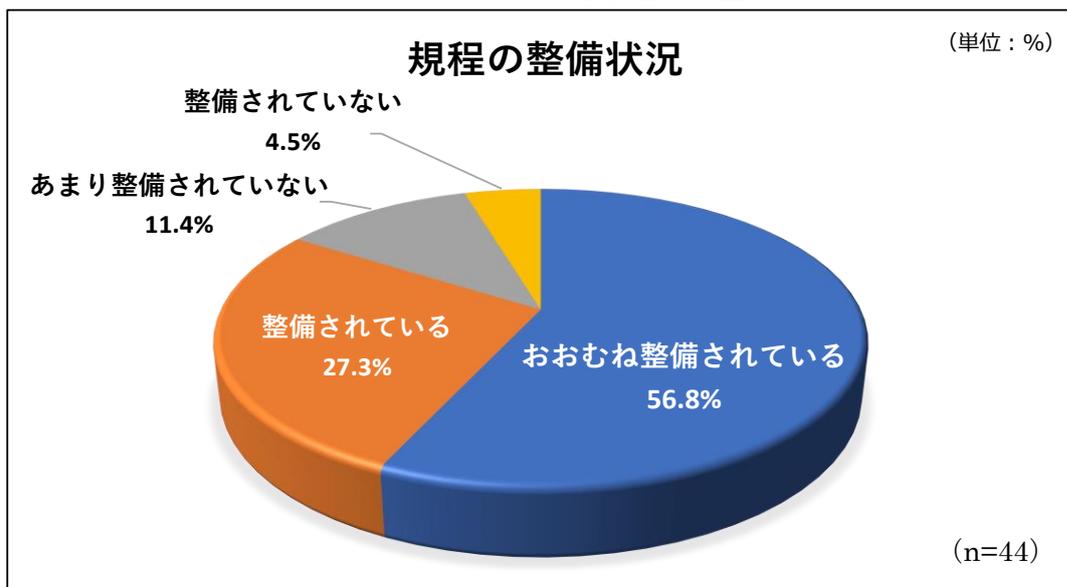
- ・教育用教材・資料の提供…20名（45.5%）
- ・各分野の専門家の派遣…15名（34.1%）
- ・コンサルティングなど…14名（31.8%）
- ・教育、研修の機会の拡大…11名（25.0%）

の順になっている。

#### Q4 ガバナンス（組織統治）の強化に関して「ご質問」「ご希望」（自由記述）

- ・今年度はコロナ禍の中、例年とは異なる組織運営をする機会が多くあったが、佐賀県 高校野球連盟は、日本高野連と共に協力して組織運営を行ってきた。結果的に組織内の人間関係や団結が強まり、組織のガバナンスに関しては高まったのではないかと感じている。
- ・ガバナンスコード「原則 2」の組織運営に関する目指すべき基本方針とは、本連盟の「一般財団法人滋賀県高等学校野球連盟定款」に記載されている内容だと考えているのですが、よろしいでしょうか？
- ・3-3 ④各分野の専門家（弁護士、税理士、行政書士、公認会計士、医師、薬剤師等）の派遣、相談 窓口の確保について希望します。  
都道府県連盟によっては、事務局員を置くこともできずに（財政面）、連盟全般の仕事を受け持っている連盟もあります。そんな仕事量の多い中、専門分野の知識もない者が、過去のデータをもとに仕事を進めている場面が多々あります。困った時に、専門分野の方に指導を仰げるような体制が整うと問題の発生が未然に防げることや問題発生時にもスムーズな対応に繋がると考えます。
- ・各都道府県単位での講習会等実施の必要性を感じる。
- ・本県は、平成 23 年に青少年層の野球団体に構成する組織を設立し、様々な活動を実施してきた。青少年層の共通課題である「障害防止」や「指導者と保護者の関わり方」などの対応や情報を共有し、活動している。さらにこの組織を活用することで、県内の野球界の現状が把握できており、そうした課題に合わせて、「NIIGATA 野球サミット」を開催している。  
野球界は、都道府県での各カテゴリーの連携が希薄な部分が多いため、こうした組織を全国的に広めることが必要と思われる。
- ・特にありません。引き続き加盟団体・構成員に周知徹底していきたいと思います。
- ・審議小委員会も毎週開催されるようになり、スピード感を持って対応でき、現行のままで良いと思われま。
- ・他団体との関係で苦慮しています。現在、他団体から本連盟の規約変更について要望が出ています。本来、他団体が本連盟の規約に干渉できないことは十分承知していますが、構成員が本連盟と他団体の両方に所属しているため、双方の「一本化」という理由で本連盟の規約変更を求めてきています。他団体は、本連盟とある程度の協力関係があり、同じ「協議会」に所属しているので、規約を変えるべきところは変えるつもりですが、すべて要求通りに対応すると、本連盟の運営が成り立たなくなってしまうと思います。こういうケースでどのように対応すべきかご教示頂けますと幸いです。本連盟の司法書士には相談済みです。
- ・本連盟の指導者は、ほとんどが教職員です。連盟だけの統治ではなく、県の組織も巻き込んだものにできないでしょうか？

#### Q5-1 コンプライアンス、ガバナンスに関する規程類の整備状況



「おおむね整備されている」…25名 (56.8%)、「整備されている」…12名 (27.3%) を合わせると、84.1%である。一方、「あまり整備されていない」…5名 (11.4%)、「整備されていない」…2名 (4.5%) との回答があった。

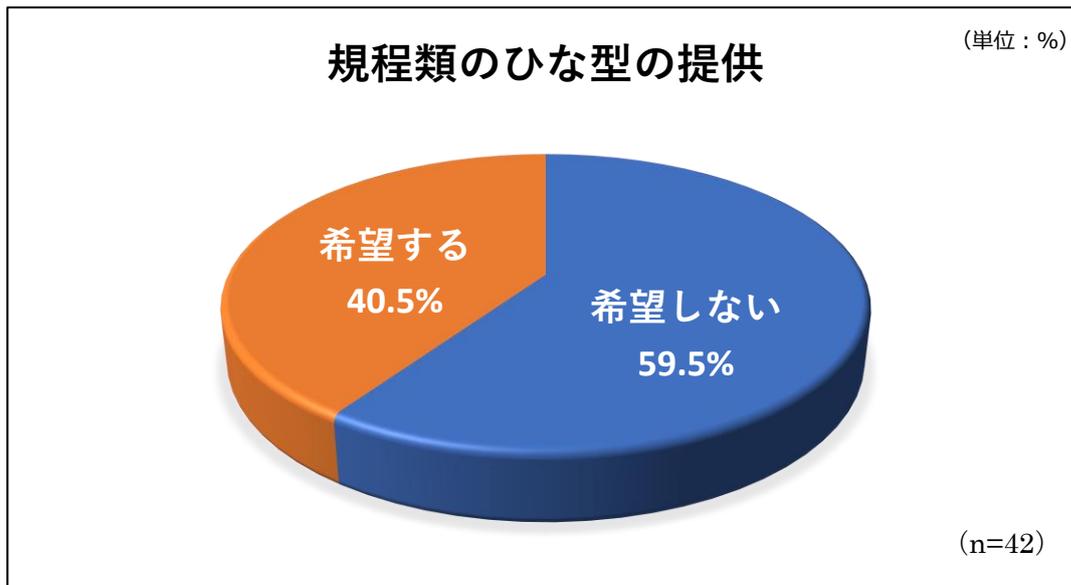
#### Q5-2 どのような規程を「整えなければならない」と考えているか。(自由記述)

- ・ガバナンスについてはあるが、コンプライアンスについては当連盟に所属する者は全て学校管理下における職員で構成されているので、当連盟としての規約作成は考えていない。
- ・どのような規程を整えなければならないのかが、具体的にわかっていない。それを具体的に教えていただきたい。
- ・何をどのように整備して良いのかがわかっていない。
- ・規程全般
- ・学生野球憲章
- ・本連盟内の規約・規程
- ・特に子どもたちとの関わりの中で、子どもたちに身につけてもらいたいコンプライアンスを中心に整備していきたいと思います。

#### Q6 「規程類の整備について希望事項」「コンサルティングについての希望」(自由記述)

- ・規程全般
- ・当連盟はもとより各都道府県 高等学校野球連盟は「日本学生野球憲章」を基に、かつ日本高等学校野球連盟から示される諸規則を踏まえ諸規定を整備しているが、時代の流れとともに見直しや緩和を講じる必要性のある項目も存在しているように感じる。時代錯誤とならぬ諸規則の構築を求めたい。
- ・教育現場では色々な事が起こりうるので、柔軟に対応して頂ければ有難いと思います。
- ・ネット関係での問題
- ・ケースによっては規程の解釈に差が出てくる可能性があるため、その規程の解釈や背景なども併せて示していただけると共通認識を持って対応できるのではと思います。
- ・規程の中にはさまざまなものがあると思いますが、特に子どもたちの生活に直結することを中心に規程を整備したいと思います。

Q7-1 「規程類のひな型の提供」を希望しますか。



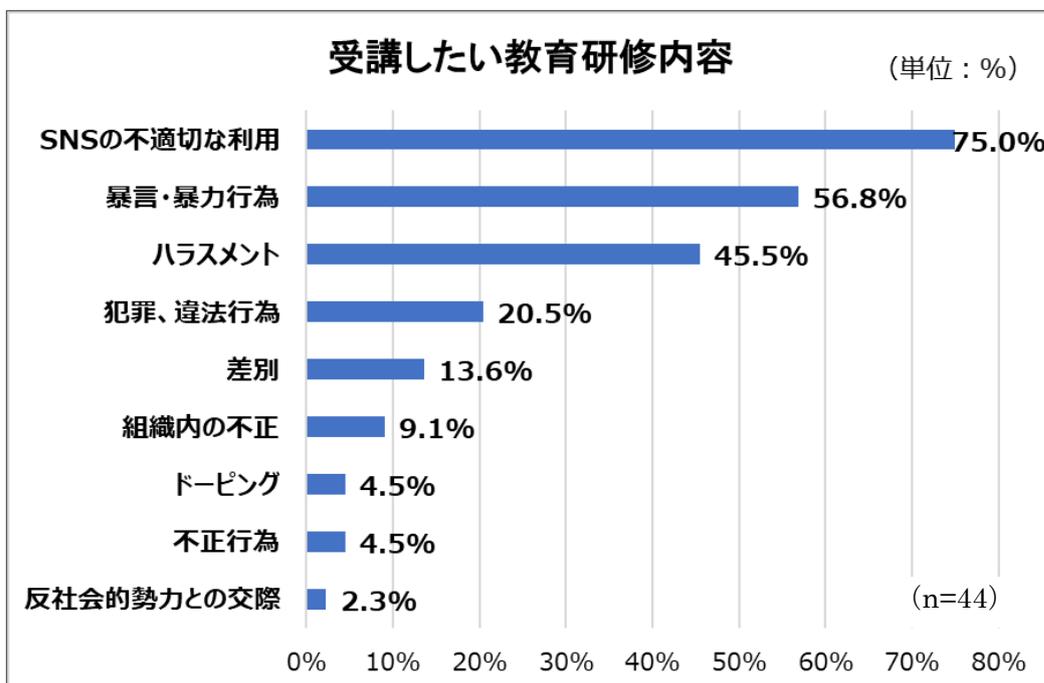
「希望しない」…25名（59.5%）が、「希望する」…17名（40.5%）を上回っている。その理由として「日本高野連では現在、様々なひな型が提供されているので特に問題はありません。」「現行のひな型で対応できている」との意見があった。

Q7-2 どのような項目の規程のひな型を希望しますか。（自由記述）

- ・規程全般にわたって
- ・一般的なコンプライアンス、ガバナンス強化のための規程
- ・スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉（令和元年 8 月 27 日 スポーツ庁）に記載されている規定以外のものがあれば、全て提供していただきたい。
- ・事務局員をアルバイトで雇ったときの、雇用に関する規程
- ・現状のひな形で充分であるが、新たな規程等が出来た場合には、新たなひな形の作成をお願いしたい。
- ・将来的に法人化の可能性があるので、その場合の規程のひな型
- ・コンプライアンスの具体的な事例を判断基準を明確にしたものを希望します。セクハラ、パワハラ等に関しては、判断基準が少し曖昧なような気がします。
- ・財務管理等、公正、適切な会計処理について
- ・危機管理

一方、どんな規程があるのかわからないという意見もあった。

Q8-1 スポーツ・コンプライアンスに関する教育研修について「受講したい講義内容」  
(複数回答可)



スポーツ・コンプライアンスに関する教育研修で受講したい内容は

- ・ SNS の不適切な利用 …33名 (75.0%)
- ・ 暴言・暴力行為 …25名 (56.8%)
- ・ ハラスメント …20名 (45.5%)
- ・ 犯罪、違法行為 …9名 (20.5%)
- ・ 差別 …6名 (13.6%)
- ・ 組織内の不正 …4名 (9.1%)
- ・ 不正行為 …2名 (4.5%)
- ・ ドーピング …2名 (4.5%)
- ・ 反社会勢力との交際 …1名 (2.3%)

の順となっている。

高校生にとって、日常的なコミュニケーションツールを使った「SNSの不適切な利用」はスポーツ界でも、深刻な問題である。すでに高校では情報教育の一環として情報モラル教育が実施されているが、従来型の注意喚起、子どもの安全を守るために危険回避を促す教育では解決できていないことが明らかである。感情をコントロールする自制心、コミュニケーション力、共感力、社会的責任を果たす力などを培い、個人の行動を律するだけではなく、社会との関わりの中で自分の行動を見直すための教育が必要である。

Q8-2 「コンサルティングについての希望 (自由記述)」

<不祥事、コンプライアンス違反に対するコンサルティング>

- ・ 不祥事に対して、保護者が学校を通り越して警察や弁護士に依存するケースがある。学校側はその対応について法的知識をもたず、一方的に相手側弁護士に対応せざるを得ないケースがある。その際の対応について御経験のある学校関係の諸問題を扱う弁護士。
- ・ 不祥事への対応⇒弁護士

- ・言われもない指導者への誹謗中傷 への対応（保護者・一般から）⇒ 弁護士
- ・ハラスメントの実例、過去の実例提示
- ・不祥事への対応 ⇒ 弁護士
- ・法的な事はわからないことが多いので、やはり弁護士の協力が必要だと思います。
- ・各分野での専門家  
補償⇒ 弁護士、医師

#### <会計処理に対するコンサルティング>

- ・会計処理 ⇒ 税理士
- ・会計処理 ⇒ 税理士

#### <各種書類の作成に対するコンサルティング>

- ・各種書類の作成 ⇒ 行政書士
- ※既に 専門家にお世話になっているが、その経費の捻出に苦慮している。  
少しでも経費を抑える方法を考えていただきたい。

#### <SNS に対するコンサルティング>

- ・SNS の犯罪性  
部員は深く意識せずを使用している。危険性を具体的に示したい。
- ・SNS の脅威⇒情報セキュリティ企業
- ・SNS や個人情報管理 ⇒ 関係機関

#### <心身の問題に対するコンサルティング>

- ・薬剤関係 ⇒ 薬剤師
- ・体、心の成長 ⇒ ドクター
- ・プレー中の事故、ケガへの対応、

### Q8-3 スポーツ・コンプライアンス教育の普及・充実等に関する「ご意見」「ご提案」「ご希望」（自由記述）

- ・連盟としてコンプライアンス教育を普及する対象は指導者はもちろんですが、高校生部員も対象として考えるべきと思っていますが、間違いはないでしょうか？
- ・高校の教員はコンプライアンスについての意識が一般企業の方等と比較して低いと思われる。部活動でのコンプライアンスも同様です。  
連盟でも研修等の必要性は感じているところですが、新たに研修会等を組み入れるのは難しい状況があります。（日程・経費等）
- ・現在もスポーツ・コンプライアンスやガバナンスに関して気をつけながら仕事を行っています。特に不満や問題があるとは考えていません。
- ・コロナ関連の基準を知りたい。
- ・本県をはじめ、各都道府県高野連連盟は、概ね 教員が運営しています。現状、通常の学校業務に加え、連盟 の 業務を 行うだけでも激務です。しかし、スポーツ・コンプライアンス教育の普及・充実は重要な課題の一つであることは認識しております。
- ・旧態依然の指導が未だ垣間見える昨今である。指導に対する新たな概念を持つことが求められてはいるものの、年齢を経れば経るほど自己変革がままならない状況にある。野球界の現状を言えば、特に学童の指導者の多くは、「野球経験者」「保護者」に限定される。彼らは自分の経験則が全てである。「教育」という視点から、どれだけの指導者が子どもたちと関わっ

ているのか。ボランティアの立ち位置での指導であることを踏まえその報酬が勝利であるとするならば、勝利至上主義の色合いが強くなることも理解できなくはない。強化に「圧力（暴言・体罰）」が必要と考えているのであれば、その回避なくして当然野球界の発展は望めないと考える。指導者には指導者としての「資格」が必要ではないか。研修を受け、そして認められた者が指導に携わるシステムの構築が不可欠との思いが募る。

- ・組織力向上のため、年に一度、ガバナンス、コンプライアンス、スポーツ・インテグリティのための講習会を開催していただきたい。
- ・都道府県高等学校野球連盟の場合、高校ごとの教育現場で教育の普及や充実に任せている現状である。しかし、昨今の状況を鑑みると、高野連としての研修や講習会等の必要背を感じる。スポーツ全般というより野球の指導に特化した内容の研修を開催できればと考えている。
- ・本年度から当連盟理事に、弁護士を加えている。大会運営や組織について、助言も頂けている。また、加盟校顧問へのスポーツ・コンプライアンス研修会の講師を務めて頂くなど、組織内で多岐に渡って活躍されている。
- ・SNSの適切な利用について、本連盟に限らず、教育委員会・各加盟校が重点的な課題として取り組んで指導している現状ではある。しかし、SNSに関するトラブルが後を絶たない。効果的な指導の例などをご教授いただくとありがたい。
- ・何をどのように動いてよいのかが、事務局としてよく理解できていないところです。他県の動向等を情報提供していただけたら、ありがたいです。
- ・保護者との正常な対応が困難な場合のフォロー、SNS等で情報（デマを含む）が拡散された場合の誹謗中傷への対応、カウンセリング等、不祥事による現場の想定外の負担や、指導者と部員の心のケアを拡充して欲しいと思います。
- ・競技者、指導者、組織のメンバーが統一した判断基準をもち、統一した指導体制がとれればいいと思います。世の中にはまだまだ隠れた内容がたくさん存在していると思います。それをなくすことが最大の目標だと思います。
- ・指導者に対する研修会等に、講師を派遣していただけるとありがたいです。

### 3.2 全日本大学野球連盟「インテグリティ研修会」

全日本大学野球連盟の監督会常任委員会が開かれ、同委員会の後に「インテグリティ研修会」が開催された。全国 26 の大学野球連盟に所属する大学硬式野球部の監督等が参加した。

日時	2021年1月21日(木) 15:00~17:00
開催形式	オンライン型ライブ配信
講演内容	インテグリティ研修① 「スポーツ・コンプライアンス入門」 (スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 代表理事/武藤芳照) インテグリティ研修② 「スポーツのコンプライアンス、ガバナンスの法的観点」 (スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 副代表理事/上柳敏郎)
参加者	35名

### 3.3 「インテグリティ研修会」事後アンケート集計・分析

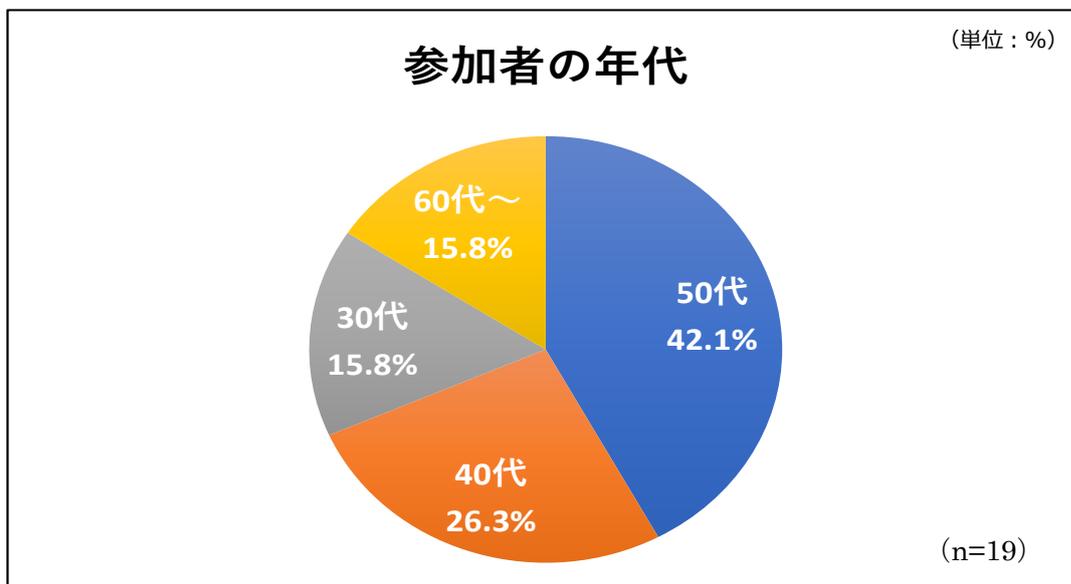
参加者 35 名のうち、19 名から事後アンケートについて回答があった。

#### 1. 研修会事後アンケート属性

##### (1) 回答者の性別

回答者は全員男性である。

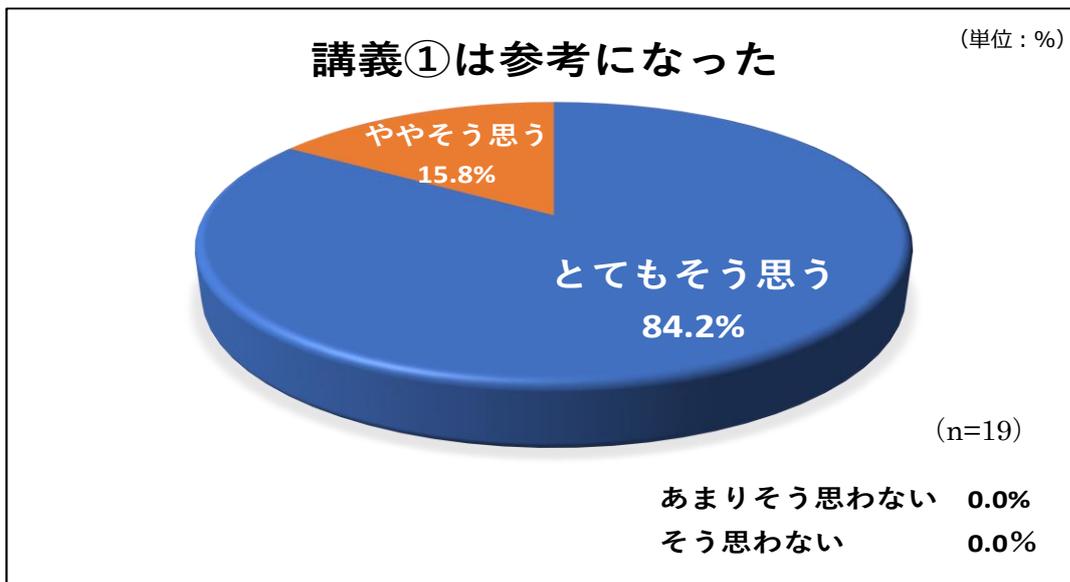
##### (2) 回答者の年齢



30代…3名(15.8%)、40代…5名(26.3%)、50代…9名(42.1%)、60代以上…3名(15.8%)である。

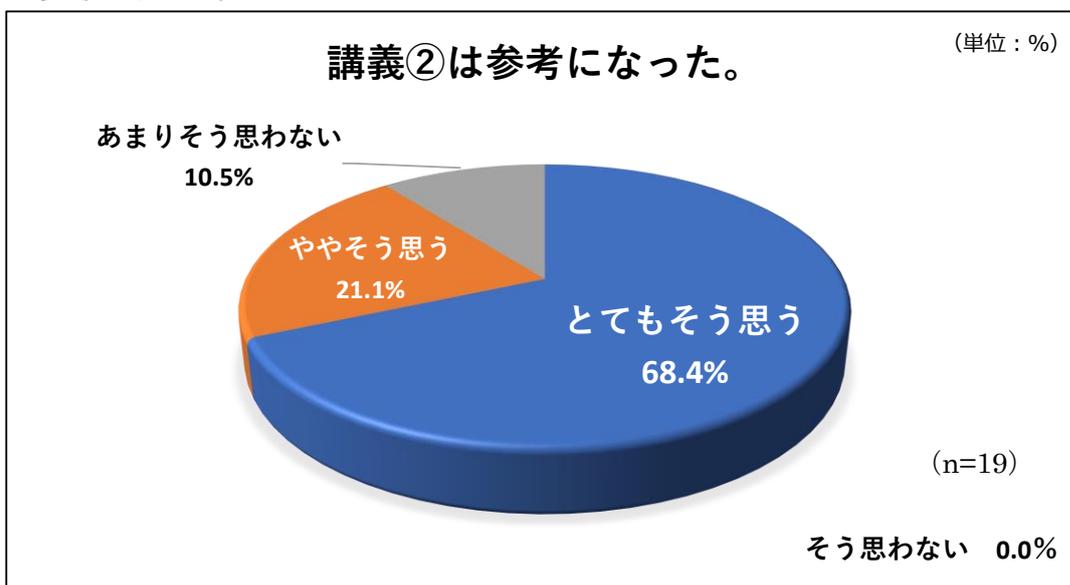
## 2. アンケート集計結果

Q1 講義①：「スポーツ・コンプライアンス教育入門」は参考になった。



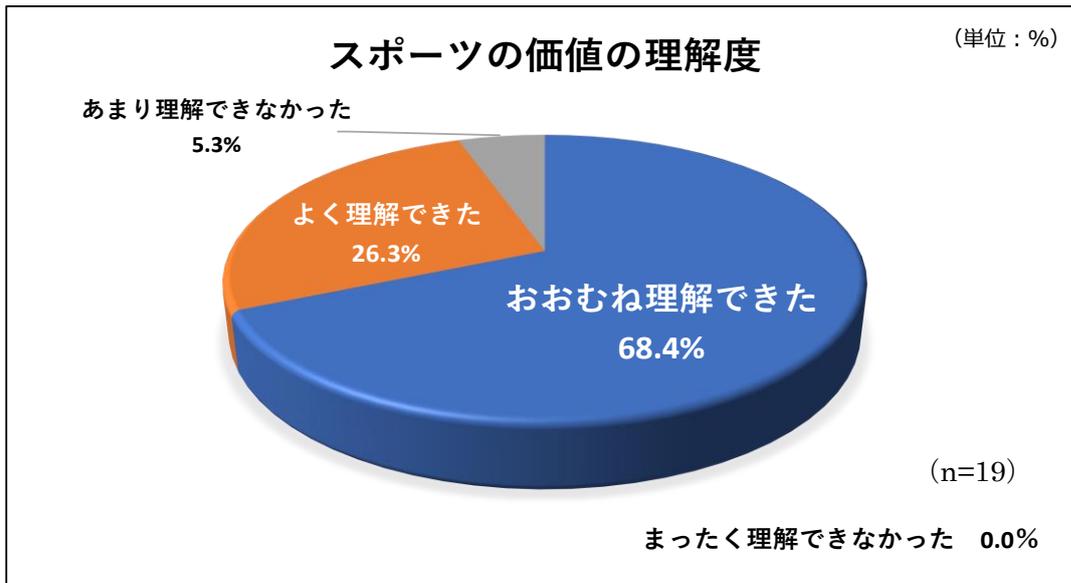
「とてもそう思う」…16名(84.2%)、「ややそう思う」…3名(15.8%)という回答結果である。全員が「講義は参考になった」と回答している。

Q2 講義②：「スポーツのコンプライアンス・ガバナンスの法律的観点」は参考になった。



「とてもそう思う」…13名(68.4%)、「ややそう思う」…4名(21.1%)、「あまりそう思わない」…2名(10.5%)という回答結果である。

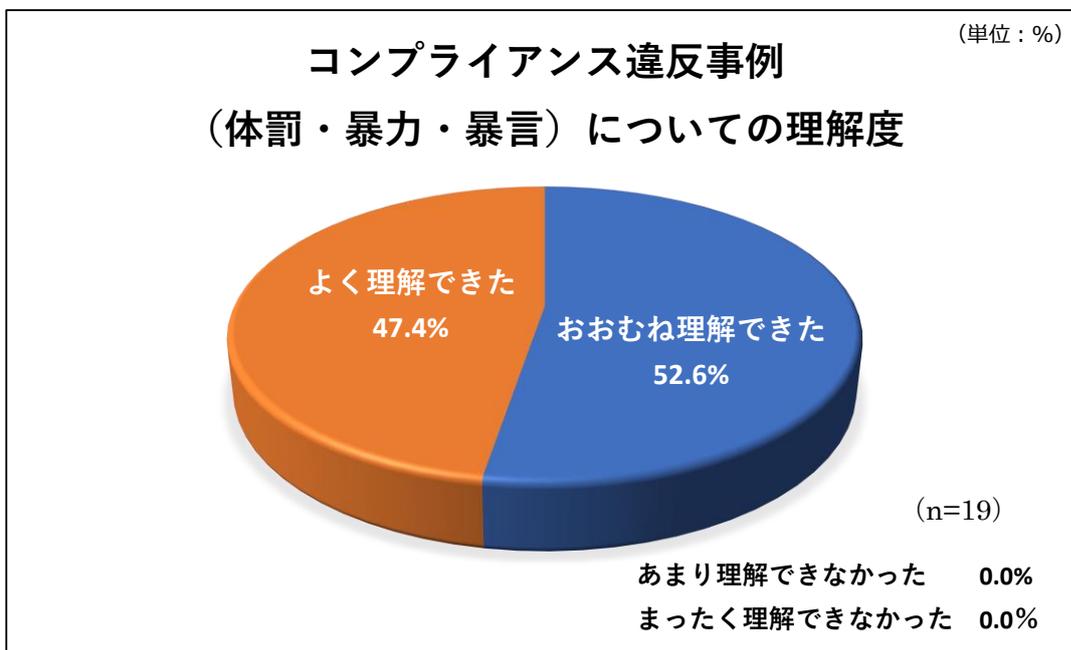
Q3 スポーツの価値について、研修前と比べ理解できた。



「おおむね理解できた」…13名 (68.4%)、「よく理解できた」…5名 (26.3%)、「あまり理解できなかった」…1名 (5.3%) という回答結果である。

「理解できた」と回答したのは18名 (94.7%) である。ただし、「よく理解できた」というレベルまで達するには、さらなる教育が必要である。

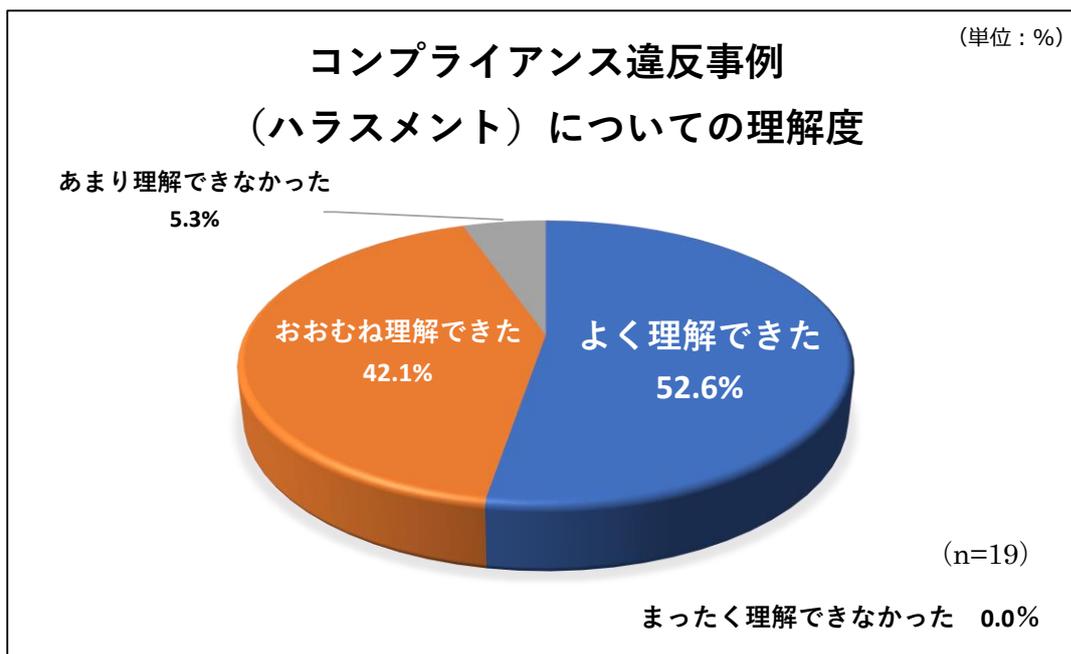
Q4 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例（体罰・暴力・暴言）について、研修前と比べ理解できた。



「おおむね理解できた」…10名 (52.6%)、「よく理解できた」…9名 (47.4%) という回答結果である。回答者全員が「理解できた」と回答している。

「あまり理解できなかった」「まったく理解できなかった」との回答はなかった。

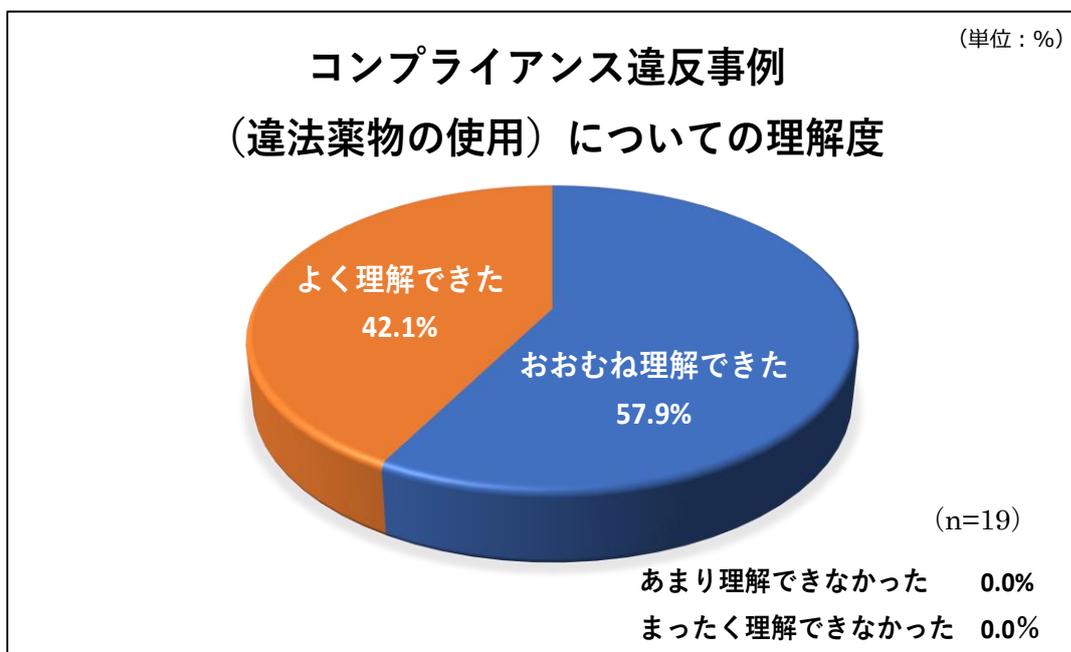
Q5 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例（ハラスメント）について、研修前と比べ理解できた。



「よく理解できた」…10名（52.6%）、「おおむね理解できた」…8名（42.1%）、「あまり理解できなかった」…1名（5.3%）という回答結果である。

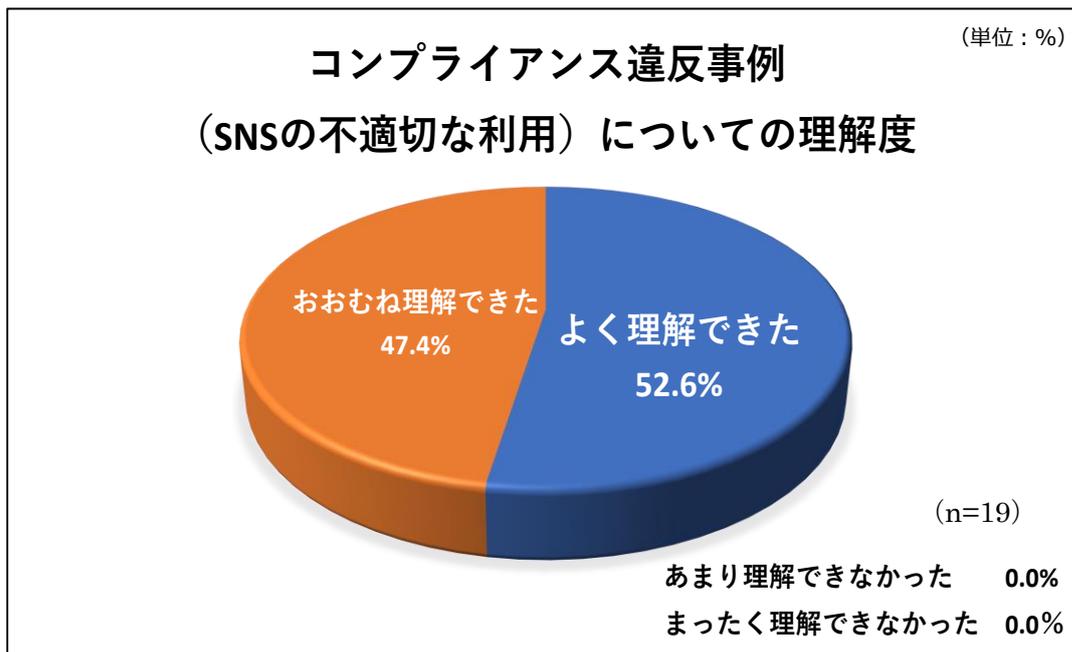
「理解できた」と回答したのは18名（94.7%）である。

Q6 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例（違法薬物の使用）について、研修前と比べ理解できた。



「おおむね理解できた」…11名（57.9%）、「よく理解できた」…8名（42.1%）という回答結果である。回答者全員が「理解できた」と回答している。

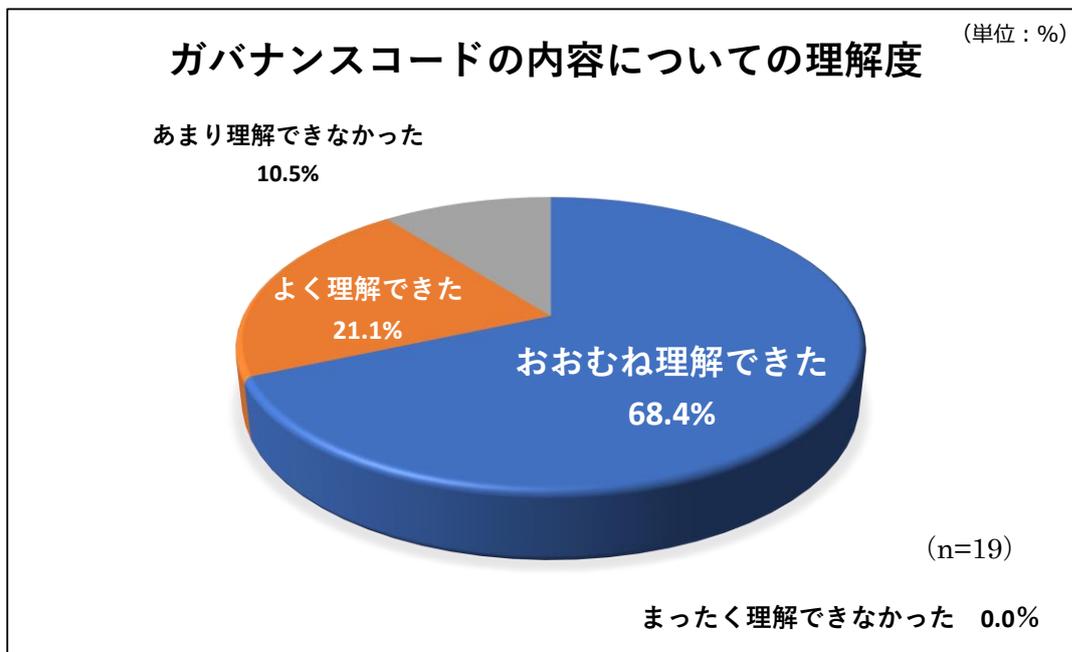
Q7 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例（SNS の不適切な利用）について、研修前と比べ理解できた。



「よく理解できた」…10名（52.6%）、「おおむね理解できた」…9名（47.4%）という回答結果である。回答者全員が「理解できた」と回答している。

スポーツ選手にとっても、SNS は必要不可欠のコミュニケーションツールである。 SNS の適切な利用は、スポーツ・コンプライアンスの新しいテーマであり、スポーツ指導者にとっても関心が高い。

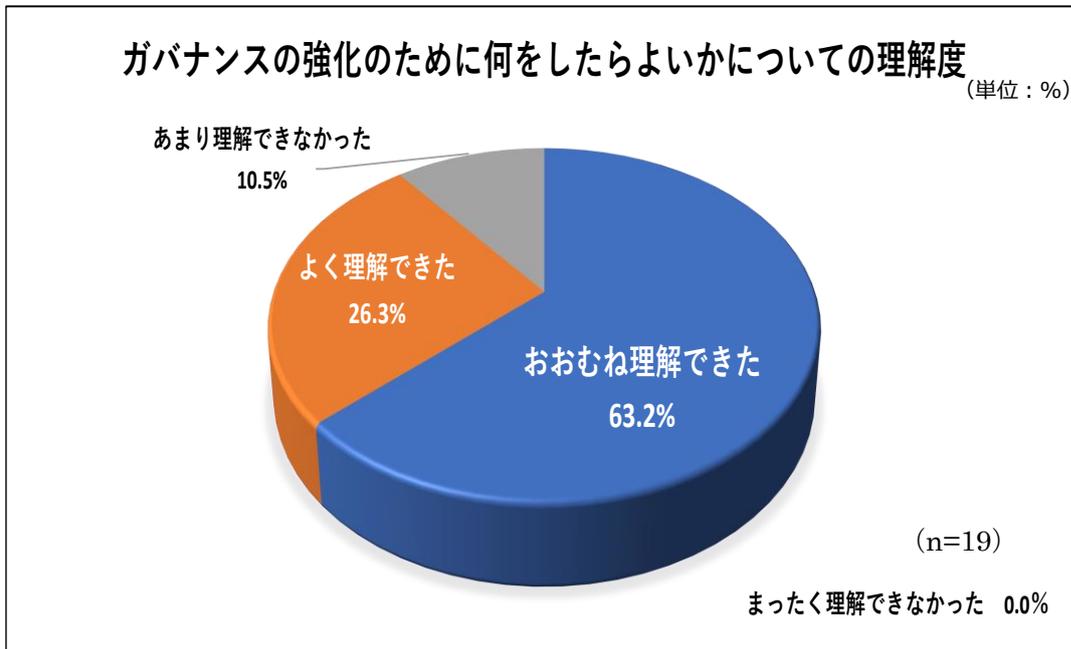
Q8 スポーツ団体・ガバナンスコードの内容について、研修前と比べ理解できた。



「おおむね理解できた」…13名（68.4%）、「よく理解できた」…4名（21.1%）、「あまり理解できなかった」…2名（10.5%）という回答結果である。「理解できた」と回答したのは17名（89.5%）にとどまっている。

ガバナンスコードについての理解が十分でないように思われる。さらなる教育研修の必要がある。

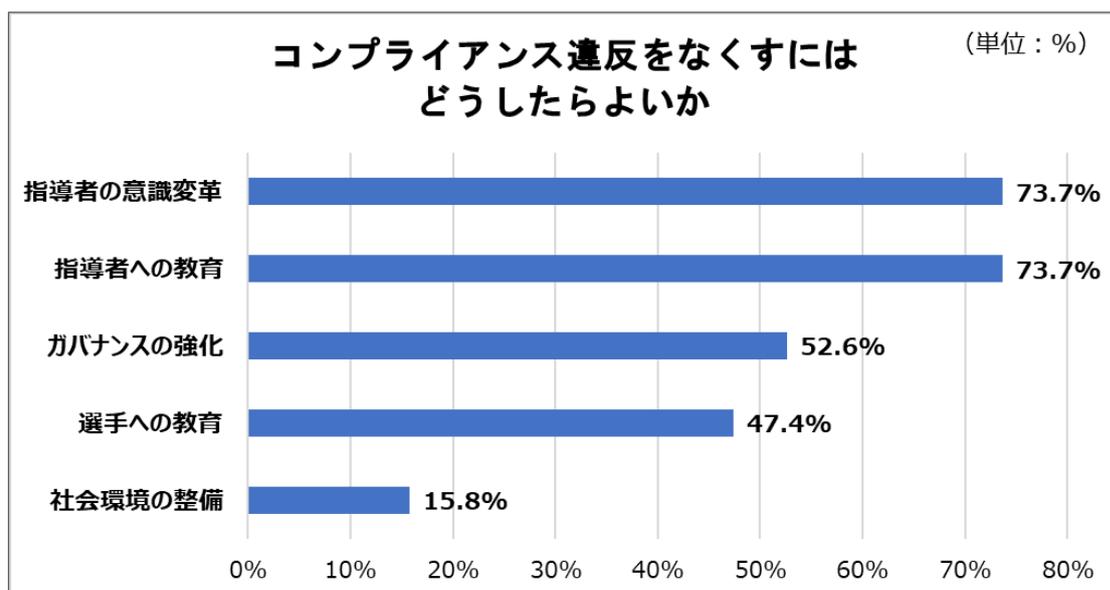
**Q9 スポーツ団体におけるガバナンスの強化のためにスポーツ団体が何をしたらよいか、研修前と比べ理解できた。**



「おおむね理解できた」…12名(63.2%)、「よく理解できた」…5名(26.3%)、「あまり理解できなかった」…2名(10.5%)という回答結果である。「理解できた」と回答したのは17名(89.5%)にとどまっている。

ガバナンスの強化のためにスポーツ団体が何をしたらよいかについての理解が十分でないように思われる。さらなる教育研修の必要がある。 (n=19)

**Q10 スポーツ界におけるコンプライアンス違反をなくすにはどのようにすればよいと思いますか(複数回答可)。**



- ・「指導者への教育」…14名（73.7%）
- ・「指導者の意識変革」…14名（73.7%）
- ・「スポーツ団体におけるガバナンスの強化」…10名（52.6%）
- ・「選手への教育」…9名（47.4%）
- ・「社会環境の整備」…3名（15.8%）という回答結果である。

指導者への教育を通じて指導者の意識変革が強く求められていることがわかる。指導者が変わるにより、スポーツ団体のガバナンスの強化につながる。

#### Q11 研修についてご意見・ご感想、今後のご希望をご記入ください（自由記述）。

- ・本日は、お忙しい中、研修を開催いただきありがとうございました。  
スポーツ・コンプライアンス教育については、必要性は十分に認識しておりますが、どこから手を付けて良いか分からないのが現状です。特に、ガバナンスコードがスポーツ庁から示されたことで、それに従ったチームや連盟の運営を考えていくことになると思います。まず今年、教育や研修を考えていくつもりですが、このような活動で大丈夫でしょうか？  
出来れば、今後とも定期的に研修をお願いして、個々のレベルアップを図っていければ幸いに存じます。
- ・本日は貴重なお話を聞かせていただきありがとうございました。  
インテグリティ・ガバナンスコード・コンプライアンスなど、知ってるつもりになっていることが多々ありました。現場での指導、組織体制において非常に参考になりました。
- ・大変有意義な研修内容でした。
- ・「スポーツ・コンプライアンス」については、ある程度理解出来ているつもりだったが、今回の研修で更に深く考えることが出来た。指導者としての自覚を高める、良い機会となった。今回は、大変勉強になる内容をありがとうございました。
- ・組織運営において、外部や女性の目を取り入れることの重要性については、非常に共感いたしました。最近、野球界の常識は一般的には非常識なのではないかということ念頭に、組織運営をすることを意識しており、参考になりました。  
また、「スポ根からスポコンへ」「ハラスメントではプライバシー保護も重要」「男と男同士のセクハラもある」「指導者に懲戒権はない」「適正な会計」「ボランティア精神は時に責任の所在があいまいになる」というようなキーワードが特に共感いたしました。  
非常に参考になりました。ありがとうございました。  
九州の地方大学である本学も時に閉鎖的ではないかと感じることもございます。オープンな野球部運営を心掛けたいと思っております。
- ・大学内でも研修がありますが、スポーツに関わる観点からの内容は非常にありがたかった。このような機会をいただけたことで、自分が育ってきた時代とのギャップをかなり感じるが、考え方、捉え方も含め、非常に難しいところも正直ある。  
大学生を預かる立場からすると、それまでの教育機関、学校環境、スポーツ界の環境が非常に重要だと感じる。  
また指導者の立ち位置、役割がどこにあるかを今一度見直す機会をいただけた。  
社会全体の問題でもあるが、昔ながらの良いところは大切に残していきたいという気持ちも正直ある。それは精神面の部分で、年々高校生、大学生、また小中学校の子どもたちが、どこか弱くなっているように感じる。自分中心の考えが強すぎるのか。  
また鍛えるというところがどんどん制約を受ける環境になっているがために変化してきているように感じる。親世代も、自分の親世代とは違い、家庭においても過保護、我儘放任が強くなっているように感じる。  
スポーツを「健全」というところに置くのであれば、その健全という意味を現代の風潮にあ

わせたものに変えていかなければいけないとも感じる。

正直言って、野球のレベルは高まっているという人がいるが、明らかにたくましさは失われているのを感じる。

学生が悪いとは思わないが、自分の考えを持った芯のある学生を育てたいと思うし、私自身が今日のような講習を受けた以上真剣にこういったところも勉強し、学生の成長に繋げていく必要があると強く感じました。

こういった機会を今後も増やししながら、それぞれの現場の声も聴かせていただきたく思います。

全国の小・中・高・大学の指導者にこういった講演は必要だと感じます。

この度は、貴重なお話をありがとうございました。

- ・年に一度、身が引き締まる良い機会になります。同様の時間が毎年あって良いと思います。
- ・研修をありがとうございました。

私は、以前から比較的パワハラや暴力、暴言などを行わない指導を心がけております。今回の研修を拝聴して改めて指導の在り方を確認いたしました。

今回は、研修内容はもちろんですが、最後に先生がおっしゃっていました、他のスポーツから見ても日本人にとって野球という競技は大変誇らしい競技である。なので野球界から見本を示し、スポーツ自体が健康であると思ってもらうよう尽力してほしい。というお言葉が非常に心に響きました。

野球界は他のスポーツと比較していろいろな意味でまだまだ遅れていると思います。

日本のスポーツの中での野球という競技の位置づけを改めて認識し、我々野球界の指導者が襟を正し、足元をしっかりと見つめなおし、他のスポーツの見本となっていけるようにと身の引き締まる思いでした。ありがとうございました。

- ・この度は貴重な内容の研修ありがとうございました。
- やはり、監督の職権乱用ではありませんが、選手に厳しい言葉を叩き付けやらせている時代では無いことも理解しました。

過去、落ち込んでいる選手に追い打ちをかけて厳しい言葉を叩き付け病んでしまったこともあります。

自主性を求めても材料がなく言われたことだけこなし、できないなら強制力をもってやせると裏で批判と、うまくいかないものと感じております。もっと自主性を養わせる取り組みを行っていききたいと日々葛藤しております。

野球だけでなく社会での活躍も視野に入れた指導を今後も取り組んでいきたいと思ひます。

- ・ためになる研修ありがとうございました。研修の資料が事前に欲しかった。
- ・適切な指導教育とパワハラの分かれ道は何なのかということに興味があります。
- ・野球界においては、小中高生に対しての指導者の意識改革・教育が最も大事ではないかと思う。
- ・先日の研修会ありがとうございました。

コンプライアンスとはよく聞くものの、なかなか勉強する機会が少なく、このようなタイミングでの研修はありがたかったです。

先ずは指導者が理解するべきだと改めて感じさせられました。

- ・大変貴重な講習をご準備いただき、誠にありがとうございます。
- まだまだ、個人として無知なところが多く、連盟として環境を整える段階ではありませんが、指導者一人一人の意識が高められるよう発信していきたいと思ひます。
- これからもよろしくお願ひいたします。

## 第4章 障がい者スポーツ団体

障がい者スポーツ団体として、日本車いすラグビー連盟と日本身体障がい者水泳連盟を対象に事業を実施した。

### 4.1 一般社団法人日本車いすラグビー連盟

日本車いすラグビー連盟は、1997年4月に設立された（一般社団法人としての登記は2015年3月）。

役員は、理事長、副理事長、理事（6名）、監事、事務局長、副事務局長、事務局長代理から構成される。

#### 4.1.1 ニーズ調査

以下のように要望事項について、ヒアリングを行った。

	第1回ヒアリング
日時	2020年10月16日（金）13:30～14:30
場所	日本財団ビル 日本財団パラサポセンター内会議室
出席者	三阪 梢（事務局長）、竹城 摂子（事務局長代理）、 馬場 紗希子（事務局） 武藤 芳照（スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 代表理事） 加賀原 莉玖（スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 事務局） 藤田 由美子（株式会社ユーミックス）

研修事業、コンサルティング事業を行うにあたり、要望事項をヒアリングした。

- ・現在、ガバナンスコードを作成中であり、弁護士などの専門家からのアドバイスの必要性を感じており、本事業は大変いい機会である。
- ・コンプライアンス委員会を設置する予定である。
- ・今まで大きなコンプライアンス違反事例はないが、事案が発生したときの対応策などを知りたい（幹部による財務経理的な問題が発生したが、解決済み）。
- ・規程などのひな型を整えていきたいので、相談に乗っていただきたい。

	第2回ヒアリング
日時	2020年12月4日（金）15:00～16:00
場所	スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 会議室
出席者	三阪 梢（事務局長）、竹城 摂子（事務局長代理）、 馬場 紗希子（事務局） 武藤 芳照（スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 代表理事） 加賀原 莉玖（スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 事務局） 藤田 由美子（株式会社ユーミックス）

- ・規程の整備について、スポコン機構のネットワークの中から弁護士、行政書士が対応する。  
⇒規程を整備するにあたり、現状の規程類を提出していただく。
- ・登録選手による不適切なSNS利用、SNSからの発信があり、課題である。

## 4.1.2 研修（事例検討会）

### 1. 第2回 認定スポーツ・コンプライアンス・オフィサー(SCO)事例検討会への参加

2020年11月14日（土）に開催されたスポコン機構主催の「第2回 認定スポーツ・コンプライアンス・オフィサー（SCO）事例検討会」に日本車いすラグビー連盟のスタッフ3名が参加した。

事例検討会では、コンプライアンス違反事例について講演を行うとともに、参加者が課題についてディスカッションを行った。

なお、コロナ禍のために対面の研修会を実施するのは困難なため、「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」（2021年1月16日に開催）をオンラインで実施することを決定した。そのため、「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」のオンラインの運営方法の準備・リハーサルも兼ねて、講師、当機構、スポーツ・コンプライアンス・オフィサーが協働して、研修会のライブ配信の業者、会場提供会社との連携、調整を行った。

日時	2020（令和2）年11月14日（土）
運営本部	学士会館203号室（オペレーション本部 / 東京都千代田区）オンライン開催
参加者	認定SCO19名 / 同行者3名
講師等	外部講師1名（ヒューマン・ライツ・ウォッチ 土井 香苗） 事例発表2名（認定SCO 薄井 知道 / 伊藤 彰）
関係者	当機構 理事7名 （一社）日本車いすラグビー連盟3名 / （株）ユーミックス1名 運営補助（機器操作等）5名 / 事務局2名
目的	各SCOが身近に見聞したり、実際に体験したスポーツのコンプライアンス違反事例について報告し、それを素材に討論を行い、事例分析と今後のコンプライアンス教育の方法・内容・在り方を検討すると共に、SCO同士及び当機構役職員との交流を図る。

### 開催概要

2020年11月14日（土）「第2回スポーツ・コンプライアンス・オフィサー（SCO）事例検討会」が、スポーツ・コンプライアンス教育振興機構認定SCOが19名参加して開催された。当機構代表理事 武藤 芳照氏の開会挨拶に引き続き、検討会は3部構成で進行した。

**開会宣言・開会挨拶** 13:00～13:06

【司会進行】理事 吉田 真由美

【開会挨拶】代表理事 武藤 芳照



**【第1部】講演「スポーツ界の子どもの虐待の実態と課題」** 13:07～13:38

指定発言 13:38～13:53 / 質疑応答 13:53～14:20

【外部講師】土井 香苗 弁護士



国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)がスポーツ界の子供の虐待の実態をリサーチした報告書『数えきれないほど叩かれて』をベースに、土井 香苗氏（ヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表 / 弁護士）による講演が行われた。オリンピック・パラリンピック代表経験者など800人以上のインタビューでの調査などをもとに、日本のスポーツ界をめぐる暴力問題に踏み込んだこの報告書は、今年7月に発表された当初もスポーツや教育の現場などで大きな反響を呼んだ。今回の土井氏の講演にも迫真の事情は凝縮されていた。スポーツ現場での子供への虐待や体罰が蔓延する深刻な事例報告、そのトラブル対処や再発防止への現在の課題や問題点、今後の施策への提言（日本政府にスポーツにおける虐待問題を調査や処分する権限を持つ独立機関「日本セーフスポーツ・センター」（仮称）の設立を求める）などが詳細に披露された。

### 【指定発言】理事 工藤 保子

指定発言として当機構理事 工藤 保子氏（大東文化大学准教授）が、この課題に対するスポーツ庁など関連省庁や競技団体の動向などについてサポートした。以下に土井氏の講演と工藤理事の補足を総合する。

- ・ 7 年前に表面化した種々のスポーツ現場での暴力・パワハラ指導問題から、JOC や全国高体連などが「暴力行為根絶宣言」など、各競技団体で対策を取っているものの、トップレベルのスポーツや学校部活動などでも依然として虐待の実態が根強く残る。
- ・ 子供への虐待事例は通報を躊躇うことが多いと言われ、問題の深刻さを正確に把握しにくい。
- ・ 責任の追及についても、然るべき基準がないに等しい。
- ・ 対応が競技団体任せにされているように、再発防止への課題や問題点が山積している。
- ・ 日本のスポーツ界では、この種のトラブルで指導者が責任を問われたケースは希少。

指導者から子供が被る体罰、虐待、パワハラ、セクハラなど、行き過ぎた指導は今も後を絶たない深刻なテーマであることを参加者一同が強く再認識させられた。



### 【第2部】事例発表 / 質疑応答 14:35～16:00

薄井 知道 SCO(14:35～15:23)

伊藤 彰 SCO(15:24～16:00)



薄井 知道 氏（八戸赤十字病院 整形外部長＝運動部指導者の部員へのハラスメントについて）と伊藤 彰 氏（学校法人 山梨学院大学＝コロナ禍の運動部指導について）の両 SCO がプレゼンテーションを行った。第2部で特に薄井氏が発表した内容では、極めて陰湿なハラスメントを過剰なまでに繰り返した運動部指導教諭に相応の処分が下り、ハラスメントを受けた生徒は深い心の傷に苦しむという、双方にとって大変不幸な結末に至る事例であり、今後の教訓とするにしてもかなり身につまされるものであった。

### 【第3部】総合自由討議 16:15～17:04

参加者が3班に分かれ、「『大学スポーツと大麻』をめぐる連帯責任」「女性アスリートの性的画像の扱われ方」「スポーツ現場での虐待や体罰」の其々のテーマで総合自由討議が行われた。いずれのテーマも解決が容易ではないものだけに、SCO から数々の闊達な意見が交わされた。各テーマの討議での検討内容の概要は、以下の通りである。

## A グループ



【テーマ】スポーツと連帯責任

【座長】理事/事務局長 櫻井 康史

『大学スポーツと大麻』をめぐる連帯責任＝東海大学野球部の大麻事件での例を中心に議論された。「連帯責任は抑止力になるが、隠蔽の負の面もある」「個人に責任を負わせると学生の出場機会は教育の機会でもあるので、それを奪うことにもなりかねない」「なかなか結論は出ないが、継続的に議論することが大切」などの意見が出された。

## B グループ



【テーマ】スポーツ界におけるセクシャル・ハラスメント(特に女性アスリートの性的画像問題)

【座長】業務執行理事 増島 みどり

「女性アスリートの性的画像の扱われ方」＝「この件で行われたスポーツ庁の記者会見の写真(男性のみが写っている)を見て、女性を守らなければならない記者会見に、女性が居ないことへの違和感を共有した」「卑劣なことが起こって現場の

女性アスリートが困っていることも認識」「ウェアの問題も大きく、また直接撮っていない加工される現実もある」「事前の対応について継続的に取り組む必要、また倫理観を啓発する必要もある」「昨今注目されてきた問題として、SCO としてしっかり認識する必要があると感じた」などの意見が出された。

## C グループ



【テーマ】スポーツ界の子どもの虐待

【座長】副代表理事 上柳 敏郎

「スポーツにおける虐待」＝「子供の虐待の問題は、解決しても子ども自身がスポーツから退場してしまう現状がある」「加害者は再度行う可能性もある」「今後、制度的な面の整備が必要」などの意見が出された。

**【閉会挨拶】 副代表理事 上柳 敏郎** 17:05～17:07



今回の開催はコロナ禍のためリモートで行うという制約された状況にもかかわらず、当機構代表理事 武藤芳照氏は「SCO の皆さんの意識の高さと思考の確かさを再確認できた良い会」と振り返り、今後の当機構の活動へ向けても意義深い手応えのある検討会となった。

## 2. スポーツ・インテグリティ基礎研修会への参加

2021年1月16日（土）に開催された「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」に日本車いすラグビー連盟のスタッフ3名が参加した。

## 3. 第3回 認定スポーツ・コンプライアンス・オフィサー(SCO)養成講習会での資格取得

2021年2月27日（土）、28日（日）に開催された「第3回 認定スポーツ・コンプライアンス・オフィサー(SCO)養成講習会」に日本車いすラグビー連盟のスタッフ1名が参加し、認定スポーツ・コンプライアンス・オフィサー(SCO)の資格を取得した。

### 【第1日目/2021年2月27日(土)】

13:00～13:15	15分	事務連絡・開会挨拶（司会：理事 吉田 真由美、挨拶：代表理事 武藤 芳照）		
13:15～13:45	30分	講義①	「スポーツ・コンプライアンスとは - ルールとフェアプレイ精神を守る - 」	武藤 芳照
13:45～14:15	30分	講義②	「スポーツ・コンプライアンス教育の方法と内容」	工藤 保子
14:15～14:45	30分	講義③	「障がい者スポーツとコンプライアンス違反」	中森 邦男
14:45～15:00	15分	休憩		
15:00～15:30	30分	講義④	「コンプライアンス違反としてのスポーツ・ドーピングについて」	室伏 由佳
15:30～16:00	30分	講義⑤	⑤-1「スポーツ・コンプライアンス違反について - 事例から学ぶ、法的解釈-」	大橋 卓生
16:00～16:15	15分	休憩		
16:15～17:15	60分	「グループワーク」5班 進行役：吉田 真由美 （ファシリテーター：上柳・櫻井・増島・工藤・中森） 各テーマについて、ファシリテーターの指導・助言を参考にしながら、討議、発表、意見交換等を行う。		
17:15～17:35	20分	総合討議（各グループの報告）		
17:35～17:40	5分	事務連絡		

### 【第2日目/2021年2月28日(日)】

9:00～9:30	30分	講義⑤	⑤-2「スポーツ・コンプライアンス違反について - 事例から学ぶ、その特徴と課題-」	増島 みどり
9:30～10:00	30分	講義⑥	「スポーツ競技団体のガバナンス(組織統治)体制の現状と課題」	櫻井 康史
10:00～10:10	10分	休憩		
10:10～11:10	30分 ×2		「不適切な事案が発生した場合の対応」	
		講義⑦	⑦-1「競技団体内のコンプライアンス事案処理の活動経験から」	10:10～10:40(30分) 辻村 哲夫
			⑦-2「対応組織、規則、処分、公表等について」	10:40～11:10(30分) 上柳 敏郎
11:10～11:25	15分	休憩		
11:25～11:55	30分	総合質疑・討論（武藤・上柳・櫻井・増島・工藤・中森・辻村・室伏・大橋）		
11:55～12:10	15分	講義終了挨拶・事務連絡・試験説明		
12:10～		認定試験（メールにて専用URL配布します。*解答期日：3月1日(月)12:00までとなります。）		

### 4.1.3 コンサルティング（規程類の整備）

日本車いすラグビー連盟は、規程が整わないままに設立され、また五月雨式に規程を作成・改訂してきたために、全体の規程が整っていないという課題を抱えていた。そのため、当機構の専門家がチェックし、アドバイスして、規程類を整備することになった。

#### 1. コンサルティングの実施

日本車いすラグビー連盟への事前ヒアリングの内容、及び提示された規程等（現行規程、改正案、連盟組織図、事務局体制等）について事前に点検、精査した上で、下記のようにコンサルティング（指導、意見交換等）を行った。

	第1回コンサルティング
日時	2021年1月8日（金）15:00～16:00
場所	日本財団ビル パラサポセンター内会議室
出席者	三阪 梢（日本車いすラグビー連盟事務局長） 竹城 摂子（日本車いすラグビー連盟事務局長代理）、 馬場 紗希子（日本車いすラグビー連盟事務局） 武藤 芳照（スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 代表理事） 鈴木 漠（スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 教育・研修部長） 加賀原 莉玖（スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 事務局） 藤田 由美子（株式会社ユーミックス）
配布資料	・日本車いすラグビー連盟規程一覧 ・鈴木部長の規程についてのコメント入り書類
テーマ	規程類の整理
議題	1. 日本車いすラグビー連盟規程に関し、鈴木部長からコメント ・ガバナンス・コンプライアンス規程 ・車いすラグビー日本代表選考規程 ・役員規程 ・相談窓口規程 などの各規程について、用語の使い方を含め、修正箇所やその考え方を示すとともに、規程と関連する組織体制との連動についてコメントした。  2. 日本車いすラグビー連盟規程の対応 規程を五月雨式に作成したため、用語の使い方を含め、全体が統一されていない。上位の規程、下位の規程を決めるなど、規則を早急に整備するので、協力をお願いしたい。

その後、椿原 直（隼あすか法律事務所 弁護士）、山西 宏樹（行政書士、ファイナンシャルプランナー 山西行政書士事務所）からのコメントを送付し、日本車いすラグビー連盟で規程類を修正することになった。

	第2回コンサルティング
日時	2021年2月16日(火) 15:30~16:30
場所	日本財団ビル パラサポセンター内会議室
出席者	三阪 梢(日本車いすラグビー連盟事務局長) 竹城 摂子(日本車いすラグビー連盟事務局長代理)、 馬場 紗希子(日本車いすラグビー連盟事務局) 武藤 芳照(スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 代表理事) 鈴木 漠(スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 教育・研修部長) 中森 邦男(スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 理事/日本パラリンピック委員会参与) 椿原 直(隼あすか法律事務所 弁護士) 山西 宏樹(行政書士、ファイナンシャルプランナー 山西行政書士事務所) 加賀原 莉玖(スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 事務局) 藤田 由美子(株式会社ユーミックス)
配布資料	日本車いすラグビー連盟が修正した規程類
テーマ	規程類の整理
議題	<p>1. 修正した規程類についての説明(竹城氏)</p> <p>規程類が整備されないままに車いすラグビー連盟が発足したために、つぎはぎだらけの規程集になっている。椿原弁護士、山西行政書士、鈴木教育・研修部長からいただいたコメントをもとに規程集を改善した。これから非常勤の役員、コンプライアンス担当役員のチェックを受ける予定である。</p> <p>2. 規程集についてのコメント</p> <p>(鈴木)改善されており、よいと思う。</p> <p>(椿原弁護士)定款について修正した方がよい箇所があるので、後ほどメールする。個人情報保護方針について、NFが守るべき義務、一般スポーツ団体が守るべき義務が混在している。</p> <p>(武藤)役員が中心となり、スタッフがサポートする体制を整えると、団体運営がスムーズである。規則と手続きを固めるのが先決である。そのうえで、コンプライアンス体制を整え、コンプライアンス委員会の発足につなげるのがよいと思う。</p> <p>3. 体制についての質問(中森)</p> <p>(三阪、竹城)理事は7名で、情報は共有されている。社員は4名、登録選手は80数名。小さい組織だからこそそのメリットがある。たとえば、理事から全員に告知メールを送信できる、評議委員会での情報を共有できるなど。</p>

## 2. 規程類の整備

規程類を整備するにあたり、日本車いすラグビー連盟から以下の書類を提出していただいた。

- ・定款
- ・会員規程
- ・組織規程
- ・就業規程
- ・旅費規程

- ・謝金規程
- ・会計規程
- ・文書取扱規程
- ・専決基準兼業務一覧
- ・アンチドーピング規程
- ・倫理規定
- ・ハラスメント防止規程
- ・体罰及び暴力行為に関する規程
- ・スポーツ仲裁に関する規程
- ・個人情報保護方針
- ・強化委員会規程
- ・日本代表選手等選考及び日本代表チーム派遣規程
- ・技術委員会規程
- ・公認審判員規程
- ・公認テーブルオフィシャル員規程
- ・医事・科学委員会規程
- ・懲罰規程
- ・交際費会議費規程
- ・チーム登録規程
- ・競技会規程

提出していただいた規程類をもとに、

- ・椿原 直（隼あすか法律事務所 弁護士）
- ・山西 宏樹（行政書士、ファイナンシャルプランナー 山西行政書士事務所）
- ・中森 邦男（スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 理事/日本パラリンピック委員会参与）
- ・鈴木 漠（スポコン機構 教育・研修部長）

がチェックし、修正例等を提示した。

#### **(1) 椿原弁護士のチェック**

- ・定款
- ・会員規程
- ・就業規則
- ・旅費規程
- ・謝金規程
- ・会計規程
- ・文書取扱規程
- ・倫理規定
- ・強化委員会規程
- ・罰則規定
- ・役員規程（案）
- ・組織規程（案）

についてチェックし、日本車いすラグビー連盟にフィードバックした。

## (2) スポコン機構 鈴木教育・研修部長のチェック

以下のようなコメントを伝えた。

- ・一般的に、定款の繰り返しの規程は不要と考えるため、組織規程の中に定款にある理事等に係る規定などは不要と思われる。
- ・組織規程とはせずに、専門委員会規程（仮称）、事務局規程（仮称）として別々に定めればよいのではないか。
- ・ガバナンス・コンプライアンス関連規程は、一旦廃止して、新たに整理してみてもどうか。

## (3) 日本車いすラグビー連盟による規程類の整備

専門家によるコンサルティングをもとに、日本車いすラグビー連盟が前述した規程類を修正し、整備した。さらに以下の規程を整備した。

- ・ガバナンス・コンプライアンス規程（ガバナンス・コンプライアンス規程として整理）
- ・リモート勤務規程
- ・寄附金等取扱規程
- ・クラウドファンディング取扱規程
- ・事務局規程
- ・専門委員会等規程

### 4.1.4 コンサルティングの成果

日本車いすラグビー連盟事務局のコンプライアンス担当者 3 名を対象に、人材育成、コンサルティングに関する事後アンケートを実施した。

#### Q1 事例検討会（2020 年 11 月）の講義は参考になった。

「そう思う」…3 名（100%）

#### Q2 スポーツ・インテグリティ基礎研修会（2021 年 1 月）の講義は参考になった。

「そう思う」…3 名（100%）

#### Q3 スポーツ・コンプライアンス・オフィサー養成講習会（2021 年 2 月）の講義は参考になった（参加者のみ）

「そう思う」…1 名（100%）

#### Q4 スポーツ界のコンプライアンス違反について理解している。

「そう思う」…1 名（33.3%）

「ややそう思う」…2 名（66.7%）

#### Q5 スポーツ団体のガバナンス強化について理解している。

「そう思う」…1 名（33.3%）

「ややそう思う」…2 名（66.7%）

#### Q6 研修で学んだことを元に団体のコンプライアンス強化につなげたいと思う。

「そう思う」…3 名（100%）

**Q7 具体的に研修で学んだことをどのようにコンプライアンス・ガバナンスの強化に活用したいですか。**

- ・基礎研修会に参加させて頂いた際に、スポーツ現場で様々な問題が生じていることを学びました。当連盟ではこのような問題が生じないように改めて教育が重要だと思いました。
- ・連盟内において今後コンプライアンス・ガバナンスの強化を図るために、まずは組織の立ち上げなどを行う際に研修を受けた人員を充てる。
- ・特にコンプライアンス研修を必須とされている審判・テーブルオフィシャル等について、今後の研修内容の参考にしたいと考えています。

**Q8 規程類の整備についてのコンサルティングは、参考になった。**

「そう思う」…3名（100%）

**Q9 質問の内容について、自己評価してください。「コンプライアンスについての教育研修のプログラムを企画できる。」**

「そう思わない」…2名（66.7%）

「あまりそう思わない」…1名（33.3%）

**Q10 質問の内容について、自己評価してください。「ガバナンスについての教育研修のプログラムを企画できる。」**

「そう思わない」…3名（100%）

**Q11 質問の内容について、自己評価してください。「ガバナンスに関する資料を作成できる。」**

そう思わない…1名（33.3%）

あまりそう思わない…1名（33.3%）

ややそう思う…1名（33.3%）

**Q13 質問の内容について、自己評価してください。「規程類を整備することができる。」**

ややそう思う…3名（100%）

**Q14 当団体の課題を解決することができたと思う。**

ややそう思う…3名（100%）

**Q15 前問の理由をお答えください。どのように解決することができたかをご記入ください。**

- ・まずは根底にあるもの(定款・各種規程)が整っていないと、その先にあるコンプライアンス・ガバナンスの強化は進んでいかないと思いました。こちらについて一緒に取り組んで頂いたので、まだ課題はあるもののキレイに整頓できたと思います。
- ・定款・規程類の総見直しを行う事が出来た。

**Q16 コンサルティングで学んだことをどのようにどのようにコンプライアンス・ガバナンスの強化に活用したいですか。**

- ・今後も適宜、現状の団体運営と照らし合わせながら確認が必要であると思います。
- ・2021年度に規程類の更なる精査を行う予定。
- ・ここで得た人脈を軸に、しっかりとしたコンプライアンス研修を企画し、実施していければと思います。

**Q17 研修、コンサルティングの感想を自由にご記入ください。**

- ・定款、各種規程を一緒にご確認頂き大変助かった。
- ・今後、コンプライアンス委員会を立ち上げるにあたりどのような人材が必要かアドバイスを頂いて助かった。
- ・膨大な量の定款・規程集を見て頂き有難かった。
- ・規程類については、専門的な観点から修正・ご意見を入れていただけて大変良かったと感謝しております。やや時間が足りなかった印象があるので、たびたびの修正がないよう、今後ひとつずつじっくり見ていきたいと思えます。

**Q18 来年度取り組みたいことを自由にご記入ください。**

- ・コンプライアンス委員会の立ち上げ
- ・コンプライアンス・ガバナンス研修会の実施
- ・コンプライアンス委員会の組織立ち上げと規程集の精査
- ・専門家の講師によるコンプライアンス研修の実施

## 4.2 一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟

### 4.2.1 ニーズ調査

1名の団体役員からアンケートの回答があった。

#### ガバナンスコードについて

**Q1 スポーツ庁のガバナンスコード【一般スポーツ団体向け】の6の原則の遵守について、貴団体で特に困っていることはありますか。**

とくに困っていることはない。

**Q2-1 貴団体で実際に経験した、もしくは、身近で見聞したコンプライアンス（法令等遵守）違反事例はありますか。**

パワハラ、セクハラ、アルハラ、モラハラ等のハラスメント

**Q2-2 特に記憶・印象に残っているコンプライアンス（法令等遵守）違反事例があれば、簡潔にご記入ください。**

海外合宿時におけるスタッフによるパワー・ハラスメント

**Q3-1 貴団体は、スポーツ・インテグリティ、ガバナンス（組織統治）、コンプライアンス（法令等遵守）の強化の観点から、日本スポーツ協会や他のパラ・スポーツ団体など、関連スポーツ団体との連携（指導協力、情報・資料提供、研修会の開催等）の現状と必要性についてどう思いますか。**

すでに連携している団体がある。

**Q3-2 「連携している団体どこですか」、また、「連携している内容は何ですか」。**

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に加盟している。

**Q4-1 ガバナンス（組織統治）の強化に関して課題は何だと思えますか。**

- ・脆弱な組織基盤
- ・人員体制（人材不足）
- ・資金不足（スポンサーなどからの支援不足）※2020パラリンピック後が心配である。

#### 規程について

**Q5-1 貴団体のコンプライアンス（法令等遵守）、ガバナンス（組織統治）に関する規程類は、整備されていると思えますか。**

おおむね整備されていると思う。

**Q7-1 「規程類のひな型の提供」を希望しますか。**

希望しない。

## 教育研修、コンサルティング、その他

### Q8-1 スポーツ・コンプライアンス(法令等遵守)に関する教育研修について 「受講したい講義内容」は何ですか。

- ・暴言・暴力行為
- ・パワハラ、セクハラ、アルハラ、モラハラ等のハラスメント
- ・ドーピング、パラ・ドーピング
- ・SNS の不適切な利用
- ・反社会的勢力との交際

#### 4.2.2 コンプライアンス研修

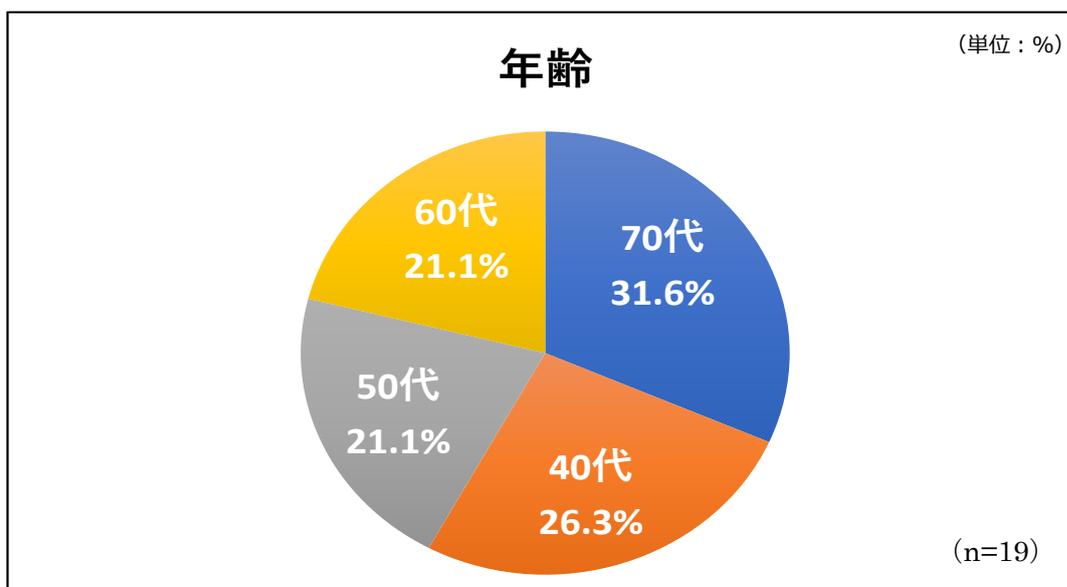
一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟の役職員を対象とした「コンプライアンス研修」が開催された。

日時	2021年2月13日(土) 11:00~12:00
開催形式	オンライン型ライブ配信
講演内容	コンプライアンス研修 「スポーツ・コンプライアンス入門」 (スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 代表理事/武藤芳照)
参加者	24名(役員、職員)

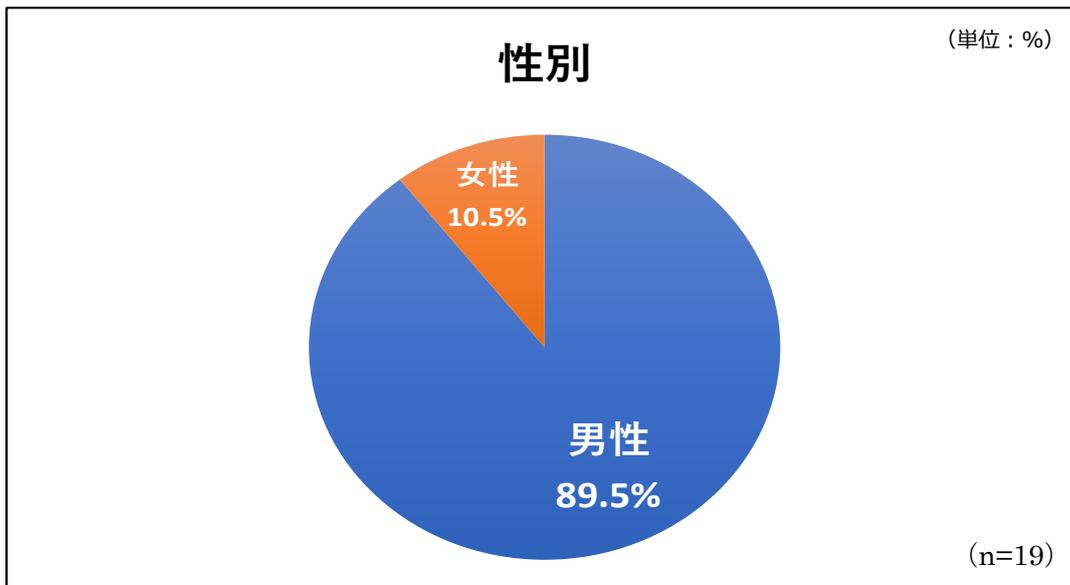
#### 4.2.3 コンプライアンス研修事後アンケート集計・分析

コンプライアンス研修に参加した19名からアンケートの回答があった。

##### 1. 回答者の属性



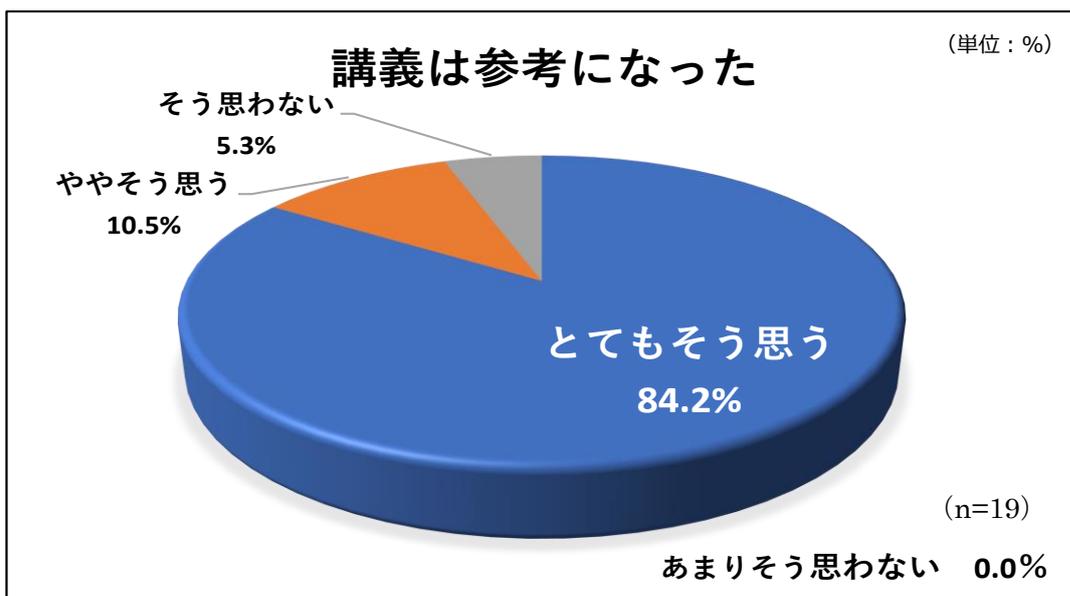
回答者の年齢は、60代…4名(21.1%)と70代…6名(31.6%)を合わせると52.7%にのぼる。40代…5名(26.3%)、50代…4名(21.1%)である。



性別は、男性 17 名…89.5%、女性 2 名…10.5%である。

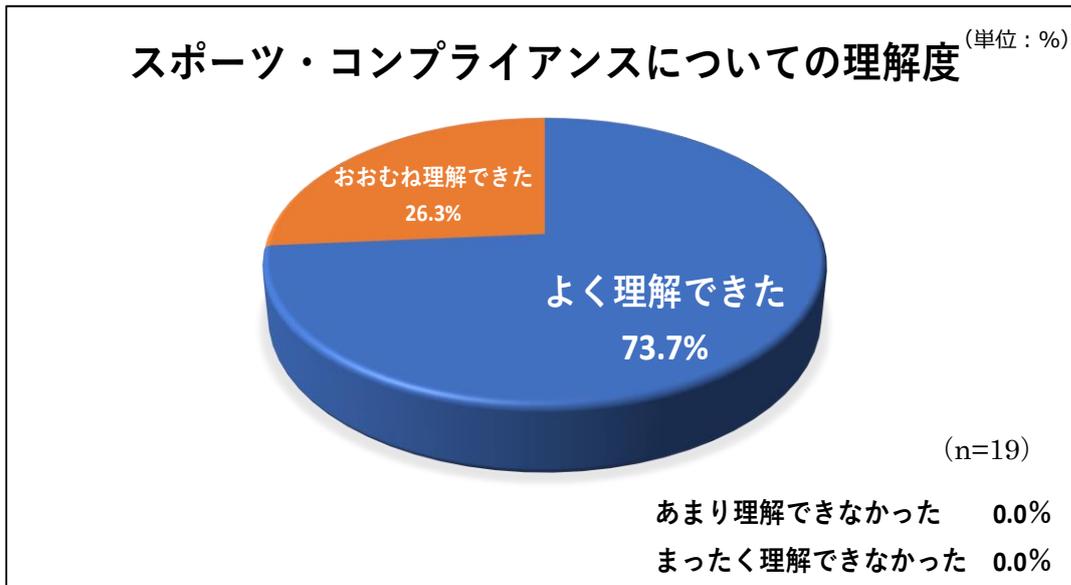
## 2, コンプライアンス研修事後アンケート集計・分析結果

Q1 講義：「スポーツ・コンプライアンスの教育・普及」は参考になった。



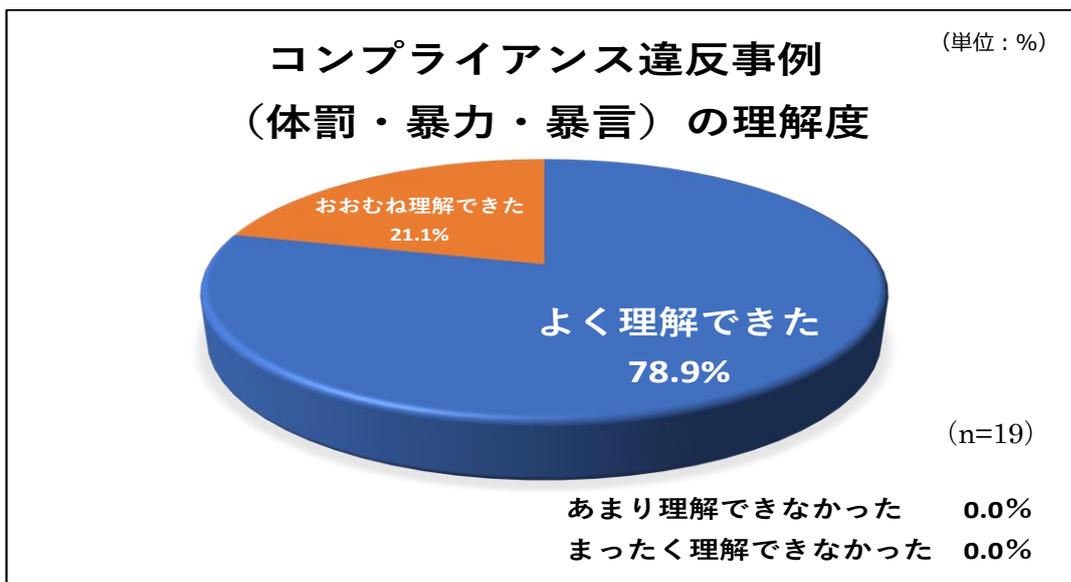
「とてもそう思う」…16名 (84.2%)、「ややそう思う」…2名 (10.5%) を合わせると、94.7% にのぼる。ただし、「そう思わない」と回答した人が1名いた。

Q2 スポーツ・コンプライアンスについて、研修前と比べ理解できた。



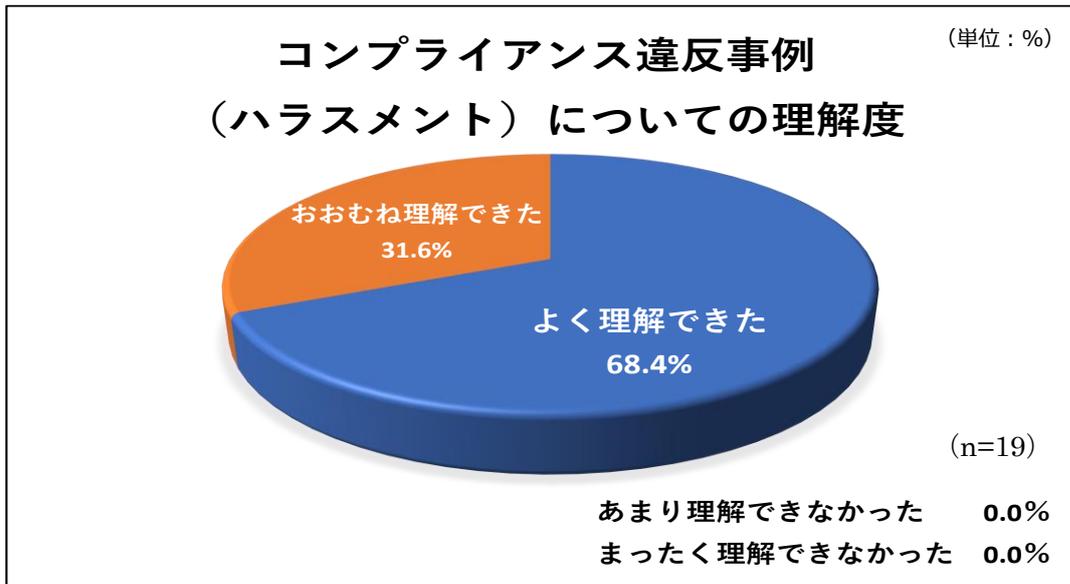
「よく理解できた」…14名 (73.7%)、「おおむね理解できた」…5名 (26.3%) を合わせると、100%である。「あまり理解できなかった」「まったく理解できなかった」との回答はなかった。

Q3 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例 (体罰・暴力・暴言) について、研修前と比べ理解できた。



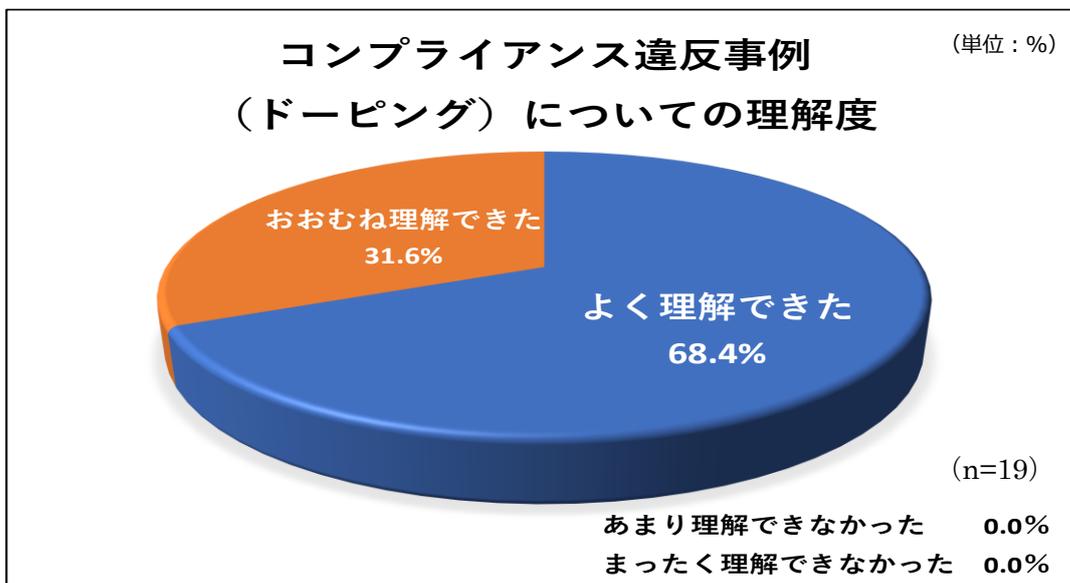
「よく理解できた」…15名 (78.9%)、「おおむね理解できた」…4名 (21.1%) を合わせると、100%である。「あまり理解できなかった」「まったく理解できなかった」との回答はなかった。

Q4 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例（ハラスメント）について、研修前と比べ理解できた。



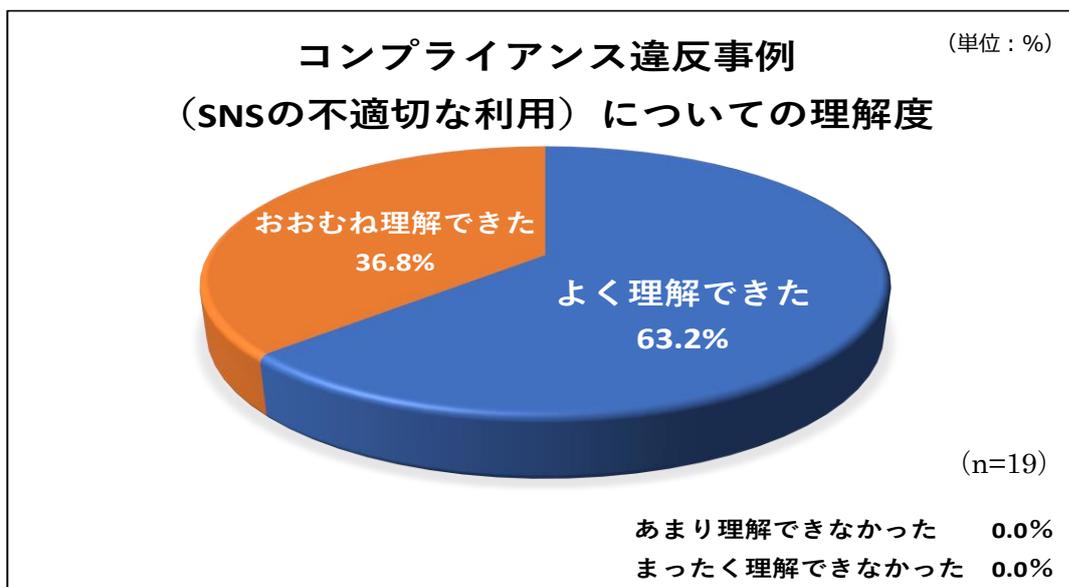
「よく理解できた」…13名（68.4%）、「おおむね理解できた」…6名（31.6%）を合わせると、100%である。「あまり理解できなかった」「まったく理解できなかった」との回答はなかった。

Q5 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例（ドーピング）について、研修前と比べ理解できた。



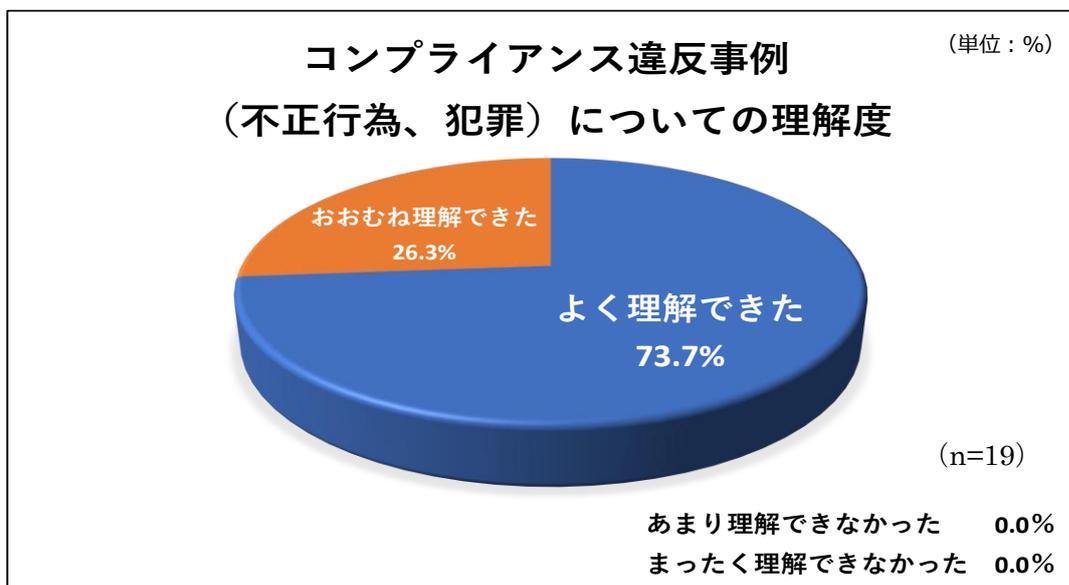
「よく理解できた」…13名（68.4%）、「おおむね理解できた」…6名（31.6%）を合わせると、100%である。「あまり理解できなかった」「まったく理解できなかった」との回答はなかった。

Q6 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例（SNS の不適切な利用）について、研修前と比べ理解できた。



「よく理解できた」…12名（63.2%）、「おおむね理解できた」…7名（36.8%）を合わせると、100%である。「あまり理解できなかった」「まったく理解できなかった」との回答はなかった。

Q7 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例（不正行為、犯罪）について、研修前と比べ理解できた。

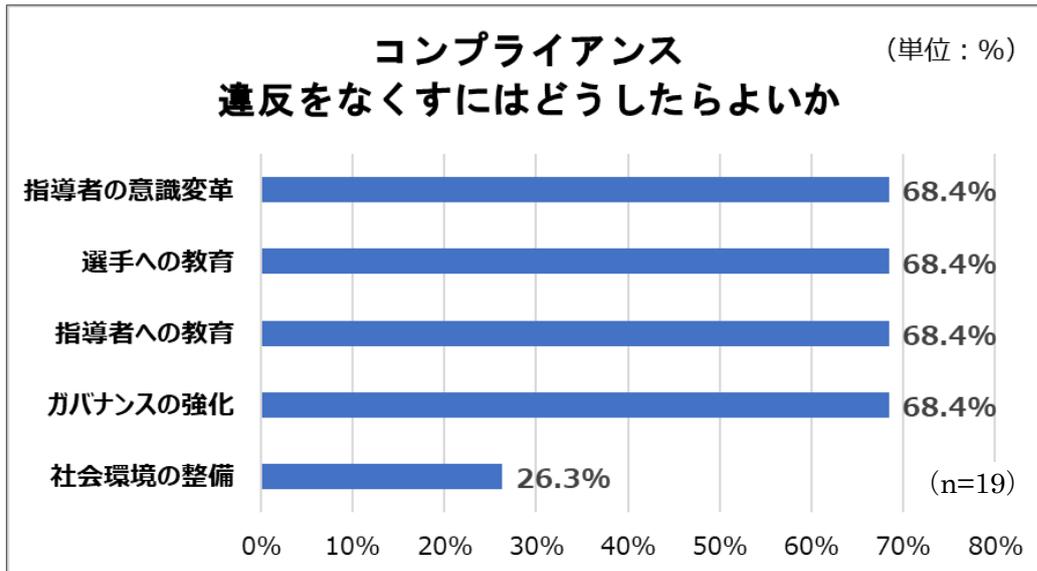


「よく理解できた」…14名（73.7%）、「おおむね理解できた」…5名（26.3%）を合わせると、100%である。「あまり理解できなかった」「まったく理解できなかった」との回答はなかった。

全体的には、講義内容（コンプライアンス違反事例）を理解度の高い順に並べると、以下の通りである。

- ①コンプライアンス違反事例（体罰・暴力・暴言）
- ②コンプライアンス違反事例（不正行為、犯罪）
- ③コンプライアンス違反事例（ドーピング）
- ④コンプライアンス違反事例（ハラスメント）
- ⑤コンプライアンス違反事例（SNS の不適切な利用）

Q8 スポーツ界におけるコンプライアンス違反をなくすにはどうしたらよいと思いますか。(複数回答可)



「スポーツ団体におけるガバナンスの強化」「指導者への教育」「選手への教育」「指導者の意識変革」が拮抗しており、それぞれ13名ずつ、68.4%である。

「指導者への教育」「指導者の意識変革」を合わせると、26名になる。コンプライアンス違反をなくすには、指導者の意識変革、行動変容が求められている。

## 第5章 地方の一般スポーツ団体—公益財団法人長野市スポーツ協会

### 5.1 ニーズ調査

スポーツ庁が公表した「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」をもとに、地方のスポーツ団体としての対応のしかたを検討するうえで、ガバナンス、コンプライアンスについての基礎知識を得たいというニーズがある。

そのためには教育研修を実施する必要がある、スポコン機構との連携を要望している。

### 5.2 教育研修

#### 5.2.1 インテグリティ研修会の概要

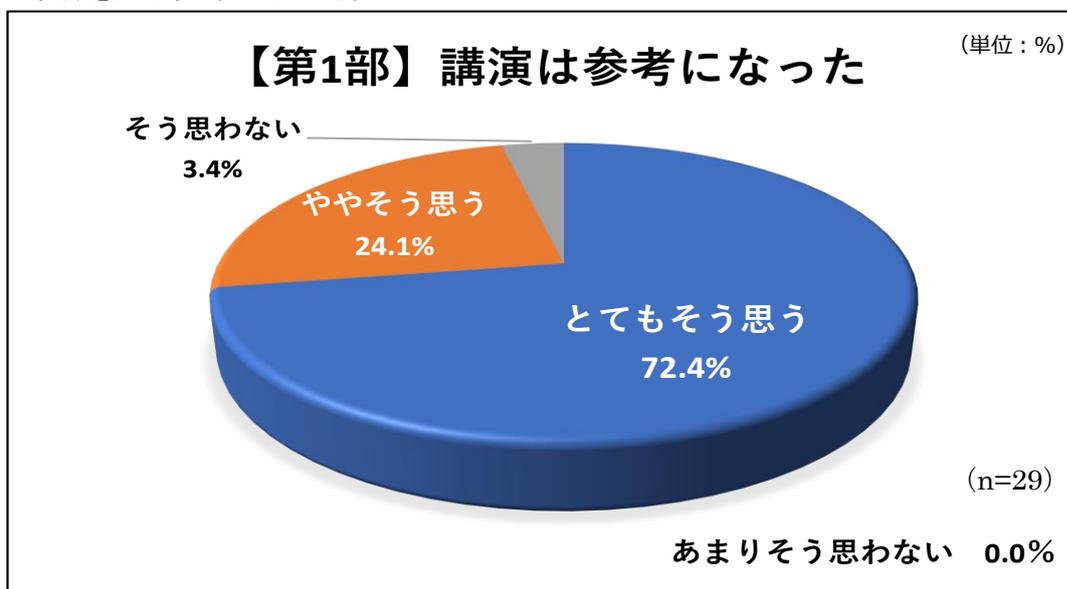
下表のように、「インテグリティ研修会」が開催された。

日時	令和2年9月14日(月) 18:30～20:00
場所	長野市ふれあい福祉センター 5階ホール
講演テーマ、講師	<b>【講演第1部】</b> 「スポーツの価値と信頼を守るために —コンプライアンス教育の理念と実践—」 武藤 芳照（一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 代表理事 / 東京大学名誉教授）  <b>【講演第2部】</b> 「スポーツ・コンプライアンスとインテグリティをめぐる法律とその活かし方」 上柳 敏郎（一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 副代表理事 / 弁護士）
参加者	対象：指導者、選手 スポーツ加盟団体 47名 / 事務局 9名(アンケート回答:29名)

## 5.2.2 インテグリティ研修会の事後アンケート集計・分析

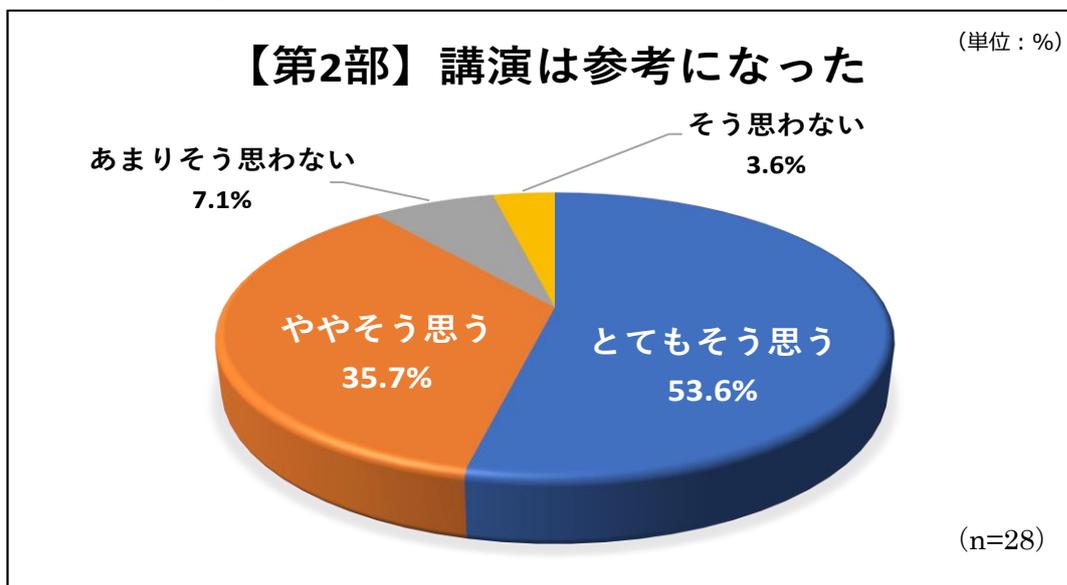
### 1.研修会について

Q1 講演（「スポーツの価値と信頼を守るために—コンプライアンス教育の理念と実践」）は参考になった。



「とてもそう思う」…20名（72.4%）、「ややそう思う」…7名（24.1%）、「そう思わない」…1名（3.4%）である。「参考になった」と回答したのは、96.5%に及ぶ。

Q2 講演内容（「スポーツ・コンプライアンスとインテグリティをめぐる法律とその活かし方」）は参考になった。



「とてもそう思う」…11名（53.6%）、「ややそう思う」…10名（35.7%）である。「参考になった」と回答したのは21名（89.3%）にとどまっている。

### Q3-1 参考になった点（自由記述）

- ・ 普段、法律に関して触れる機会があまりないのでとても勉強になりました。
- ・ 具体的な事例があり分かりやすかった。
- ・ 体罰などの法的な関係

#### スポーツ団体役員・指導者/コーチ

日常的な関わりの中でのモノの言い方、表情、姿勢など、改めて振り返る機会となった。語彙力、知識、話題の習得に努めることの重要性を理解した。

#### ゴルフ協会 スポーツ団体役員

私の関わっている団体は「皆で楽しむ」をモットーにスポーツを楽しんでいることから、新鮮な気持ちで講演を聞くことができた。

#### 指導者/コーチ

「スポーツが与える三つの宝」「スポーツの価値」「故意なのか」についての演目が参考になった。

#### 水泳競技 指導者/コーチ

具体的な事例があり分かりやすかった。

#### サッカー協会 スポーツ団体役員

地方の小さなスポーツ団体であっても、基本方針をはっきりさせていくことの必要性について改めて考えさせられた。

#### グランド・ゴルフ協会 スポーツ団体役員

「ルールとフェアプレイ精神を守り、正々堂々と競い合い、勝っても負けてもお互いにリスペクトを払い明るく公平な…」についての演目が参考になった。

#### ミニバスケットボール教室 指導者/コーチ

普段、法律に関して触れる機会があまりないのでとても勉強になった。

#### ミニバスケットボール 指導者/コーチ

法的なお話がきけてよかった。

#### ミニバスケットボール 指導者/コーチ

裁判のしくみが複雑で難しかったが、今の時代に沿った指導を目指す。

#### 陸上競技 指導者/コーチ

体罰などの法的な関係や、「スポーツを健康に」という指導者としての視点が参考になった。

#### ソフトボール協会 スポーツ団体役員・指導者/コーチ

「スポーツ界のひずみ」についての演目が参考になった。  
日常的に行われることで身近な問題だと思う。

匿名

事案が参考になった。

匿名

「アンガー・マネジメント」についての演目が参考になった。

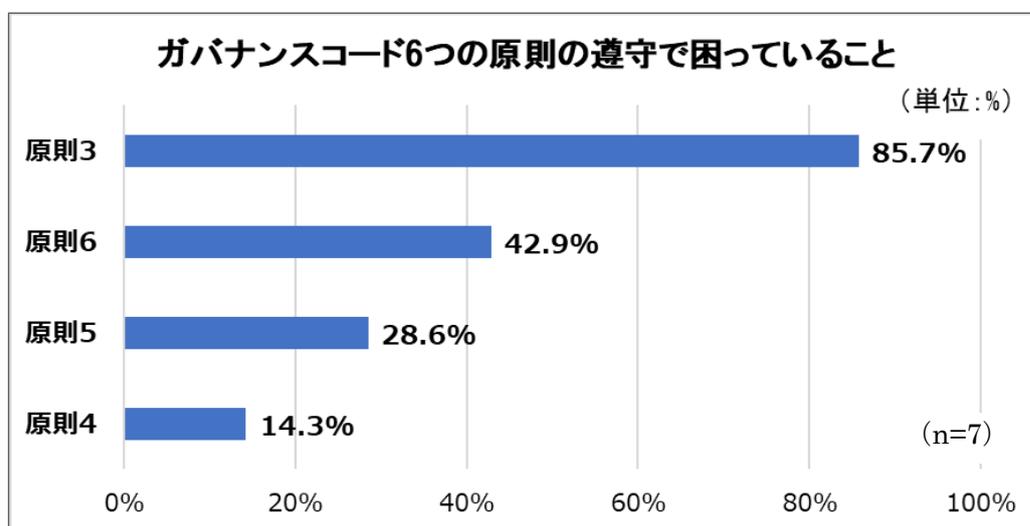
### Q3-2 今後の研修会の開催（テーマ、講師、対象、開催方法等）について、ご希望、ご提案があれば自由にお書きください。

- ・スポーツ指導の実践についての研修会
- ・心理学的な研修会
- ・具体的な指導の仕方や取組みについての研修会
- ・選手も対象になるような研修会
- ・スポーツ傷害についてトレーナーの話を聞ける研修会
- ・少数事例についても法律の主旨から、こうあるべきという結論に結び付けるような内容の研修会

## 2 ガバナンスコード

### Q4 ガバナンスコード、コンプライアンス違反事例について、スポーツ庁のガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の6つの原則の遵守について、特に困っていることはありますか。該当するものにチェックしてください（複数回答可）。

アンケート回答者 29 名のうち、「ガバナンスコードの 6 つの原則の遵守で困っている」と回答したのは 7 名（24.1%）である。



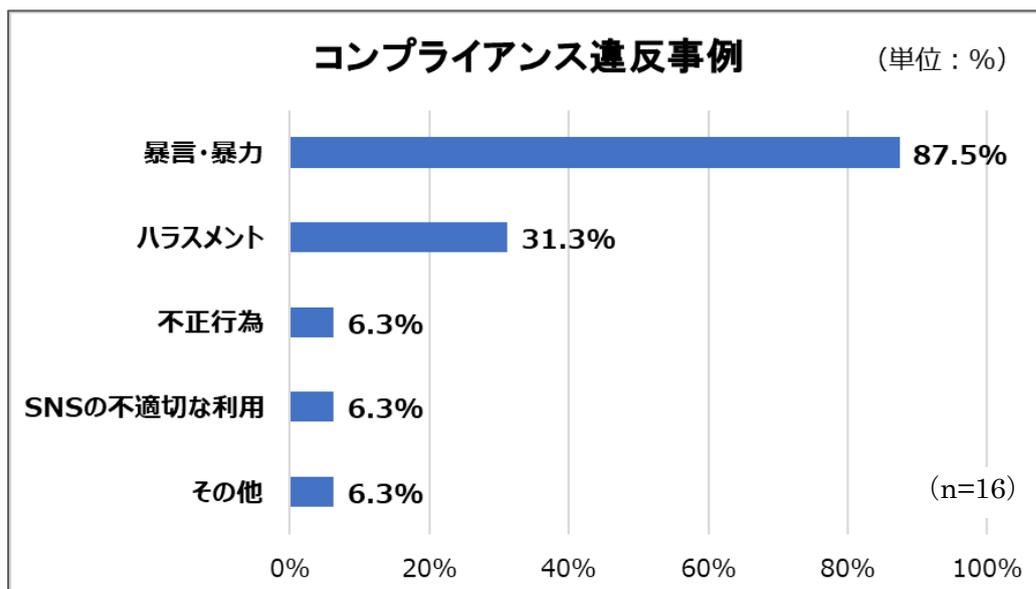
- ①原則 1（適切な団体運営、事業運営）
- ②原則 2（基本方針の策定）
- ③原則 3（コンプライアンス意識の徹底）  
（役職員、指導者、競技者へのコンプライアンス、教育・研修）
- ④原則 4（公正・適切な会計処理）
- ⑤原則 5（情報開示と組織運営の透明性の確保）
- ⑥原則 6（高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合の対応）

ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の6つの原則の遵守の中で、一番困っているのは原則3…6名(85.7%)である。次いで、原則6…3名(42.9%)、原則5…2名(28.6%)、原則4…1名(14.3%)と続いている。

スポーツ団体においてコンプライアンスの徹底が急務となっている。

**Q4-1 貴団体等で実際に経験したり、身近で見聞したりしたコンプライアンス違反事例があれば該当するものにチェックしてください(複数回答可)。**

アンケート回答者のうち、コンプライアンス違反事例があると回答したのは16名(55.2%)である。



- ①暴言・暴力行為
- ②パワハラ、セクハラ、アルハラ、モラハラ等のハラスメント
- ③ドーピング、パラ・ドーピング
- ④八百長、不正行為
- ⑤犯罪、違法行為(20歳未満の飲酒・喫煙・違法賭博・交通違反・事故等)
- ⑥人種、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別
- ⑦SNSの不適切な利用
- ⑧反社会的勢力との交際
- ⑨その他(いじめ)

- ・暴言・暴力行為…14名(87.5%)
- ・ハラスメント…5名(31.3%)、
- ・八百長・不正行為…1名(6.3%)
- ・SNSの不適切な利用…1名(6.3%)である。

ドーピング、パラ・ドーピング、犯罪、違法行為、反社会的勢力との交際についての違反事例はなかった。

**Q 4-2 特に記憶・印象に残っている事例があれば、簡潔にお書きください。**

**👤** スポーツ団体役員・指導者/コーチ

複数の強化指定選手による合宿や練習における指導において、特定の選手に偏った声掛けなど明らかな差異(えこひいき)。

👤 スポーツ団体役員・指導者/コーチ

指導者が子供達の試合結果(内容)が気に入らず、試合後に影で子供達をひっぱたいていた。

👤 バスケットボール協会 指導者/コーチ

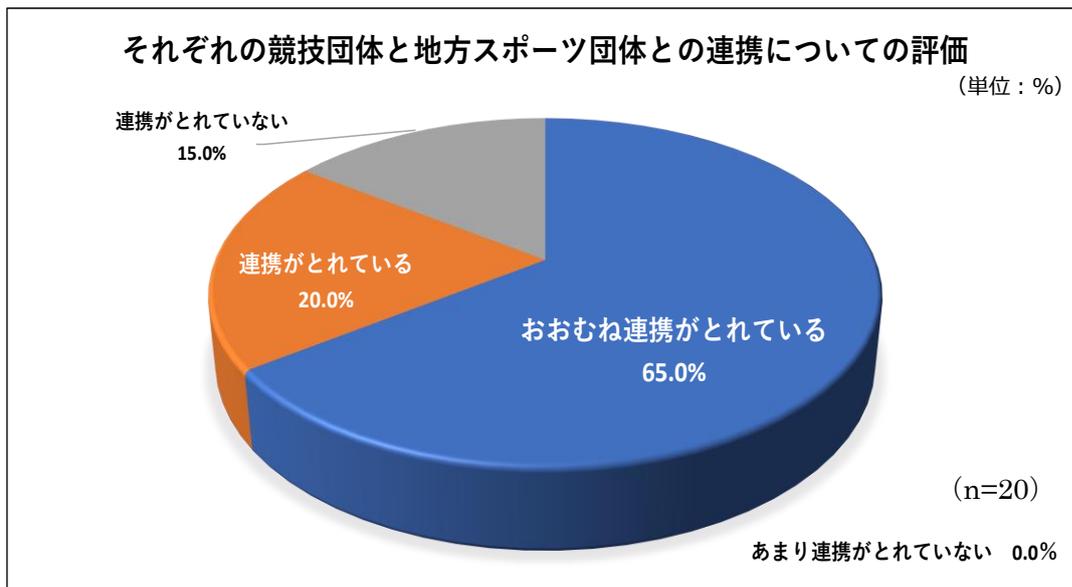
試合中の選手へ「このヤロー」と声掛け。

👤 指導者/コーチ

先輩から後輩への暴力

#### Q 5-1 それぞれの中央競技団体と地方スポーツ団体との連携

(指導協力、情報・資料提供、研修会の開催等)に関して、スポーツ・インテグリティ、ガバナンス、コンプライアンスの強化の観点からどのように評価していますか。



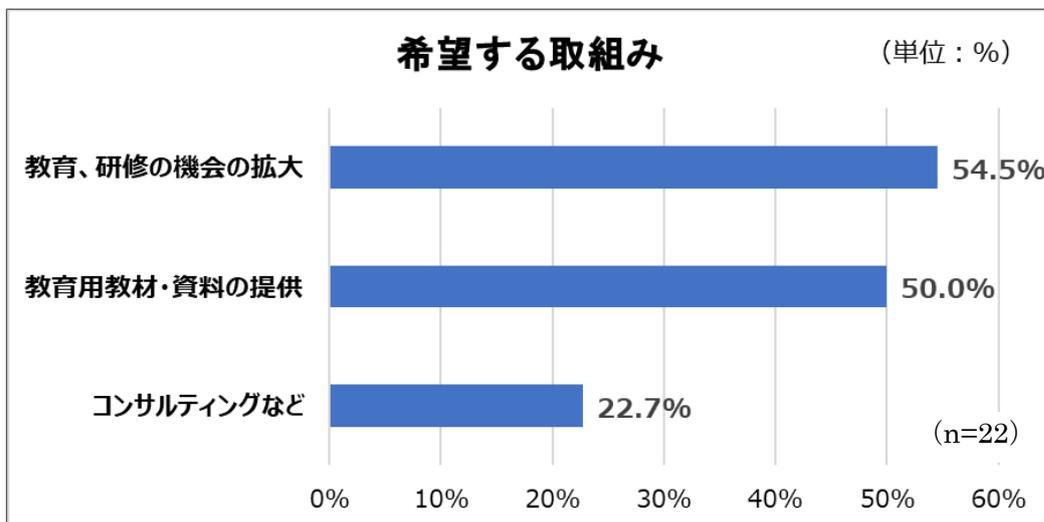
「おおむね連携がとれている」…13名 (65.0%)、「連携がとれている」…4名 (20.0%) で、合わせると 85%である。一方「連携がとれていない」…3名 (15.0%) である。

#### Q 5-2 前問で①、②と答えた方に伺います。どのような課題があるか、具体的にご回答をお願いします。

- ・インテグリティ、コンプライアンスに対する認識度、習熟度、理解度に大きな差がある。

**Q 5-3 今後、それぞれの中央競技団体と地方スポーツ団体とのスポーツ・インテグリティ、ガバナンス、コンプライアンス強化のための連携に関して、どのような取組みを希望しますか（複数回答可）。**

アンケート回答者のうち、取組みを希望すると回答した人は 22 名（75.9%）である。



- ・「教育、研修の機会の拡大」…12 名（54.5%）
- ・「教育用教材・資料（指導者向け、選手向け、保護者向け）の提供」…11 名（50.0%）
- このことから、教育関係のニーズが高いことがわかる。
- ・「コンサルティング、相談窓口の充実・拡大」…5 名（22.7%）である。

「各分野の専門家（弁護士、税理士、行政書士、公認会計士、医師、薬剤師等）の派遣」への希望はなかった。

### 3. その他

**Q6 スポーツ・インテグリティ、ガバナンス、コンプライアンスの強化、コンプライアンス教育の普及・充実等に関して、ご意見、ご提案等があればお書きください。**

**👤 スポーツ団体役員・指導者/コーチ**

県レベルの競技団体ごとにインテグリティの推進・強化を担当する推進委員(委員会)の設置を義務付けとし、これを統括する機能を県機関、スポーツ協会に設置して、情報共有、事例研修などを定期的実施することで普及・充実を図る。

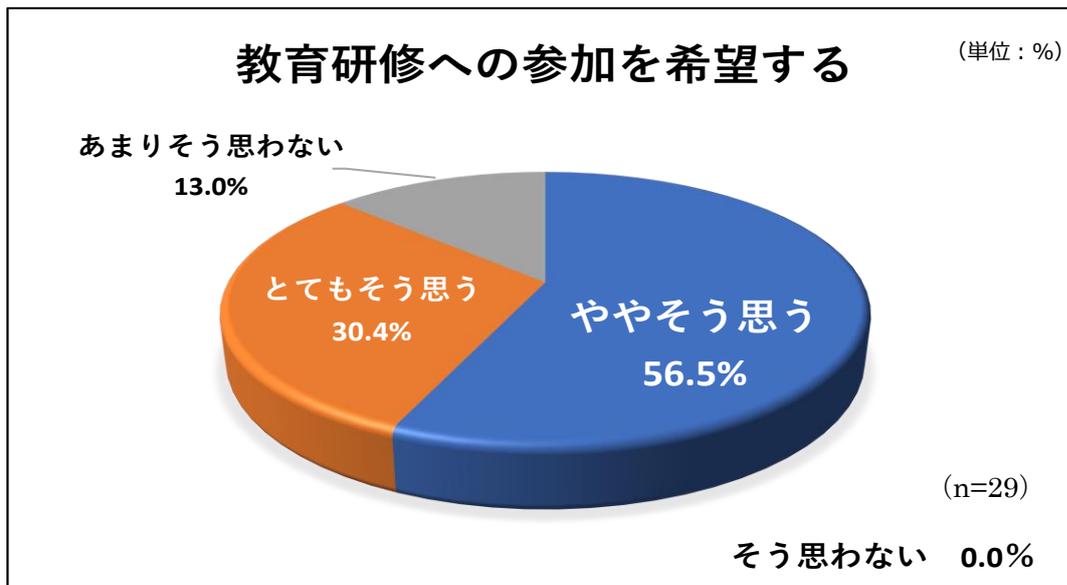
**👤 バスケットボール協会 指導者/コーチ**

競技団体所属の各チーム指導者を集めて研修を行う。

**👤 サッカー協会 スポーツ団体役員**

地方スポーツ団体で少人数の役員がボランティア的に運営している例が大半だと思うが、それぞれが基本方針など策定していくことは困難であり、上部団体からの指導が欠かせないと思う。

Q7-1 今後、スポーツ・インテグリティに関する教育研修に参加してみたいですか。



「今後、スポーツ・インテグリティに関する教育研修に参加してみたい」との問いに対し、「ややそう思う」…13名(56.5%)、「とてもそう思う」…7名(30.4%)である。合わせて86.9%の人が、教育研修を希望している。

逆に、「教育研修を希望していない」…9名(13%)である。

Q7-2 前問で③、④と答えた方に伺います。参加してみたい内容を具体的に  
ご記入ください。

- ・パワハラ、セクハラ、インテグリティにギリギリアウトとなる事例などについて具体的に多角的な解釈がされる中で、結論的にアウトとなる解釈論についてその論拠を徹底的に分析・解説していただく内容の研修
- ・具体的な教え方の例について
- ・指導者の対応方法について
- ・スポーツ選手(引退後)の講義
- ・具体的な事例について

### その他「ご意見」「ご感想」

👤水泳連盟 指導者/コーチ

指導者側の講習は何度か聞いています。選手側のアンケートや意見等も必要なのではないのでしょうか？

👤水泳協会 指導者/コーチ

時間が足りなかったなので、もう少し深く聞いてみたいです。

👤ミニバスケットボール 指導者/コーチ

また同様の研修会を開催してください。次回は、チームのスタッフと一緒に参加します。

水泳協会 スポーツ団体役員  
今回は時間が足りませんでした。

サッカー協会 スポーツ団体役員  
カタカナ言葉が多く並んでいて、内容が理解しにくかったです。大半の日本人が理解できる言葉にしていただけると有難いです。

### 5.2.3 研修

令和3年1月16日 スポーツ・インテグリティ基礎研修会（オンライン）に長野市スポーツ協会役員が参加した。

## 5.3 ガバナンスの強化

### 5.3.1 課題の整理

長野市スポーツ協会は、以下のような課題を整理した。

- ・評議員会、理事会等の開催の機会を捉え、ガバナンスコード、関係規程等について説明する。必要な情報等を共有することを目的に説明会を開催する。
- ・「コンプライアンス体制の整備にかかる具体的な取組み方針」について検討する。

### 1 体制・組織の整理

- ・コンプライアンス強化を推進していく具体的な体制組織の在り方  
新たにコンプライアンス委員会を設置するか、既存の組織にその機能を担務させるかを検討する。
- ・コンプライアンス委員会を設置する場合の構成メンバー、具体的業務内容、権限範囲  
コンプライアンス機能を担務する場合の組織について、理事会、特別委員会、事務局などの組織を検討する。
- ・中央団体等で定着している、あるいは議論されている「定年 70 歳制」「女性委員の比率 40%」などに対する対応などについて検討する。

### 2 令和3年度の改善(取組み)計画について

- ・令和3年度中に、一定のレベルまでのコンプライアンス体制の構築を行う。
- ・新たな担当委員会組織を立ち上げるのではなく、特別委員会（2委員会）の中の「総務専門委員会」にコンプライアンス体制整備の推進にかかる調査・審議を担当させる。
- ・総務専門委員会からの答申を受けて、長野市スポーツ協会としてのコンプライアンス体制の整備方針について審議、決定を行う。
- ・令和2年度に実施した「スポーツ・インテグリティ研修会」は継続して実施することとし、このほか必要に応じ、コンプライアンス強化にかかる研修会・講習会等の企画・実施については総務専門委員会が担当する。
- ・この様な取組みを進めていく上において、引き続き、一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構の指導・助言を求めていく。

## 5.3.2 コンプライアンス委員会設置に向けて

### 1. 提案の内容

定款第 10 章（専門委員会）第 46 条に基づき、新たに本協会内に「コンプライアンス委員会」を設置すること。

### 2. 趣旨・目的

スポーツ庁の等定した「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉（令和元年 8 月 27 日）」に即して、本協会のガバナンス（組織統治）の向上、コンプライアンス（法令等遵守）の徹底をより一層図り、長野市における健全なスポーツの普及・振興に資することを目的とする。

### 3. 委員会の業務内容・役割

- ①コンプライアンスに関する方針・体制・関連規程の整備・充実。
- ② コンプライアンスに関する教育・研修・啓発・講習会・説明会等の企画・実施
- ③本協会の関係者及び各委員会等からのコンプライアンスに関する相談への対応
- ④コンプライアンス違反の通報への対応、以後の事実調査・理事会への答申
- ⑤その他、ガバナンスの向上とコンプライアンスの推進に関わる事項の企画・実施

### 4. 委員会の構成

- ①理事会の決議により、理事長が委嘱する（定款第 46 条第 2 項）。
- ②委員長（1 名）、副委員長（2 名以内）、委員（若干名）で構成する。

委員には、担当理事 1 名以上を含むと共に、総務専門委員会より推薦された者、学識経験者（弁護士、医師、公認会計士、税理士、教育関係者等）を含むと共に、女性の参画を図る。

### 5. 日程、企画

- ①令和 3（2021）年度内に、コンプライアンス委員会の設置を行う。
- ②委員会の会議を実施し、必要な体制と業務内容を整える。

## 第6章 スポーツ団体におけるガバナンス強化の課題

### 6.1 現状の課題

#### 6.1.1 人材育成事業

本事業において、下記の研修会を実施し、スポーツ団体の役員、コンプライアンス担当者が参加した。

研修会	対象
スポーツ・インテグリティ基礎研修会	日本車いすラグビー連盟、長野市スポーツ協会を含む一般スポーツ団体、企業など
事例検討会（スポコン機構主催）	日本車いすラグビー連盟
スポーツ・コンプライアンス・オフィサー養成講習会（スポコン機構主催）	日本車いすラグビー連盟
インテグリティ研修会	長野市スポーツ協会
インテグリティ研修会	全日本大学野球連盟
コンプライアンス研修会	日本身体障がい者水泳連盟

当機構主催の事例検討会、「スポーツ・コンプライアンス・オフィサー養成講習会」を除き、研修会は、スポーツ・コンプライアンス、ガバナンスの強化についての基礎的な内容である。

今後は、個々のコンプライアンス違反の予防のために、テーマごとに掘り下げた内容の教育研修を実施する必要がある。

また、体罰・暴力、ハラスメントなどのように、してはいけないことを頭でわかっているにもかかわらず行動が伴わない内容のテーマについては、意識変革、行動変容を同時に進める必要がある。

スポーツ団体のコンプライアンス担当者の基礎レベルが整った後、コンプライアンス担当者が他のスタッフにコンプライアンスについて指導できるように教育体制を整える必要がある。

事前のニーズ調査では、教育用教材・資料の提供、教育研修の機会と場の拡大への要望が強い。教育用教材・資料を整え、教育研修を広げていくことが第一歩である。

当機構は、すでに『まんがでわかるみんなのスポーツ・コンプライアンス入門』を発刊しているが、今後指導者向けの『スポーツ・コンプライアンス教育入門（仮題）』の企画・構成を検討している。

#### 6.1.2 ガバナンスの強化のためのコンサルティング

本事業において、日本車いすラグビー連盟を対象に、コンサルティングを行い、規程類を整備した。ガバナンス、コンプライアンスの担当者が自ら規程類を整備することにより、スポーツ団体がガバナンス強化のために何をしたらいいかを理解することができる。

本事業では、弁護士、行政書士などが、規程類をチェックすることにより、組織体制を整備することができた。次のステップとして、当機構は、コンプライアンス委員会を設立することを提案した。提案内容は、以下の通りである。

##### 1. 趣旨・目的

スポーツ庁の等定した「スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉（令和元年6月10日）」（原則4、5）に即して、本連盟のガバナンス（組織統治）の向上、コンプライア

ンス（法令等遵守）の徹底をより一層図り、健全な車いすラグビーの普及・振興に資することを目的とする。

## 2. 委員会の業務内容・役割

- (1) コンプライアンスに関する方針・体制・関連規程の整備・充実。
- (2) コンプライアンスに関する教育・研修・啓発・講習会・説明会等の企画・実施。
- (3) 本連盟の関係者及び各委員会等からのコンプライアンスに関する相談への対応。
- (4) コンプライアンス違反の通報への対応、以後の事実調査・理事会への答申。
- (5) その他、ガバナンスの向上とコンプライアンスの推進に関わる事項の企画・実施。

## 3. 委員会の構成

- (1) 理事会の決議により、理事長が委嘱する。
- (2) 委員長（1名）、副委員長（2名以内）、委員（若干名）で構成する。  
委員には、担当理事1名以上、学識経験者（弁護士、医師、公認会計士、税理士、教育関係者等）を含むと共に、女性の参画を図る。

## 4. 日程、企画

- (1) 令和2（2020）年度内に、コンプライアンス委員会の設置を行う。
- (2) 令和2（2020）年度内に、関係役員・職員を対象とした小規模の教育・研修とコンサルティングの機会を設ける。
- (3) 委員会の会議を実施し、必要な体制と業務内容を整える。
- (4) 令和3（2021）年度の本連盟のガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底に関わる事業計画、予算を策定する。
- (5) 「コンプライアンス委員会の設置」について、適切な時期に連盟の構成員に説明すると共に、社会に公表する。

## 6.2 課題解決に向けて

### 6.2.1 人材育成事業の課題解決策

スポーツ団体向けアンケートにおいて、コンプライアンス違反をなくすためには、指導者の意識の変革、指導者向け教育が重要であるとの結果が示された。

スポーツ団体によっては、競技技術を向上させ、勝負に勝ち、メダルをとるといった結果をめざすこともある。日本高等学校野球連盟向けアンケートにおいて、「勝利至上主義の色合いが強くなることも理解できなくはない。強化に体罰・暴力・暴言が必要と考えているのであれば、その回避なくして野球界の発展はない。」との回答があった。

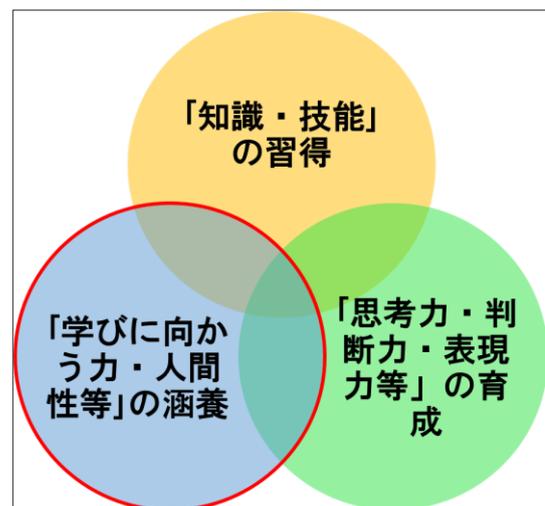
指導者の意識変革、行動変容を促すには、単に講習会スタイルの教育研修ではなく、ロールプレイや新しい技術（たとえばVR：バーチャル・リアリティ、仮想現実）を使ったコンテンツを使って、被害者になる疑似体験をすることにより、相手がいやがることをしないことを学ぶような実践的な研修も必要であろう。現在、VRは地震、浸水、火災などの防災教育への活用が進んでいる。さらに、アバターを使って疑似的に他者になり、他者の視点で考えるというVRの教育活用の実証実験が進められている。アメリカでは、白人が黒人になる疑似体験をすることにより、人種差別が軽減したり、DV（ドメスティック・バイオレンス）や虐待行為を更生させたりする効果が生まれている。

また、コンプライアンス違反のようなネガティブ事例の紹介だけでなく、スポーツの価値を高める行動について考え、発表するような研修もよいと考えられる。指導者や選手の人間性を涵養することも同時に進めることが求められている。

とくに学校の部活動での指導においては、「学びに向かう力・人間性等」の育成が重視されている。新学習指導要領では、育成を目指す資質・能力を次のように示されている。

- ① 「知識・技能」の習得
- ② 「思考力・判断力・表現力等」の育成
- ③ 「学びに向かう力・人間性等」の涵養

人間性を涵養することにより、意識が変容し、行動も変わり、自然にスポーツ・インテグリティにのっとった行動をとるようになるにちがいない。



まずは指導者（部活動では顧問教員）向け教育を実施し、指導者の意識変革、行動変容を進め、次のステップとして、選手（運動部員）向け教育を行う。



人材育成の成果を組織体制の整備、組織の変革につなげるようにするのが望ましい。

また、スポーツ団体向けアンケートでは「指導者には指導者としての「資格」が必要との声があった。指導者自身の経験則ではなく、競技技術だけでなく、人間性の育成（共感力、コミュニケーション力、レジリエンス、自制心、コラボレーション力などのスキルの修得）のための総合的な教育プログラムを構成する必要があるだろう。

## 6.2.2 スポーツ団体のガバナンスの強化についての課題解決策

本事業で対象としたスポーツ団体は、規程を整備し、体制を整え、来年度コンプライアンス委員会を設置する予定である。

組織を整えたうえで、ガバナンスコードを遵守するなど、課題解決に向けて一步一步前進している。

### 1. 長野市スポーツ協会における「コンプライアンス強化にかかる取り組み方針」

長野市スポーツ協会は「スポーツの振興の為の事業を行うことを目的とする団体」として適正なガバナンス体制を構築し、コンプライアンスの強化に取り組むものとする。

長野市スポーツ協会は、以下のようなコンプライアンス強化方針を立てるに至っている。

#### (1) 取り組みの方針

- ①自らの主体的な努力により適切な組織運営を図っていく。
- ②自ら順守すべき基準の作成等を行う。
- ③ガバナンスコードの各原則・規定を順守することに努め、その順守状況について自主的に自己説明を行い、その結果を定期的に公表する。

#### (2) 令和2年度の取り組み状況について

- ①指導者、選手を対象とした研修会を開催する。  
令和2年9月14日（月）スポーツ・インテグリティ研修会  
講師；スポーツ・コンプライアンス教育振興機構（武藤芳照、上柳敏郎）
- ②スポーツ・コンプライアンス機構主催の研修会・講習会について加盟団体に情報提供を行う。  
・令和3年1月16日（土）スポーツ・インテグリティ基礎研修会（オンライン）  
（基礎研修会には、長野市スポーツ協会役員が参加）  
・令和3年2月27日（土）・28日（日） スポコン・オフィサー養成講習会（オンライン）
- ③評議員会、理事会等の会議開催の機会を捉え、ガバナンスコード、関係規程等の説明を行い、必要な情報等の共有を図る。
- ④「コンプライアンス強化体制の整備にかかる具体的な取り組み方針」の検討を行う。

#### (3) 令和3年度における取り組みについて（計画案）

- ①「倫理規程」の新設
- ②コンプライアンス強化推進の組織整備  
新たにコンプライアンス調査委員会を設置する。委員構成は、次の通りとする。  
・ガバナンスオフィサー（副会長；総務専門委員会オブザーバー）  
・常務理事  
・事務局長  
・理事長が指名する外部有識者（スポーツ・コンプライアンス教育振興機構からの推薦を予定）
- ③専門委員会規程（平成28年4月1日施行）の改定

事業推進専門委員会の調査審議事項に「スポーツ・コンプライアンス強化に関すること」を追加する。

④加盟団体及び会員に関する規程（平成28年4月1日施行）の改定

加盟団体等の使命（第2条の2）として、「スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営を行い、ガバナンスの強化・充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティの向上を図ること」を追加する。

**（4）以上の「取り組み方針及び計画案等」の機関決定について**

・令和3年3月25日（木）開催の理事会において上程し決議を行う。

規程の施行；令和2年度第7回理事会決議日（令和3年3月25日）から施行する。

ガバナンスコードの公表；令和3年3月25日付けでホームページに記載

## **2. 日本車いすラグビー連盟**

日本車いすラグビー連盟は、コンプライアンス委員会の設置について、具体的な活動内容や方向性等をまとめて、運営会議（理事・委員長が出席の会議）にて報告。

理事より提示されたコメントを反映させ、電磁的理事会にて委員会設置の承認と委員長が任命される予定である。来年度、コンプライアンス委員会が設置される予定である。

## 巻末資料

### 1. 全日本大学野球連盟向けニーズ調査アンケート（調査票）

#### アンケート協力をお願い

令和2年度スポーツ庁委託事業「スポーツ・インテグリティ推進事業におけるスポーツ団体のガバナンス強化の推進」を進めるにあたり、下記アンケートにご協力のほどお願いいたします。忌憚のないご意見をお伺いできれば幸いです。（個人情報保護等に十分配慮してアンケートを処理いたします。）

<b>お名前</b>		<b>性別</b> (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	<b>年齢層</b> (年代)	<b>歳代</b>
<b>所属団体名</b> (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 全日本大学野球連盟 <input type="checkbox"/> 上記以外の場合 (所属加盟団体名) _____ <b>野球連盟</b> (例：東京六大学、首都大学等)				
<b>立場</b> (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 団体役員 (具体名： _____ ) <input type="checkbox"/> 団体職員 (具体名： _____ ) <input type="checkbox"/> 指導者 (監督・助監督・コーチ) <input type="checkbox"/> 専門スタッフ (ドクター、トレーナー等) <input type="checkbox"/> その他 (具体名： _____ )				

※お名前は、記名でも無記名でも結構です。

#### 【用語説明】

ガバナンス = 「組織統治」    コンプライアンス = 「法令等遵守」

インテグリティ = 「健全性、高潔性」

#### A ガバナンスコードについて

1	<p>スポーツ庁のガバナンスコード【一般スポーツ団体向け】の6の原則の遵守について、貴団体で特に困っていることはありますか。該当するものにチェックを入れてください。(複数回答可)</p> <p><input type="checkbox"/> ①原則1 (法令等に基づく適切な団体運営・事業運営)</p> <p><input type="checkbox"/> ②原則2 (組織運営の基本方針策定・公表)</p> <p><input type="checkbox"/> ③原則3 (行為根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底)</p> <p><input type="checkbox"/> ④原則4 (公正、適切な会計処理)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤原則5 (法令に基づく適切な情報開示、組織運営情報開示による透明性の確保)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥原則6 (高いレベルのガバナンスが求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード【中央競技団体向け】についても遵守状況の説明や公表)</p>
---	---

2-1	<p>貴団体で実際に経験した、もしくは、身近で見聞したコンプライアンス(法令等遵守)違反事例はありますか。該当するものにチェックを入れてください。(複数回答可)</p> <p><input type="checkbox"/> ①暴言・暴力行為</p> <p><input type="checkbox"/> ②パワハラ、セクハラ、アルハラ、モラハラ等のハラスメント</p> <p><input type="checkbox"/> ③ドーピング、パラ・ドーピング</p> <p><input type="checkbox"/> ④八百長、不正行為</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤犯罪、違法行為(20歳未満の飲酒、喫煙、違法賭博、大麻・覚せい剤等の違法薬物、交通違反・事故等)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥人種、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦SNSの不適切な利用</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧反社会的勢力との交際</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨組織内の不正</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩その他( )</p>
2-2	<p>特に記憶・印象に残っているコンプライアンス(法令等遵守)違反事例があれば、簡潔にご記入ください。(固有名は不要です。)</p>
3-1	<p>貴団体と中央競技団体(全日本大学野球連盟 / 日本学生野球協会)との連携(指導協力、情報・資料提供、研修会の開催等)に関して、スポーツ・インテグリティ(健全性、高潔性)、ガバナンス(組織統治)、コンプライアンス(法令等遵守)の強化の観点からどのように評価していますか。該当するものにチェックを入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> ①連携がとれていない</p> <p><input type="checkbox"/> ②あまり連携がとれていない</p> <p><input type="checkbox"/> ③おおむね連携がとれている</p> <p><input type="checkbox"/> ④連携がとれている</p>
3-2	<p>前問(3-1)で「①」「②」と答えた方にお伺いします。どのような「課題」や「改善点」があるとお考えですか。具体的にご記入ください。</p>
3-3	<p>今後、貴団体と中央競技団体(全日本大学野球連盟 / 日本学生野球協会)とのスポーツ・インテグリティ(健全性、高潔性)、ガバナンス(組織統治)、コンプライアンス(法令等遵守)強化のための連携に関して「どのような取組み」を希望しますか。該当するものにチェックを入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> ①コンサルティング、相談窓口の充実・拡大</p> <p><input type="checkbox"/> ②教育、研修の機会の拡大</p> <p><input type="checkbox"/> ③教育用教材・資料(指導者向け、選手向け、保護者向け)の提供</p> <p><input type="checkbox"/> ④各分野の専門家(弁護士、税理士、行政書士、公認会計士、医師、薬剤師等)の派遣</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤その他( )</p>

4	ガバナンス(組織統治)の強化に関して「ご質問」「ご希望」等があれば、自由にご記入ください。
---	---

## B 規程について

5-1	<p>貴団体のコンプライアンス(法令等遵守)、ガバナンス(組織統治)に関する規程類は、整備されていると思いますか。該当するものにチェックを入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> ①整備されていないと思う</p> <p><input type="checkbox"/> ②あまり整備されていないと思う</p> <p><input type="checkbox"/> ③おおむね整備されていると思う</p> <p><input type="checkbox"/> ④整備されていると思う</p>
5-2	<p>前問(5-1)で「①」「②」と答えた方にお伺いします。<u>どのような規程を「整えなければならない」とお考えですか。</u>具体的にご記入ください。</p>
6	<p>「規程類の整備について希望事項」「コンサルティングについての希望」があれば、ご記入ください。</p>
7-1	<p>「規程類のひな型の提供」を希望しますか。該当するものにチェックを入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> ①希望する</p> <p><input type="checkbox"/> ②希望しない</p>





4-1	貴団体等で実際に経験したり、身近で見聞したりしたコンプライアンス違反事例があれば。該当するものにチェックしてください（複数回答可）。	<input type="checkbox"/> ① 暴言・暴力行為 <input type="checkbox"/> ② パワハラ、セクハラ、アルハラ、モラハラ等のハラスメント <input type="checkbox"/> ③ ドーピング、パラ・ドーピング <input type="checkbox"/> ④ 八百長、不正行為 <input type="checkbox"/> ⑤ 犯罪、違法行為（20歳未満の飲酒・喫煙・違法賭博・交通違反・事故等） <input type="checkbox"/> ⑥ 人種、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別 <input type="checkbox"/> ⑦ SNSの不適切な利用 <input type="checkbox"/> ⑧ 反社会的勢力との交際 <input type="checkbox"/> ⑨ その他 （ ）
4-2	特に記憶・印象に残っている事例があれば、簡潔にお書きください（固有名は不要です）。 例：中学校球技の運動部活動における主将への顧問教師による度重なる「死ね！」などの暴言・暴力 （ビンタ）などで退部した事例	
5-1	それぞれの競技団体と地方スポーツ団体との連携（指導協力、情報・資料提供、研修会の開催等）に関して、スポーツ・インテグリティ、ガバナンス、コンプライアンスの強化の観点からどのように評価していますか。	<input type="checkbox"/> ① 連携がとれていない <input type="checkbox"/> ② あまり連携がとれていない <input type="checkbox"/> ③ おおむね連携がとれている <input type="checkbox"/> ④ 連携がとれている
5-2	前問で①、②と答えた方に伺います。どのような課題があるか、具体的にご回答をお願いします。	
5-3	今後、それぞれの中央競技団体と地方スポーツ団体とのスポーツ・インテグリティ、ガバナンス、コンプライアンス強化のための連携に関して、どのような取組みを希望しますか。	<input type="checkbox"/> ① コンサルティング、相談窓口の充実・拡大 <input type="checkbox"/> ② 教育、研修の機会の拡大 <input type="checkbox"/> ③ 教育用教材・資料（指導者向け、選手向け、保護者向け）の提供 <input type="checkbox"/> ④ 各分野の専門家（弁護士、税理士、行政書士、公認会計士、医師、薬剤師等）の派遣 <input type="checkbox"/> ⑤ その他（ ）

## C その他

6	スポーツ・インテグリティ、ガバナンス、コンプライアンスの強化、コンプライアンス教育の普及・充実等に関して、ご意見、ご提案等があればお書きください。								
7-1	今後、スポーツ・インテグリティに関する教育研修に参加してみたいですか。  <table border="1" data-bbox="948 824 1455 965"><tr><td data-bbox="948 824 1257 864">①</td><td data-bbox="1257 824 1455 864"><input type="checkbox"/> そう思わない</td></tr><tr><td data-bbox="948 864 1257 904">②</td><td data-bbox="1257 864 1455 904"><input type="checkbox"/> あまりそう思わない</td></tr><tr><td data-bbox="948 904 1257 945">③</td><td data-bbox="1257 904 1455 945"><input type="checkbox"/> ややそう思う</td></tr><tr><td data-bbox="948 945 1257 965">④</td><td data-bbox="1257 945 1455 965"><input type="checkbox"/> とてもそう思う</td></tr></table>	①	<input type="checkbox"/> そう思わない	②	<input type="checkbox"/> あまりそう思わない	③	<input type="checkbox"/> ややそう思う	④	<input type="checkbox"/> とてもそう思う
①	<input type="checkbox"/> そう思わない								
②	<input type="checkbox"/> あまりそう思わない								
③	<input type="checkbox"/> ややそう思う								
④	<input type="checkbox"/> とてもそう思う								
7-2	前問で③、④と答えた方に伺います。参加してみたい内容を具体的にご記入ください。								

### 3. 「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」事後アンケート（調査票）

「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」にご参加いただき、誠にありがとうございます。  
 今後の研修の参考にしたいと、以下のアンケートにご協力のほどお願いいたします。  
 該当する番号をお選びください。

<p>Q1 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例について、研修会前と比べ理解できた。</p>	<p><input type="checkbox"/>①まったく理解できなかった。  <input type="checkbox"/>②あまり理解できなかった。  <input type="checkbox"/>③おおむね理解できた。  <input type="checkbox"/>④よく理解できた。</p>
<p>Q2 不正・不祥事を予防するために、スポーツ団体が何をすればよいか、研修会前と比べ理解できた。</p>	<p><input type="checkbox"/>①まったく理解できなかった。  <input type="checkbox"/>②あまり理解できなかった。  <input type="checkbox"/>③おおむね理解できた。  <input type="checkbox"/>④よく理解できた。</p>
<p>Q3 スポーツ団体におけるガバナンスの強化のために、スポーツ団体が何をすればよいか、研修会前と比べ理解できた。</p>	<p><input type="checkbox"/>①まったく理解できなかった。  <input type="checkbox"/>②あまり理解できなかった。  <input type="checkbox"/>③おおむね理解できた。  <input type="checkbox"/>④よく理解できた。</p>
<p>Q4 ガバナンスとコンプライアンスの観点から、女性アスリートが直面する課題について、研修会前と比べ理解できた。</p>	<p><input type="checkbox"/>①まったく理解できなかった。  <input type="checkbox"/>②あまり理解できなかった。  <input type="checkbox"/>③おおむね理解できた。  <input type="checkbox"/>④よく理解できた。</p>
<p>Q5 障がい者スポーツの課題について、研修会前と比べ理解できた。</p>	<p><input type="checkbox"/>①まったく理解できなかった。  <input type="checkbox"/>②あまり理解できなかった。  <input type="checkbox"/>③おおむね理解できた。  <input type="checkbox"/>④よく理解できた。</p>
<p>Q6 スポーツにおける暴力行為と法的な責任について、研修会前と比べ理解できた。</p>	<p><input type="checkbox"/>①まったく理解できなかった。  <input type="checkbox"/>②あまり理解できなかった。  <input type="checkbox"/>③おおむね理解できた。  <input type="checkbox"/>④よく理解できた。</p>
<p>Q7 大学スポーツにおける違法薬物の使用の現状について、研修会前と比べ理解できた。</p>	<p><input type="checkbox"/>①まったく理解できなかった。  <input type="checkbox"/>②あまり理解できなかった。  <input type="checkbox"/>③おおむね理解できた。  <input type="checkbox"/>④よく理解できた。</p>
<p>Q8 スポーツ界におけるコンプライアンス違反をなくすには、どのようにすればよいと思いますか？      該当するものを選んでください。（複数回答可）</p>	<p><input type="checkbox"/>①スポーツ団体におけるガバナンスの強化  <input type="checkbox"/>②指導者への教育  <input type="checkbox"/>③選手への教育  <input type="checkbox"/>④指導者の意識変革  <input type="checkbox"/>⑤社会環境の整備</p>
<p>Q9 今後、スポーツ・コンプライアンス教育振興機構から講習会等のご案内を送付してもよろしいですか？</p>	<p><input type="checkbox"/>①送付を認める。  <input type="checkbox"/>②送付を認めない。</p>

#### 4. 全日本大学野球連盟「インテグリティ研修会」(監督会常任委員会後に実施) 事後アンケート(調査票)

<b>お名前</b>		<b>性別</b> (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	<b>年齢層</b> (年代)	<b>歳代</b>
------------	--	---------------------	--	--------------------	-----------

<b>Q1 講義①:「スポーツ・コンプライアンス教育入門」は参考になった。</b>
<input type="checkbox"/> ① そう思わない。 <input type="checkbox"/> ② あまりそう思わない。 <input type="checkbox"/> ③ ややそう思う。 <input type="checkbox"/> ④ とてもそう思う。
<b>Q2 講義②:「スポーツのコンプライアンス・ガバナンスの法律的観点」は参考になった。</b>
<input type="checkbox"/> ① そう思わない。 <input type="checkbox"/> ② あまりそう思わない。 <input type="checkbox"/> ③ ややそう思う。 <input type="checkbox"/> ④ とてもそう思う。
<b>Q3 スポーツの価値について、研修前と比べ理解できた。</b>
<input type="checkbox"/> ① まったく理解できなかった。 <input type="checkbox"/> ② あまり理解できなかった。 <input type="checkbox"/> ③ おおむね理解できた。 <input type="checkbox"/> ④ よく理解できた。
<b>Q4 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例(体罰・暴力・暴言)について、研修前と比べ理解できた。</b>
<input type="checkbox"/> ① まったく理解できなかった。 <input type="checkbox"/> ② あまり理解できなかった。 <input type="checkbox"/> ③ おおむね理解できた。 <input type="checkbox"/> ④ よく理解できた。
<b>Q5 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例(ハラスメント)について、研修前と比べ理解できた。</b>
<input type="checkbox"/> ① まったく理解できなかった。 <input type="checkbox"/> ② あまり理解できなかった。 <input type="checkbox"/> ③ おおむね理解できた。 <input type="checkbox"/> ④ よく理解できた。
<b>Q6 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例(違法薬物の使用)について、研修前と比べ理解できた。</b>
<input type="checkbox"/> ① まったく理解できなかった。 <input type="checkbox"/> ② あまり理解できなかった。 <input type="checkbox"/> ③ おおむね理解できた。 <input type="checkbox"/> ④ よく理解できた。

**Q7** スポーツにおけるコンプライアンス違反事例（SNS の不適切な利用）について、研修前と比べ理解できた。

- ①まったく理解できなかった。
- ②あまり理解できなかった。
- ③おおむね理解できた。
- ④よく理解できた。

**Q8** スポーツ団体・ガバナンスコードの内容について、研修前と比べ理解できた。

- ①まったく理解できなかった。
- ②あまり理解できなかった。
- ③おおむね理解できた。
- ④よく理解できた。

**Q9** スポーツ団体におけるガバナンスの強化のためにスポーツ団体が何をしたらよいか、研修前と比べ理解できた。

- ①まったく理解できなかった。
- ②あまり理解できなかった。
- ③おおむね理解できた。
- ④よく理解できた。

**Q10** スポーツ界におけるコンプライアンス違反をなくすにはどうしたらよいと思いますか。

該当するものを選んでください。（複数回答可）

- ①スポーツ団体におけるガバナンスの強化
- ②指導者への教育
- ③選手への教育
- ④指導者の意識変革
- ⑤社会環境の整備

**Q11** 研修についてご意見・ご感想、今後のご希望をご記入ください。

## 5. 日本身体障がい者水泳連盟「コンプライアンス研修」事後アンケート (調査票)

お名前		性別 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 男性  <input type="checkbox"/> 女性	年齢層 (年代)	歳代
-----	--	--------------	--	-------------	----

<b>Q1 講義：「スポーツ・コンプライアンスの教育・普及」は参考になった。</b>
<input type="checkbox"/> ① そう思わない。 <input type="checkbox"/> ② あまりそう思わない。 <input type="checkbox"/> ③ ややそう思う。 <input type="checkbox"/> ④ とてもそう思う。
<b>Q2 スポーツ・コンプライアンスについて、研修前と比べ理解できた。</b>
<input type="checkbox"/> ① そう思わない。 <input type="checkbox"/> ② あまりそう思わない。 <input type="checkbox"/> ③ ややそう思う。 <input type="checkbox"/> ④ とてもそう思う。
<b>Q3 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例（体罰・暴力・暴言）について、研修前と比べ理解できた。</b>
<input type="checkbox"/> ① まったく理解できなかった。 <input type="checkbox"/> ② あまり理解できなかった。 <input type="checkbox"/> ③ おおむね理解できた。 <input type="checkbox"/> ④ よく理解できた。
<b>Q4 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例（ハラスメント）について、研修前と比べ理解できた。</b>
<input type="checkbox"/> ① まったく理解できなかった。 <input type="checkbox"/> ② あまり理解できなかった。 <input type="checkbox"/> ③ おおむね理解できた。 <input type="checkbox"/> ④ よく理解できた。
<b>Q5 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例（ドーピング）について、研修前と比べ理解できた。</b>
<input type="checkbox"/> ① まったく理解できなかった。 <input type="checkbox"/> ② あまり理解できなかった。 <input type="checkbox"/> ③ おおむね理解できた。 <input type="checkbox"/> ④ よく理解できた。
<b>Q6 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例（SNS の不適切な利用）について、研修前と比べ理解できた。</b>
<input type="checkbox"/> ① まったく理解できなかった。 <input type="checkbox"/> ② あまり理解できなかった。 <input type="checkbox"/> ③ おおむね理解できた。 <input type="checkbox"/> ④ よく理解できた。
<b>Q7 スポーツにおけるコンプライアンス違反事例（不正行為、犯罪）について、研修前と比べ</b>

**理解できた。**

- ①まったく理解できなかった。
- ②あまり理解できなかった。
- ③おおむね理解できた。
- ④よく理解できた。

**Q8 スポーツ界におけるコンプライアンス違反をなくすにはどうしたらよいと思いますか。**

**該当するものを選んでください。(複数回答可)**

- ①スポーツ団体におけるガバナンスの強化
- ②指導者への教育
- ③選手への教育
- ④指導者の意識変革
- ⑤社会環境の整備

**Q9 研修についてご意見・ご感想、今後のご希望をご記入ください。**

## 6. 「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」質疑応答集

1	<p>Q.「外部理事の定義」について、最初に理事になる際に関係性がなければよいと聞いたが、4年も理事を行うとかなり初期の頃と変わってしまい、外部理事の有用性が失われるのではないか。</p> <p>当該団体や傘下団体の役職者や幹部職員、国際レベルの選手や全国レベルのコーチ以外の人が想定されている。</p> <p>スポーツ庁のガバナンスコード（NF向け）原則2の補足説明（16～17ページ）に詳しい定義があるので、是非、読んでいただきたい。</p> <p>4年に限定する必要までは無いと思うが、外部理事についても新陳代謝を図ることが望ましいと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：副代表理事 上柳 敏郎】</p>
2	<p>Q.スポーツ・ガバナンスコードの策定と報告は、スポーツ団体の義務となっているか。あるいは強制力はあるか。中央競技団体、一般スポーツ団体それぞれどこに報告するべきか。</p> <p>中央競技団体については、毎年ガバナンスコードへの適合状況について自己説明と公表をし、4年ごとに統括団体による適合性審査を受け、その審査結果がスポーツ庁や統括団体で構成される「円卓会議」に報告される。今後、適合状況が補助金交付等の際に勘案される可能性がある。</p> <p>一般団体については、補助金申請をしない場合は、自己説明や公表をしなくとも不利益は生じない。</p> <p>しかし、ガバナンスコードへの適合状況を自己点検することは、自らの団体や関係者のためにも有益であり、社会的責任を果たすことでもある。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：副代表理事 上柳 敏郎】</p>
3	<p>Q.「理事の在任期間」について、法人化以前は年数に入らないという特例がある。そうすると、法人化前からの理事長や理事が20年、30年以上といったこともできてしまうが、どのように考えるか。</p> <p>ガバナンスコード導入にあたっての経過措置的な意味ではやむをえない側面があるが、新陳代謝に努めるのが望ましい。</p> <p>後継者の育成は、団体やリーダーの責務である。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：副代表理事 上柳 敏郎】</p>
4	<p>Q.ガバナンスコードに強制力はないが、遵守していないければ助成金に影響するのではないか。</p> <p>中央競技団体については、毎年の自己説明や公表そのものを行わなかったり、適合性審査において不適合と判断されたりした場合には、競技力向上費用助成金（いわゆる強化費）の交付などに影響がありうる。</p> <p>一般スポーツ団体については、日本スポーツ振興センター（いわゆる toto 助成）について、令和3年度分から、団体が自己説明・公表を行っていることが、新しく申請要件として追加された。</p> <p>国のその他の補助金や、地方公共団体の補助金でも今後、自己説明や公表を行っていることが申請の要件として追加される可能性がある。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：副代表理事 上柳 敏郎】</p>
5	<p>Q.「外部理事会」について、2年毎の改選で新しい理事が生まれるが、人選は会長推薦、副会長推薦のような内部からの推薦、互選であり、皆が同じスポーツを行う人である。外部理事は、どのように選ぶのが一般的なのか。</p>

	<p>スポーツ庁のガバナンスコード（NF向け）原則2の補足説明（16ページ）は、役員候補者選考委員会を設置し、その構成員に有識者を配置することが求められると指摘している。統括団体や、スポーツ法学会、各地の弁護士会等に相談することも一つの方法である。</p> <p>【回答者：副代表理事 上柳 敏郎】</p>
6	<p>Q.国内スポーツのインテグリティがないのは、地方行政が、法人格もないスポーツ団体に補助金を支出していることではないか。 法人格を持っていない団体は、金銭の明朗性の証明は出来ないと考える。</p> <p>法人格が無い場合でも、帳簿の整備や外部専門家による点検は必要である。法人格がある場合は、法律により帳簿の整備や監査が義務付けられており、その意味からも法人格の取得が望まれる。</p> <p>【回答者：副代表理事 上柳 敏郎】</p>
7	<p>Q.「スポーツ団体のガバナンス」について、分かり易い解説本はあるか。</p> <p>スポーツ庁のガバナンスコードは、良く考えられた文章なので熟読が望まれる。スポーツガバナンスという言葉を書名に含んだ解説書もいくつか出されている。それぞれ特徴があるが、いずれも有益と考えられる。</p> <p>【回答者：副代表理事 上柳 敏郎】</p>
8	<p>Q.(問題を)自組織で解決していくのは困難と思われる。バックアップ組織としての団体の有無が不可欠だと感じるが、支援の先行きなど、大変不安な見通しだと言わざるを得ない状況を解決するために協賛企業は多いようだが、それら企業による、組織運営自体への支援などの体制はあるか。(競技者への支援ではなく、体制づくりへの支援)</p> <p>企業による体制づくりへの支援は、今後期待される。日本財団パラリンピックサポートセンターの競技団体支援事業は、大きな力になっている。 当スポーツ・コンプライアンス教育振興機構も、支援に努めたい。</p> <p>【回答者：副代表理事 上柳 敏郎】</p>
9	<p>Q.女性指導者の割合が示されていたが、指導者資格の保有者の割合を示していたものか。(講義資料に対してのご質問)</p> <p>日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格の有資格者のうちの、女性の割合を示したものである。</p> <p>【回答者：理事 工藤 保子】</p>
10	<p>Q.女性理事が少ない根底には、ジェンダーの男尊女卑の問題があるのではないか。</p> <p>ジェンダーとは、社会的・文化的な性差のこととであるが、女性役員が少ないことの背景に、少なからずジェンダーの問題があると思われる。ただ、それが「男尊女卑」であるとは考えていない。</p> <p>そもそも近代のスポーツはオリンピックのモットーである「より速く、より高く、より強く」が表しているように、男性が優位なスポーツを中心に発展してきた歴史がある。</p> <p>女性がオリンピックに初めて参加できたのは、1928年、92年前の第9回アムステルダム大会の陸上の5種目からである。</p> <p>ただ、2014年にIOCが発表した「オリンピックアジェンダ2020」で男女平等がうたわれ、2016年リオ大会から、男女で参加できる競技数が28競技とはじめて同数になり、ようやく環境が整ってきた、整備されてきた状況と認識している。</p> <p>【回答者：理事 工藤 保子】</p>

11	<p>Q.女性指導者の役割として、例えば小さい子への指導は向いていると考える。年齢別プレイヤーの指導との関連現状は、どのようになっているか。</p> <p>ご質問をいただいてから、「幼児への指導に女性が適している」ことの根拠になるような先行研究を調べたが、存在していない。</p> <p>さらに、日本スポーツ協会が推進している「アクティブ・チャイルド・プログラム」の中で、指導ノウハウとして書かれていることも確認したが（<a href="https://www.japan-sports.or.jp/portals/0/acp/shidouuya_guidance.html">https://www.japan-sports.or.jp/portals/0/acp/shidouuya_guidance.html</a>）、個性や自主性を尊重する・子ども達との信頼関係を築く・発達特性に応じた配慮などが書かれており、特に女性が向いているとの記載は見つけれなかった。</p> <p>一般的に、子育て中に小さいお子さんに関わる時間がお父さんよりもお母さんのほうが多いと思われるため、小さいお子さんへの対応には女性が良いと考えられたと思うが、スポーツ指導に関しては、そのような状況を確認するような研究や指導書などの記載は、見つけることができなかったことを、報告する。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：理事 工藤 保子】</p>
12	<p>Q.男女共同参画推進には賛成だが、女性登用の具体的な割合を設けた背景は何か。</p> <p>はじめに「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること」として、2015年に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」があり、それを受け、スポーツ庁などのスポーツ関連6団体が2017年に「ブライトン・プラス・ヘルシンキ 2014 宣言」に署名し、そこでは「スポーツ組織・団体における意思決定の地位における女性の割合が、2020年までに40%に引き上げられるべき」と書かれていることから、現在、スポーツ界では40%を目標値としている。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：理事 工藤 保子】</p>
13	<p>Q.大学の部長、監督の男女割合の調査があったが、個人的に、学生スポーツ特有のOB組織の影響もあるのではないかと考える。</p> <p>個人的な見解としては、OB組織の影響もあると思われる。</p> <p>そういった意味では、大学の運動部に関わるステークホルダー（利害関係者）に対しても、今後はコンプライアンス教育・研修を行っていく必要があると考える。</p> <p>組織のガバナンスやコンプライアンスを理解したうえで、組織運営にお力添えをいただく体制作りが必要だと考える。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：理事 工藤 保子】</p>
14	<p>Q.自身が所属しているNFでは、女性理事の登用がやっと25%になった。女子理事の登用が進んでいる好事例があればお伺いしたい。</p> <p>現在、直ぐにご紹介できる競技団体を把握できていないが、身近な例では、本機構の女性理事の割合は、13名中女性が5名で、38.5%を占めている。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：理事 工藤 保子】</p>
15	<p>Q.中高の部活への介入は現在体罰や暴力といった問題を優先しており、女子生徒アスリートへの男女差指導の普及は実現していないのか。</p> <p>「普及は実現しているか」と問われると、これからとの認識を持っている。勿論、これまでも女子アスリートの特性に応じた指導をされてる指導者は沢山存在すると思われる。</p> <p>その証拠に女子・女性アスリートの活躍を目にしない日は無い。ただ、ご質問にあった部活動の指導に特化してみた場合、どのような状況なのか確認するため、以下の2競技団体の</p>

	<p>中学部活動の指導ガイドラインを見てみた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本サッカー協会「中学校部活動サッカー指導の手引き」2018年7月  <a href="https://www.jfa.jp/coach/physical_training_club_activity/guidance.html">https://www.jfa.jp/coach/physical_training_club_activity/guidance.html</a></li> <li>・日本バスケットボール協会「中学校部活動におけるバスケットボール指導の手引き」2018年10月  <a href="http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/Bukatsu-compressed_2018110.pdf">http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/Bukatsu-compressed_2018110.pdf</a></li> </ul> <p>バスケットボール協会のほうが、女子部員の人数が多いこともあり、男女の体格等の違いなどを説明する頁が割かれていた。</p> <p>サッカー協会の資料では、前提として「参加機会を広げるために、合同チーム・女子・障がいの有無にかかわらず」と明記されている。</p> <p>この2競技団体の資料からは、男女差指導までは言及していないが、男女の違いや、女子も念頭に置いて書かれていることが確認できた。</p> <p>また、私も制作に関わった事例であるが、東京都が2019年3月に「女子アスリートのコンディショニングガイド」を作成し、広く活用を促している（以下のURLからダウンロード可能）ので、参考にさせていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/joshi-athlete/">https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/joshi-athlete/</a></li> </ul> <p>男女差指導については、今後一層の普及の実現を願っているところである。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：理事 工藤 保子】</p>
16	<p>Q.「問題を起こした選手の処分」について、現在、良い取り組みをしている団体の事例などがあればご紹介いただきたい。</p> <p>「日本学生野球協会」の取組みが、下記の諸点から良いモデルと考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「日本学生野球憲章」を制定して、事案処理にあたっての基本理念が示されていること。</li> <li>② 独立、公正、中立な組織として審査室を設け、処分に関わる審査決定を行っていること。</li> <li>③ 処分の手続き、処分の種類、不服申し立て等に関する情報が公開されていること。</li> <li>④ 審査結果が所属の連盟に通知されると共に、処分の結果が速やかに報道機関に公表されること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">【回答者：代表理事 武藤 芳照】</p>
17	<p>Q.本来は貧血対策で使用されるべき鉄剤が競技力向上(持久力向上)のために高校の長距離陸上界でも使用されているとの話を聞くことがある。  <b>禁止薬物ではないのだと思うが、いまだ発達途上にある高校生の身体へ悪影響が無いのか心配である。</b></p> <p>鉄分の不足による貧血の治療として鉄剤投与が行われるのは、医学的には正しい。</p> <p>しかし、健康な人に競技力向上のために鉄剤を投与する（多くは本人が知らない間に）のは、間違いである。</p> <p>鉄剤の過剰な投与は害でしかない。そもそも、鉄剤投与してでも勝ちたいという考え方は、ドーピング行為にも相通ずるものであり間違いである。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：代表理事 武藤 芳照】</p>
18	<p>Q.幼少期の運動あそびにおいて、スポーツ・コンプライアンスは、どの程度考慮して運動あそびに関わらせればよいのか。</p>

	<p>本来、子どもの運動遊び外あそびは、楽しく面白いもの。その中で、ミニ社会を体験しつつ、心身の成長・発達を促す効果がある。皆で決めたあそびのきまり（ルール）を守り、ずるをしないことをあそびを通して学ぶことが、結果としてスポーツ・コンプライアンス教育の基盤づくりとなる。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：代表理事 武藤 芳照】</p>
19	<p><b>Q.理事や外部理事の割合には、障がい当事者の割合が定められていない。パラスポーツでは特に重要かと思われるが、どのように考えるか。</b></p> <p>スポーツ庁の中央競技団体に対するガバナンスコードには、外部理事の目標割合（25%以上）、女性理事の目標割合（40%以上）、理事任期 10 年及び再任回数の上限が示されているが、障がい者の理事の割合は示されていない。</p> <p>そもそも理事は、まず会員（団体や個人）から選ばれ、当然団体の主構成員である障がい者自身が選ばれりと認識している。</p> <p>ただし、知的障がい者の団体については難しい状況も考えられる。この場合、選手の所属するクラブの役員や保護者などが選手の代わりに理事になっていると認識している。</p> <p>また、ガバナンスコードには、アスリート委員会を設置し、アスリート（障がい者）の意見が反映されるよう示されている。</p> <p>以上のことから、これからの団体運営に障がい者の意見は十分反映されてくるものと認識している。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：理事 中森 邦男】</p>
20	<p><b>Q.障がい者競技団体の場合、特定のボランティアに頼る運営で成り立っていることで、告発することが団体の存続にかかわりかねないという恐れはあるか。</b></p> <p>① 障害の程度による本人の認識の有無自分でなかなか声を上げることができないと他者が告発することの実証の難しさ</p> <p>② 組織の密着度</p> <p>障がい者の競技団体の現状は、研修会で報告したとおり、まだまだ組織運営が脆弱な状況が続いている。</p> <p>競技団体の役員のほとんどがボランティアで、会長、理事長や強化委員長など団体の中心となっている役員の判断や考え方で組織が運営され、選手強化が進められている。</p> <p>団体によっては、会員からの代表選手及びスタッフ選考方法や周知方法、海外遠征費の選手負担などの経理関係やイベント運営などの問い合わせに対し、会員が納得できるような対応が取れていないことも予想される。</p> <p>ガバナンスコードには、相談窓口及びアスリート委員会を設置するなど、会員の意見が反映されるよう示されているが、競技団体の組織運営が脆弱である現状を鑑み、JPSA は選手や関係者からの相談窓口を設置し、その対応を行っているところである。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：理事 中森 邦男】</p>
21	<p><b>Q.体罰≒暴力でありながら、あえて「体罰」という言葉がスポーツ界で多用されるのには、どのような背景があるのか。</b></p> <p>未だに体罰は技能向上や競技成績を上げるには必要と考える指導者や、体罰は悪いことと分かっているが、それしか指導方法がない人が存在しているためであると思われる。</p> <p>また、教員以外でも、スポーツの指導を教育の範疇であると誤った理解をし、「体罰」は許されるものとして行使している傾向があるから、と推察される。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：理事 中森 邦男】</p>

22	<p>Q.試合に負けた後に、グラウンド 10 周などの行為を強いることは体罰になるか。</p> <p>スポーツ庁の「運動部活動の総合的なガイドライン」（平成 30 年 3 月）の中の『運動部活動での指導のガイドライン（平成 25 年 5 月文部科学省）』によれば、通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例として、＜バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせること＞を示している。</p> <p>したがって、練習の目的・意味を理解させた上で行うことが必要である。単なる「バツ」として無意味に行わせれば、体罰と考えられるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：事務局長・理事 櫻井 康史】</p>
23	<p>Q.暴行の理由として多いのは何か。加害者の立場のメンタルを知りたい。過去に暴力行為(当時は容認されていた)を行っていた指導者へのインタビュー経験があれば、内容をお伺いしたい。</p> <p>過去に暴力行為を行った指導者の発言を聞く限り、現在でも、体罰はスポーツの技能向上や競技成績を上げるには必要と考える指導者や、体罰は悪いことと分かっているが、それしか指導方法を知らない人が一定数存在するのではないかと思われる。</p> <p>スポーツの目的が例えば「勝利至上主義」であったり、本来のスポーツの目的とは異なった目的に拘泥してしまったりすると、自らの指導方法（暴力行為）を適切に顧みることが出来ないのではないかと思われる。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：事務局長・理事 櫻井 康史】</p>
24	<p>Q.(選手に対しては言うまでもないが、)コーチが、監督や理事に対し他者がいる前で暴言を吐いたり、無視や強圧的な態度を繰り返しても、問題としない方々がかなりいる。(えてして、そういう人物は選手にも同様のことをしがちである。)</p> <p>一般社会では、いわゆる逆ハラスメントやモラルハラスメントとされている行為が、スポーツ界では問題とされない。「仕方ない」と流してしまおうとする傾向があるが、一番に守られるべきは、もちろん様々な面から圧倒的に弱い立場の選手であるが、監督や理事等も同様ではないのか。</p> <p>全くご指摘のとおりと考える。一般の会社において問題視されているいわゆる逆ハラスメント（厚生労働省の指針にも「部下」による暴言等がパワー・ハラスメントに該当しうる旨の記載がある。）について、スポーツ界では適用がされない合理的理由はなく、同様に頂いた「コーチ」の事例もパワー・ハラスメントの一つとして捉えるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：事務局長・理事 櫻井 康史】</p>
25	<p>Q.選手と指導者が親子関係で、明らかな暴力行為があった場合は、どのように対応すればよいのか。</p> <p>暴力行為を行うスポーツ指導者が、選手の親である場合とそれ以外の場合において必要な対応に差はなく、毅然とした対応が必要であると解する。</p> <p>(親(親権者)も懲戒権を有しているが、体罰が法令上許されないことは講義で述べたとおりである。)</p> <p>暴力行為があった場合の対応は、ケースによって様々であると思われるが、所属する中央競技団体の相談窓口や、教師であれば学校・教育委員会への相談が考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：事務局長・理事 櫻井 康史】</p>
26	<p>Q.実際に起きている暴力・体罰行為の実例に比べ、一般に公表される事例が少ないように思うが、なかなか事例が公表されない原因には「プライバシーの課題」があるのか。</p>

	<p>選手の中には、客観的に見て暴力・体罰に該当する場合でも、それを当たり前として捉え、「被害者意識すらない」ケースや、告発した場合の不利益を考慮して言い出せないようなケースも多く、そもそも暴力・体罰行為は顕在化しにくい。</p> <p>また、被害者が自覚しても「相談窓口を知らないこと」、団体・組織によっては「相談窓口すら開設していないこと」も公表事例の少なさに繋がっているのではないと思われる。</p> <p>一方、プライバシーの観点からは、公表する際に当然のことながら考慮しなければならないが、公表数の少なさの直接的な原因は上記の方がより強いのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：事務局長・理事 櫻井 康史】</p>
27	<p>Q.「暴力に頼らない指導方法」について、これは我々指導する立場が考えなければいけないものがあるが、これまでの中で何か「具体的な成功事例」等、「ものの言い方」「考え方」「指導教本」等はあるか。</p> <p>暴力に頼らない指導方法については、平成 27 年に当時の文部科学省がとりまとめた「グッドコーチに向けた『7つの提言』」を一つの契機として、様々なスポーツにおいて取り上げられ、多くの関連書籍等が発刊されている（誌面の都合から特定の書籍のご紹介はさげさせて頂きたい。）。</p> <p>その中では、暴力ではスポーツの技術的な能力はあがらないという指摘が数多くなされている。</p> <p>まずもって、スポーツ指導が、スポーツにおける技術力の向上にあり、ひいてはスポーツそのもののインテグリティを高めることにあることを常に意識し、選手の人格尊重や資質を優先した技術力向上のための指導方法を協議検討していく必要があると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：事務局長・理事 櫻井 康史】</p>
28	<p>Q.「体罰」と「容認される懲戒」の違いについて、具体例を知りたい。</p> <p>体罰とは、懲戒のうち、身体的な性質（殴る蹴る等の身体に対する侵害行為や正座を長時間強いる等の肉体的苦痛を与える行為）のものとされており、それ以外の教員の教育目的をもった懲戒行為が「容認される懲戒」となるが、体罰と対比される「容認される懲戒」とは、例えば練習をサボる生徒を叱って練習をさせたり、部の秩序を守ったりするためグラウンドから退去させる等に限られたものとなると思われる。</p> <p>一方で、スポーツ指導においては、適切なスポーツ指導でも肉体的・精神的な負荷を与えるものもあるため、このような適切なスポーツ指導と体罰の限界が問題となるのではないか。</p> <p>22 の質問に対する回答でも述べたとおり、生徒に対しては、練習の目的・意味を理解させて上で行うことが必要であり、例えば「10 週グラウンドを走る」といった行為も、生徒の持久力・精神力の向上を目的とした適正なものであれば、「適切なスポーツ指導」であるし、単なる「バツ」として無意味に行わせれば、体罰と考えられるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：事務局長・理事 櫻井 康史】</p>
29	<p>Q.大麻に走る学生は、試合に出していない部員か、レギュラーではないと思われる。また、周囲は気付いているのではないか。見て見ぬ振り体質があるのではないか。</p> <p>日大のラグビー部は「寮」の本人の自室から大麻が発見された。</p> <p>「見て見ぬ振り」といった個々の生活態度、体質以前に、部の統治に何か大きな欠陥があったと言わざる得ないと思う。</p> <p>レギュラーかサブか、幽霊部員かは、大麻問題と関連性があるか、または、「サブが大麻事件を起こした」「レギュラーが所持していた」といった分類が重要かどうかは考えなかった。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：業務執行理事 増島 みどり】</p>

30	<p><b>Q.現在の大麻取締法では罪に問われない？検討すると報道されているが、罰則がないのか。</b></p> <p>ご質問の意図が（罪に問われない、検討する）分からず申し訳ない。  大麻取締法は、所持、栽培、密輸、売買を罰する。日大、摂南大の2件は所持で警察に現行犯逮捕、ほかは「情報提供」によって使用を認めたものなので刑事罰の対象にならなかった。</p> <p>東海大野球部は2人、近大サッカー部12人とも大学の調査委員会で調べた結果、退学、停学などの懲罰を科している。</p> <p>これは大学として「品位を傷付ける」などの規定に該当するかどうかの判定で、薬物に関して大学スポーツとして共有するルール、罰則は現時点ではない状態である。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：業務執行理事 増島 みどり】</p>
31	<p><b>Q.不祥事を「個人」の問題とし「連帯責任」の追求を軽視する傾向が強まり、チームや競技団体には「個人を切り捨てるガバナンス」に傾斜しているように思うが、そのことと取材されたケースの関係について感じられたことがあればお伺いしたい。</b></p> <p>大学自体の問題か、部の問題か、個人の問題か、その事案の様態によって異なり、一概には「個人を切り捨てるガバナンス」かどうか判定しにくい面がある。むしろ、スポーツ活動はどのような目標・目的、方針で行っているのかという、前提が大事だと考える。</p> <p>私は、都合のいい時は、「仲間だ、サブまでのチーム力で勝った」と言うのに対し、問題が起きると、おっしゃるように「個人の問題だ」とする対応には違和感がある。</p> <p>少し異なる例だが、高校サッカー選手権での山辺高校の飲酒問題で「飲酒をした個人に再教育を行い、チームは出場する」と、判断した学校側の会見には違和感を抱いた。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：業務執行理事 増島 みどり】</p>
32	<p><b>Q.大学生の大麻問題を改善するためには、関係機関が連携したグラスルーツ活動が必要と感じたが、どのように考えるか。</b></p> <p>ご指摘のとおり、グラスルーツにおける啓発活動がとても重要である。</p> <p>今、子どもたちがスポーツを始めても、大麻だろうがステロイドだろうが「薬物」について教えられる機会は皆無である。「スポーツをする」というと勝利のみが目標になる。</p> <p>しかし、スポーツには何より知識が必要で、義務や責任が伴うかについても同時に伝えるように「草の根」が広く、強く張り巡らされる状態を、指導者は提供しなくてはならないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：業務執行理事 増島 みどり】</p>

一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構  
〒105-0003  
東京都港区西新橋 1-24-16 平和ビル 7F  
TEL : 03-5521-2205 FAX : 03-3581-2210  
E-mail : info@spo-com.org